

参考資料
(土木工事の技術基準)

平成22年7月
(平成29年4月改定)
宮崎県県土整備部

目 次

- 1 宮崎県工事請負契約約款
- 2 宮崎県工事請負契約約款運用基準
- 3 宮崎県工事成績評定要領
- 4 宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱
- 5 土木工事用骨材の規格試験実施要領
- 6 **アスファルト混合物取扱要領 生アス取扱要領**
- 7 建設工事における建設副産物適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針
- 8 建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
- 9 再生資源の利用基準
- 10 再生骨材の規格試験実施要領



上記、1． 2． 3． 6． 9の最新版を掲載する。

宮崎県工事請負契約約款

(総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、入札公告及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
 - 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
 - 5 受注者は、この契約を履行するに当たり個人情報を取り扱う場合は、発注者の指示に従い、適切な管理を行うものとする。
 - 6 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
 - 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
 - 8 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
 - 9 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 10 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 12 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
 - 13 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条** 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表及び請負代金内訳書)

- 第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、特に契約で定めた場合は、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を前項の工程表に添えて提出しなければならない。
 - 3 第1項の工程表及び内訳書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

- 第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

- 第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、工事目的物、工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

- 第6条** 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知等）

- 第7条** 受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、発注者に対して当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 受注者は、前項の下請負人を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（建設資材を県外から購入する場合の通知等）

- 第7条の2** 受注者は、工事に係る建設資材（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第1項に規定する建設資材をいう。以下同じ。）を購入する場合において、宮崎県内に営業所を有しない者を契約の相手方としたときは、直ちに、発注者に対して当該契約の相手方の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。
- 2 受注者は、建設資材を購入する場合においては、当該購入の相手方を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

（特許権等の使用）

- 第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

- 第9条** 発注者は、監督員を置いたときは、その職名及び氏名を受注者に通知しなければならない。

監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) [] 主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は [] 監理技術者（建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（履行報告）

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任

する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した上で、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査(確認を含む。以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めるときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した上で、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(工事用地の確保等)

- 第16条** 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
 - 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
 - 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)

- 第17条** 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められると

きは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工場現場の形状、地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いなしに行うことができる。
 - 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げるところにより設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
 - 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、

火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した上で、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この約款の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第25条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額

から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより算定する。
 - (1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。
 - (3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により費用を負担すべき場合又は請負代金額を増額すべき場合において、特別の理由があるときは、負担額又は請負代金額の増額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の費用を負担すべき事由又は請負代金額を増額すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項に規定する期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第34条 受注者は、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし、請負代金額が100万円未満の工事については、請求できない。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
- 3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

- 4 受注者は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者の中間前払に係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定後速やかにその結果を受注者に通知しなければならない。
- 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第49条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
- 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回（中間前払金を請求する場合にあつては、2回）を超えることができない。

- 2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。
- 3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受

注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第1項の請負代金相当額 × { 9 / 10 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

- 7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額 = 指定部分に相応する請負代金の額 × { 1 - (前払金額 + 中間前払金額) / 請負代金額 }

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

- 3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

第40条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められている

ときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することができない。

- 2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9/10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度中間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。ただし、各会計年度において中間前払金の支払があった場合は、当該年度の回数を1回減じるものとする。

年度	回
年度	回
年度	回

（第三者による代理受領）

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づき支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した上で、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(瑕疵担保)

第44条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内（木造の建物等の建築工事及び設備工事等の場合は、1年以内）に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、第2項に規定する期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項に規定する権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5) 第48条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力

団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(談合その他不正行為による発注者の解除権)

第46条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第46条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法(平成16年法律第75号)第74条第1項の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等

3 第1項各号のいずれかに該当する場合(第46条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(その他の理由による発注者の解除権)

第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条又は第46条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第48条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第49条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当するときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発

注者に返還しなければならない。

- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失し、若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失し、又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、かつ、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当するときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他不正行為による損害賠償の予約）

第49条の2 受注者は、第46条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、その超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

（火災保険等）

第50条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払

の日まで年2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏（じゆん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

- 2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.8パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第52条 この約款の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による宮崎県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者又は監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第53条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（契約の費用）

第54条 契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（補則）

第55条 この約款に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）に定めるところによるものとし、約款及び宮崎県財務規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約の履行に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外のものから収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報を当該業務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の指示があるとき、又はあらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第7 受注者は、発注者の承諾があつたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に請け負わせ、又は再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 受注者は、業務を処理するために発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 受注者は、業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目

的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

2 受注者は、第7の規定による発注者の承諾を得て、個人情報を取り扱う業務を第三者へ委任し、又は請け負わせる場合は、当該第三者に対し前項の規定を遵守するよう指導しなければならない。

(実地調査等)

第10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者が処理する業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 受注者は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別記
様式第1号

工 事 請 負 契 約 書

印
紙

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 請負代金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税額									円

5 契約保証金

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(注) 契約保証金を免除する場合は、免除と記載する。

6 資材の再資源化等に関する事項

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

上記の工事について、発注者宮崎県と受注者とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の宮崎県工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 出来形部分払の回数

(2) 特約事項

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

この契約成立の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 宮 崎 県

印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所氏名を記入する。

(別紙1)

資材の再資源化等に関する事項

1. 分別解体等の方法

	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
		<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2. 解体工事に要する費用(直接工事費) _____円(税抜き)

(注)・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3. 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用(直接工事費) _____円(税抜き)

(注)・運搬費を含む。

様式第1号の2

工 事 請 負 変 更 契 約 書

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

4 増減請負代金額

増額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
減額									

うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円

5 資材の再資源化等に関する事項

(1) 分別解体等の方法

(2) 請負代金額のうち、解体工事に要する費用

(3) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(4) 請負代金額のうち、再資源化等に要する費用

(注) 建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、それぞれの項目について記入する。

年 月 日付で契約した工事については、今回別冊変更図面及び仕様書のとおり、工事内容の変更により、上記のとおり変更契約したので、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年 月 日

発注者 宮 崎 県

印

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

印
紙

様式第2号（約款第3条関係）

工程表

1 工事名

2 工事場所

3 工期

自 年 月 日
至 年 月 日

4 工程計画

種別 \ 月日	月	月	月	月	月	備考

上記工事の工程計画を提出します。

年 月 日

受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

発注者 殿

（注）工程計画を別紙とする場合は、4の枠内に「別紙のとおり」と記載してください。

様式第 4 号（約款第 9 条関係）

監督員選任（変更）通知書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
総括監督員職氏名	(変更前) (変更後)
主任監督員職氏名	(変更前) (変更後)
<p>上記のとおり、監督員を選任（変更）したので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p>出先機関の長 印</p> <p>受注者 商号又は名称 代表者氏名 殿</p>	

様式第5号（約款第10条関係）

現場代理人等選任（変更）通知書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 港 大字
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
現場代理人氏名	(変更前) (変更後)
主任 技術者氏名 監理	(変更前) (変更後)
専門技術者氏名	(変更前) (変更後)
<p>上記のとおり、現場代理人等を選任（変更）したので通知します。 なお、現場代理人及び専任の主任（監理）技術者は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する、営業所ごとに置く専任の技術者ではありません。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

（注）主任技術者又は監理技術者は、不要のものを抹消し、別紙略歴書を添付してください。

なお、入札参加資格確認時に「主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書」を提出している場合は、別紙略歴書は不要です。

(別紙)

監理技術者
主任技術者 略 歴 書
専門技術者

商号又は名称

受注者 代表者氏名

印

監理技術者
主任技術者 氏 名
専門技術者

生年月日

最 終 学 歴

年 月 日 _____

保 有 資 格 免 許

年 月 日 _____

工 事 経 歴

(期 間)

(工事内容)

自 年 月 日

至 年 月 日 _____

(記載要領)

- 1 各技術者ごとに別葉とし、様式中不要の技術者は抹消する。
- 2 最終学歴は専攻科目まで記載する。
- 3 保有資格免許は、その名称、種別、登録番号を記載する。
- 4 工事経歴は、
 - ① 主任技術者は、主な経歴を記述する。
 - ② 監理技術者は、指導監理的経歴を記載する（下請を除く。）。)
 - ③ 専門技術者は、その専門工事の経歴を記載する。

(注) 入札参加資格確認時に「主任（監理）技術者等の資格・工事経験調書」を提出している場合で主任（監理）技術者を変更する際は、この略歴書でなく、同調書を添付してください。

様式第6号（約款第20条関係）

工事中止（再開）通知書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
中 止 期 間	
中 止（再 開） の 理 由	
<p>上記工事の施工を 年 月 日から中止（再開）してください。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">発注者 印</p> <p>受 注 者 商号又は名称 代 表 者 氏 名 殿</p>	

様式第7号（約款第23条関係）

印
紙

工期変更協議書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 大字 港
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
変更の理由	
<p>上記工事の工期終期を 年 月 日までに変更したいので協議します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（発注者又は受注者） 印</p> <p>（受注者又は発注者） 殿</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記工事の工期の変更については承知しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（受注者又は発注者） 印</p> <p>（発注者又は受注者） 殿</p>	

様式第8号（約款第31条関係）

工事完成届	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 港 大字
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	一金 円
完成年月日	年 月 日
<p>上記のとおり、工事が完成しましたので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第10号（約款第31条関係）

工事目的物引渡申出書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 村 港 市 村 大字
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請負代金額	一金 円
完成年月日	年 月 日
完成検査 年 月 日	年 月 日
<p>上記のとおり、工事目的物を引き渡したいので申し出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第11号（約款第32条関係）

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金請求書										
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工 事 名	第 号 工事									
工 事 場 所	線 川 港 郡 町 大字 市 村									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日									
完 成 年 月 日	年 月 日									
検 査 年 月 日	年 月 日									
引 渡 年 月 日	年 月 日									
請 負 代 金 額	一金 円									
内 訳	前 払 金	一金 円		部 分 払 金 受 領 済 額 内 訳						
	中 間 前 払 金	一金 円		回 数	金 額					
	部 分 払 金	一金 円		第 1 回	一金 円					
	損 害 賠 償 責 任 額	一金 円		第 2 回	一金 円					
	そ の 他 の 金 額	一金 円		第 3 回	一金 円					
	差 引 金 額	一金 円								
<p>上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

様式第11号の2 (約款第32条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	-----
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金請求書 [債権譲渡]										
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工 事 名	第 号 工 事									
工 事 場 所	線 川 港 郡 町 大字 市 村									
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日									
完 成 年 月 日	年 月 日									
検 査 年 月 日	年 月 日									
引 渡 年 月 日	年 月 日									
請 負 代 金 額	一金 円									
内 訳	前 払 金	一金	円	部 分 払 金 受 領 済 額 内 訳						
	中 間 前 払 金	一金	円	回 数	金 額					
	部 分 払 金	一金	円	第 1 回	一金	円				
	損 害 賠 償 責 任 額	一金	円	第 2 回	一金	円				
	そ の 他 の 金 額	一金	円	第 3 回	一金	円				
	差 引 金 額	一金	円							
<p>上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>債権譲受人 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

様式第11号の3 (約款第32条関係)

口座振替申出表示 (受任者)		口座振替申出表示 (受注者)	
金融機関名		金融機関名	
預金の種類		預金の種類	
口座番号		口座番号	
フリガナ		フリガナ	
口座名義		口座名義	
債権者番号		債権者番号	

工事請負代金請求書 [代理受領]										
請求金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
うち受任者受領額 一金 円 受注者受領額 一金 円										
工 事 名	第			号			工 事			
工 事 場 所	線		郡		町		大字			
	川		市		村					
	港									
工 期	自	年		月		日				
	至	年		月		日				
完 成 年 月 日	年		月		日					
検 査 年 月 日	年		月		日					
引 渡 年 月 日	年		月		日					
代理受領の受任者	銀行・農協・金庫・その他									
請 負 代 金 額	一金		円							
内 訳	前 払 金	一金	円		部 分 払 金 受 領 済 額 内 訳					
	中 間 前 払 金	一金	円		回 数	金 額				
	部 分 払 金	一金	円		第 1 回	一金	円			
	損 害 賠 償 責 任 額	一金	円		第 2 回	一金	円			
	そ の 他 の 金 額	一金	円		第 3 回	一金	円			
	差 引 金 額	一金	円							
<p>上記工事の完成検査及び引渡しを終了しましたので、請負代金を請求します。 なお、請負代金の受領に当たっては、上記代理受領の受任者を受注者の代理人としてください。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

(注) 発注者が交付した請負代金等代理受領承諾申請書の写しを添付してください。

様式第12号（約款第34条関係）

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金前金払請求書									
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事名	第 号 工事								
工事場所	線	郡	町	大字					
	川	市	村						
	港								
工期	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
請負代金額	一金 円								
<p>上記のとおり、前払金保証事業会社の保証証書を添えて前払金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>									

様式第12号の2（約款第34条関係）

工事請負代金中間前金払認定請求書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
<p>上記工事について、中間前払金に係る認定を申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第12号の3（約款第34条関係）

工事請負代金中間前金払認定調書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
請 負 代 金 額	一金 円
摘 要	
<p>上記の工事については、その進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">発注者 印</p> <p>受注者 商号又は名称 代表者氏名 殿</p>	

様式第12号の4（約款第34条関係）

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金中間前金払請求書									
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
工事名	第 号 工事								
工事場所	線	郡	町	大字					
	川	市	村						
	港								
工 期	自	年	月	日					
	至	年	月	日					
請 負 代 金 額	一金 円								
<p>上記のとおり、前払金保証事業会社の保証証書を添えて中間前払金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>									

様式第13号（約款第37条関係）

既済部分検査請求書	
工 事 名	第 号 工事
工 事 場 所	線 郡 町 川 市 大字 港 市 村
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日
<p>上記の工事について、 年 月 日現在における既済部分検査を請求 します。</p> <p>年 月 日</p> <p>受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>	

様式第13号の2 (約款第37条関係)

口座振替申出表示	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金部分払請求書												
請求金額	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
工事名	第 号								工事			
工事場所	線川港		郡市		町村		大字					
工期	自	年		月		日						
	至	年		月		日						
検査年月日	年		月		日							
請負代金額	一金				円							
前払金額	一金				円							
内 訳	請負出来高金額	一金				円				部分払金受領済額内訳		
	同上の9/10	一金				円				回数	金額	
	前払金控除額	一金				円				第1回	一金	円
	中間前払金控除額	一金				円				第2回	一金	円
	部分払金受領済額	一金				円				/		
	その他の控除額	一金				円						
	差引金額	一金				円						
<p>上記工事は、 年 月 日現在出来形 %に達しましたので、第 回部分払金を請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>												

様式第13号の3 (約款第37条関係)

口座振替申出表示 (受任者)	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

口座振替申出表示 (受注者)	
金融機関名	
預金の種類	
口座番号	
フリガナ	
口座名義	
債権者番号	

工事請負代金部分払請求書 [代理受領]										
請求金額		億	千	百	十	万	千	百	十	円
		うち受任者受領額 一金 円 受注者受領額 一金 円								
工事名	第 号 工事									
工事場所	線 郡 町 大字 川 市 村									
工期	自 年 月 日									
	至 年 月 日									
検査年月日	年 月 日									
代理受領の受任者	銀行・農協・金庫・その他									
請負代金額	一金 円									
前払金額	一金 円									
内 訳	請負出来高金額	一金	円	部分払金受領済額内訳						
	同上の9/10	一金	円	回数	金額					
	前払金控除額	一金	円	第1回	一金	円				
	中間前払金控除額	一金	円	第2回	一金	円				
	部分払金受領済額	一金	円	/						
	その他の控除額	一金	円							
	差引金額	一金	円							
<p>上記工事は、 年 月 日現在出来形 %に達しましたので、第 回部分払金を請求します。 なお、請負代金の受領に当たっては、上記代理受領の受任者を受注者の代理人としてください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">受注者 住 所 商号又は名称 代表者氏名 印</p> <p>発注者 殿</p>										

(注) 発注者が交付した請負代金等代理受領承諾申請書の写しを添付してください。

様式第14号（約款第53条関係）

仲 裁 合 意 書

工 事 名 第 号 工事

線 郡 町
工 事 場 所 川 大字
港 市 村

年 月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名

建設工事紛争審査会

年 月 日

発注者 宮 崎 県

印

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

（注）管轄審査会名が記入されていない場合は、原則として建設業法第25条の9第1項又は第2項に定める建設工事紛争審査会を管轄審査会とします。

(別添)

宮崎県工事請負契約約款運用基準

第1 全般的事項

- 1 この約款は、宮崎県財務規則（以下「規則」という。）第105条第3項の規定に基づくものであるから、工事請負の契約は、これを基準として約定しなければならないこと。
- 2 従来どおり契約書と約款とを分離するが、契約ごとに契約書に約款を添付しなければならないこと。
- 3 この約款は、一般的な規定であるので、具体的な契約の締結に当たっては、規則に違反しない限りにおいて適宜変改を加えることは差し支えないが、その場合は、予算（工事）執行伺いに約款との相違点を明示し、変改の理由を付記すること。
- 4 契約の締結に当たっては、特に支障のない限り次のとおりとすること。
 - (1) 当初契約
工事請負契約書（別記様式第1号）によること。
 - (2) 変更契約
工事請負変更契約書（別記様式第1号の2）によること。
- 5 別記様式について必要に応じ、加除等を行った場合には、その旨を予算（工事）執行伺いにおいて明らかにすること。

第2 各条項について

- 1 第1条関係
 - (1) 第3項において、施工方法等については、原則として受注者の責任において定めることとしているので、設計図書において特別の定めをする場合は、その必要性を十分検討し、必要最小限のものとする。
 - (2) 第4項の守秘義務は、公共の施設の設計・施工情報が外部に漏れた場合の安全上、警備上等の重大性を勘案の上、入札執行前の説明において趣旨の徹底を図ること。
 - (3) 第5項において、受注者が個人情報を取り扱う場合にあっては、別添の個人情報取扱特記事項を遵守すること。
 - (4) 第13項において、受注者が共同企業体を結成している場合には、契約担当者を受注者との間で行うすべての行為は共同企業体の代表者を通じて行うこととなったこと。
- 2 第3条関係
 - (1) 第1項の工程表の提出は、工程表（別記様式第2号）による。ただし、共通仕様書に定める施工計画書を契約締結後14日以内に提出した場合、工程表の提出は、共通仕様書に定める施工計画書の提出をもって代えるものとする。
 - (2) 第2項の「特に契約で定めた場合」とは、仕様書で定めた場合をいう。
なお、請負代金内訳書については、承認を要せず、発注者及び受注者を拘束するものではないので、第24条の規定による請負代金額の変更、第29条の規定による天災その他の不可抗力による損害の負担、第37条の規定による部分払等を行う場合の額の確認等に当たって受注者と協議する額の算定は、工程表を参考にして設計図書の内訳により行うものとする。
- 3 第4条関係
工事完成保証人制度を廃止したことにより、原則として、契約保証金その他の金銭的保証を求めることとしたこと。なお、具体的な取扱いについては別に定める。
- 4 第5条関係

工事請負代金に係る債権譲渡の具体的な取扱いについては、別に定める。

5 第7条関係

- (1) 「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称及び県内に主たる営業所を有しない者を下請負人とした場合の理由等を含むものであること。
- (2) 下請負人の通知は、一部下請負通知書（別記様式第3号）によるものとし、下請契約書、請書又は注文書等の写しを添付させること。
- (3) 「その他必要な事項」のうち、一部下請負通知書（別記様式第3号）に掲げる事項以外に係る具体的な取扱いについては、別に定める。

6 第7条の2関係

- (1) 建設資材の購入の通知は、建設資材購入通知書（別記様式第3号の2）によること。
- (2) 「契約」とは、口頭による売買契約を含むものであること。
- (3) 「その他必要な事項」とは、契約の相手方（購入先）の住所、購入資材名、購入金額及び県内に営業所を有しない者から購入した理由等を含むものであること。

7 第9条関係

- (1) 監督員の選任(変更)の通知は、監督員選任(変更)通知書（別記様式第4号）によること。
- (2) 第2項における監督員の権限は、次のとおりである。

ア 約款の他の条項に定めるもの

- (ア) 受注者の工事関係者に関する措置請求（第12条第2項）
- (イ) 工事材料の検査（第13条第3項）
- (ウ) 工事材料の調合又は工事施工の立会い及び見本検査（第14条第4項）
- (エ) 支給材料等の検査（第15条第2項）及び支給材料又は貸与品の使用方法が明示されていない場合の指示（第15条第11項）
- (オ) 工事の施工部分が設計図書に適合しない場合の改造請求及び破壊検査（第17条）
- (カ) 条件変更に係る施工条件等の調査（第18条第2項）
- (キ) 臨機の措置に係る受注者に対する意見及び措置請求（第26条第1項及び第3項）

イ 約款に基づく契約担当者の権限とされる事項のうち、契約担当者が必要と認めて監督員に委任したもの

ウ 第2項各号に掲げるもの

- (ア) 設計図書に定めるところにより、契約の履行についての受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (イ) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (ウ) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- (3) 第3項において、「2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、同一の監督業務について工種ごとに監督員を任命して、権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督員選任(変更)通知書に明示すること。

8 第10条関係

- (1) 第1項の [] の部分には、工事が建設業法第26条第3項に該当する場合に「専

任の」の字句を記入するものとする。ただし、当該工事が建設業法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者の〔 〕の部分に「監理技術者資格者証の交付を受けた専任の」の字句を記入する。

(2) 工事が建設業法第26条第2項に該当する場合には、「主任技術者」に代え「監理技術者」を適用するものであること。

(3) 現場代理人、専任の主任技術者及び監理技術者は、建設業法第7条第2号又は第15条第2号に規定する、営業所ごとに置く専任の技術者でないこと。

(4) 現場代理人等選任（変更）通知は、現場代理人等選任（変更）通知書（別記様式第5号）によること。

(5) 第3項における「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障」がないものとは、次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

イ 第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間

ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

エ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

9 第11条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、施工計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

10 第16条関係

(1) 第1項は契約担当者の工事用地の確保義務を規定したものであるが、「乙が工事の施工上必要とする日」とは、受注者の工事の進捗状況を勘案して現実に受注者が工事を施工するため、用地を必要とする日をいう。

(2) 第3項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(3) 第4項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

11 第20条関係

(1) 第1項において、「工事用地等の確保ができなため工事の全部又は一部の施工を中止させなければならない場合」とは、現実に受注者が工事を施工できないと認められるときをいう。

(2) 第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し又は工事の続行に備えるため労働者、建設機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、建設機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するための労働者、建設機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいう。

(3) 工事中止及び工事再開の通知は、工事中止（再開）通知書（別記様式第6号）によること。

12 第23条関係

(1) 第1項の「工期の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第1項、第22条第1項及び第2項並びに第43条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 工期変更の協議は、工期変更協議書（別記様式第7号）によること。

(3) 第2項の「工期の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又

は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一部中止を通知した日をいうものであること。

13 第24条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第15条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第17条第1項においては、監督員が改造の請求を行った日、第18条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第19条においては、設計図書の変更が行われた日、第20条第3項においては、契約担当者が工事の施工の一時中止を通知した日、第21条第2項においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第22条第3項においては、契約担当者が同条第1項又は第2項の請求を行った日、第43条第2項においては、受注者が工事の施工の一部中止を通知した日をいうものであること。
- (3) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第15条第7項、第17条第1項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項及び第43条第2項の規定に基づくものをいう。

14 第25条関係

- (1) 第1項の請求は、残工事の工期が2か月以上ある場合に行うことができること。
- (2) 第2項の「変動前残工事代金額」の算定の基礎となる「当該請求時の出来形部分」の確認については、第1項の請求があった日から起算して14日以内に契約担当者が受注者と協議して定める日において、監督員に確認させるものとする。この場合において、受注者の責めにより遅延していると認められる工事量は、当該請求時の出来形部分に含めるものとする。
- (3) 第4項に規定する再スライドを行う場合は、(1)及び(2)を準用すること。
- (4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。
- (5) 第5項の「特別な要因」とは、主要な建設資材の価格を著しく変動させるおそれのある原油価格の引上げのような特別な要因をいう。

15 第29条関係

- (1) 第4項の「請負代金額」とは、被害を負担する時点における請負代金額をいうものであること。
- (2) 1回の損害額が当初の請負代金額の1,000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0円として取り扱うこと。
- (3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用とする。
- (4) 契約担当者は、入札執行前の説明において(1)及び(2)の事項を承知させること。

16 第31条関係

- (1) 工事完成の通知は、工事完成届（別記様式第8号）によること。
- (2) 前項の通知は、工期の最終日までに発注者に到達しなければならないこと。ただし、工期の最終日が「宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）」

第2条第1項に規定する県の休日である場合は、直後の開庁日までとする。

(3) 工事完成検査の結果通知は、工事完成（既済部分）検査書（別記様式第9号）によること。

(4) 工事目的物の引渡の申出は、工事目的物引渡申出書（別記様式第10号）によること。

17 第32条関係

(1) 請負代金の支払請求は、工事請負代金請求書（別記様式第11号）によること。ただし、請負代金の債権譲渡を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金請求書〔債権譲渡〕（別記様式第11号の2）により、請負代金の受領委任を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金請求書〔代理受領〕（別記様式第11号の3）によること。

(2) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

18 第34条関係

(1) 前払金の支払請求は、工事請負代金前金払請求書（別記様式第12号）によるものとし、支払は、口座振替の方法に限り、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入させること。

(2) 中間前金払の認定にあたっては、次の要件を満たすことを確認すること。

ア 工期の二分の一を経過していること。

イ 工程表により工期の二分の一を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の二分の一以上の額に相当するものであること。

(3) 中間前金払の認定の請求は、工事の履行報告とともに、工事請負代金中間前金払認定請求書（別記様式第12号の2）により行うものとし、認定した場合の結果の通知は、工事請負代金中間前金払認定調書（別記様式第12号の3）によること。

(4) 中間前金払の支払請求は、工事請負代金中間前金払請求書（別記様式第12号の4）によるものとし、支払は、口座振替の方法に限り、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入させること。

(5) 前払金及び中間前払金の具体的な取扱いについては、別に定める。

19 第35条関係

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らないこと。

20 第37条関係

(1) 第1項ただし書きの規定により、部分払は工期中3回（中間前払金を請求する場合にあっては2回）を限度として行うことができるとしているが、請負代金額に応じて次に定める回数を超えることができないものとする。なお、当該回数は、契約書の「出来形部分払の回数」の欄に記載すること。

ア 請負代金額 100万円以上1,000万円未満
2回（中間前払金を請求する場合は1回）

イ 請負代金額 1,000万円以上
3回（中間前払金を請求する場合は2回）

(2) 出来型部分又は工事現場に搬入済みの工事材料（以下「既済部分」という。）の確認は、既済部分検査請求書（別記様式第13号）によること。

(3) 既済部分の結果の通知は、工事完成（既済部分）検査書（別記様式第9号）によ

ること。

(4) 部分払の支払請求は、工事請負代金部分払請求書（別記様式第13号の2）によること。ただし、請負代金の代理受領を承諾した場合の支払請求は、工事請負代金部分払請求書〔代理受領〕（別記様式第13号の3）によること。

(5) 口座振替の方法による支払の申出は、口座振替申出表示の欄に必要事項を記入すること。

(6) 中間前払金の請求は、部分払金の請求後はこれを行うことができないものとする。

21 第39条関係

(1) 契約担当者は、入札執行前の説明において次に掲げる事項を承知させること。

ア 各会計年度における請負代金額の支払限度額（○年度○％と割合で明示すること。）

イ 各会計年度における請負代金額の支払限度額及び出来高予定額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者又は随意契約の場合における契約の相手方に通知すること。

22 第40条関係

第2項は、いわゆるゼロ国債、ゼロ県債を対象とした規定であること。

23 第41条関係

(1) 第2項における部分払金の額の算出に当たっては、付録を参考とすること。

(2) 第3項の部分払金の回数の設定に当たっては、20中「請負代金額」を「支払限度額」と読み替えて準用する。

24 第42条関係

工事請負代金の第三者による代理受領の具体的な取扱いについては、別に定める。

25 第45条関係

(1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。

(2) 工期内に工事が完成し、検査の結果不合格の場合には、完成した日から契約に定めた工事完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。

(3) 受注者の履行遅滞の場合における損害金の具体的な取扱いについては、別に定める。

26 第46条関係

発注者の解除権の具体的な取扱いについては、別に定める。

27 第49条関係

(1) 第6項の「撤去」には、支給材料又は貸与品を契約担当者に返還することが含まれること。

(2) 第7項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

28 第53条関係

仲裁合意書は、仲裁合意書（別記様式第14号）によること。

29 第54条関係

「契約の締結に要する費用」とは、契約書類の印刷代、浄書料、印紙代等の費用をいう。

債務負担行為に係る契約の部分払金額等の計算事例

[前提条件]

- ・ 請負代金額 400百万円
- ・ 支払限度額 初年度 198百万円 次年度 202百万円
- ・ 出来高予定額 初年度 220百万円 次年度 180百万円
- ・ 前払率 40%
- ・ 中間前金率 20%
- ・ 部分払の回数 初年度 2回、次年度 2回
- ・ 部分払の留保率 10%（9分金払）
- ・ 部分払時の出来高 初年度第1回請求時の出来高 150百万円
" 第2回 " 220百万円

※ 通常、年度の最終回の部分払請求は年度末に行われるので、第2回目の請求は年度末に行われるものとする。

- 翌年度第1回請求時の出来高 280百万円
- " 第2回 " 360百万円

[計算方法]

◎ 初年度

○ 初年度の前払金額

$$\begin{aligned} &= \text{初年度の出来高予定額} \times 4 / 10 \\ &= 220 \times 4 / 10 \\ &= 88 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度の中間前払金額

$$\begin{aligned} &= \text{初年度の出来高予定額} \times 2 / 10 \\ &= 220 \times 2 / 10 \\ &= 44 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度第1回の部分払金額

$$\begin{aligned} &= \text{請求時の出来高の請負代金相当額} \times 9 / 10 \\ &\quad - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ &\quad - \{ \text{請求時の出来高の請負代金相当額} \\ &\quad \quad - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ &\quad \times \{ (\text{当該会計年度前払金額} + \text{当該会計年度中間前払金額}) \\ &\quad \quad / \text{当該会計年度出来高予定額} \} \\ &= 150 \times 9 / 10 - (0 + 0) - \{ 150 - (0 + 0) \} \times \{ (88 + 44) / 220 \} \\ &= 45 \text{百万円} \end{aligned}$$

○ 初年度第2回（年度末）の部分払金額

$$\begin{aligned} &= 220 \times 9 / 10 - (0 + 45) - \{ 220 - (0 + 0) \} \times \{ (88 + 44) / 220 \} \\ &= 21 \text{百万円} \cdots \cdots \text{支払うべき部分払金額} \end{aligned}$$

ただし、支払限度額を超えると支払ができなくなるので、支払限度額の余裕額の確認が必要となる。

支払限度額の余裕額

$$\begin{aligned} &= \text{支払限度額} - \text{前払金額} - \text{中間前払金額} - \text{第1回部分払金額} \\ &= 198 - 88 - 44 - 45 \end{aligned}$$

=21百万円

第2回目に支払うべき部分払金額(21百万円)は、支払限度額に収まっているので、そのまま支払われることとなる。

なお、仮に支払限度額が190百万円であった場合には、支払限度額の余裕額は13百万円となり、第2回目の部分払については、13百万円しか支払うことができなくなるので、このようなことがないように、あらかじめ支払が可能な範囲内で年度末の出来高予定額を決める必要がある。

◎ 次年度

○ 次年度の前払金額

=次年度の出来高予定額×4/10

=180×4/10

=72百万円

○ 次年度の間前払金額

=次年度の出来高予定額×2/10

=180×2/10

=36百万円

○ 次年度第1回の部分払金額

=請求時の出来高の請負代金相当額×9/10

－ (前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)

－ {請求時の出来高の請負代金相当額

－ (前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額)}

× {(当該会計年度前払金額+当該会計年度間前払金額)

／当該会計年度出来高予定額}

=280×9/10－(198+0)－{280－(220+0)}×{(72+36)/180}

=18百万円

○ 次年度第2回の部分払金額

=360×9/10－(198+18)－{360－(220+0)}×{(72+36)/180}

=24百万円

○ 工事完成時の支払金額

=請負代金額－既支払額

=400－88－44－45－21－72－36－18－24

=52百万円

宮崎県工事成績評定要領

平成20年4月1日
環境森林部自然環境課
農政水産部農村計画課
県土整備部技術企画課

(目的)

第1条 この要領は、環境森林部、農政水産部又は県土整備部の所管する建設工事（以下「工事」という。）の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって良質な工事を確保し、受注業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする工事は、原則として、1件の当初設計金額が250万円以上の工事とする。

(評定者)

第3条 工事成績の評定者（以下「評定者」という。）は、次の各号に規定する者とする。

- 一 検査員 検査員とは、宮崎県工事検査取扱要領（平成20年4月1日定め。以下「検査要領」という。）第2条第4項に規定する検査員とする。
- 二 総括監督員 総括監督員とは、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号。以下「財務規則」という。）第111条第1項に規定する監督員で、工事の監督総括業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、関連工事の調整、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施で重要なものの処理を行うとともに、主任監督員の指揮監督並びに監督業務の掌理を行う者をいう。
- 三 主任監督員 主任監督員とは、財務規則第111条第1項に規定する監督員で、工事の監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事实施のための詳細図等の作成及び交付、又は受注者が作成した図面の承諾を行い、又、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く）を行い、設計図書の変更、一時中止又は打ち切りの必要があると認められる場合における総括監督員及び契約担当者等への報告を行うとともに、監督業務の掌理を行う者をいう。
- 四 工事執行機関の長 工事執行機関の長とは、検査要領第2条第2項に規定する工事執行機関の長とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督及び検査により確認した事項に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 工事成績の採点は、工事成績採点の配分表（別表第1）により行うものとする。
- 3 細目別評定点の算出は細目別評定点算出表（別表第2）によるものとする。
- 4 検査員は、評定の結果を、工事検査結果復命書兼工事成績評定書（別記様式第1号及び第2号）に、総括監督員及び主任監督員は工事成績評定書（別記様式第3号及び第4号）にそれぞれ記録するものとする。
- 5 検査員は、当初設計金額が250万円以上の工事における完成検査若しくは一部完成検査を実施したとき、又は当初設計金額が1億円以上の工事における中間検査を実施したときに評定を行い、総括監督員及び主任監督員は、工事完成時に評定を行うものとする。
- 6 評定にあたっては、別紙-4の「出来形及び品質のばらつきのかえ方」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト」に沿って行うものとする。また、受注者は、工事における「創意工夫」及び「社会性等」に関して、当該工事における実施状況に係る資料を提出できるものとし、提出があった場合はこれを考慮するものとする。

(評定結果の提出)

第5条 検査員は、評定を行ったときは、その結果を遅滞なく工事検査結果復命書兼工事成績評定書により検査下命者及び工事執行機関の長に提出するものとする。また、総括監督員及び主任監督員は、工事成績評定書により工事執行機関の長に提出するものとする。

(総合評定)

第6条 工事執行機関の長は、各評定者の行った評定に基づき、工事成績採点の配分表により工事ごとの総合評定を行い、その結果（以下「総合評定点」という。）を工事成績評定表（別記様式第5号）に記録するものとする。

(評定結果の通知)

第7条 工事執行機関の長は、当該工事の受注者に対して、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により、総合評定点を遅滞なく通知するものとする。

(評定の修正)

第8条 工事執行機関の長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認める場合は、修正しなければならない。ただし、知事が下命する工事にあつては、あらかじめ各部の工事成績評定に係る主管課長及び工事検査課長に承認を受けた後に、修正を行うものとする。

2 工事執行機関の長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(評定結果の公表)

第9条 工事執行機関の長は、第7条又は前条による通知を行ったときは、通知を行った月の評定結果を、別記様式第6号により、翌月にまとめて公表するものとする。

2 公表については、閲覧方式とし、閲覧は、各工事執行機関において行うものとする。

3 閲覧期間は、評定結果の通知を行った年度とその翌年度とする。

(説明請求等)

第10条 第7条又は第8条の第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、書面により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができる。

2 工事執行機関の長は、前項による説明を求められた場合、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、工事成績評定に係る説明書（別添様式第7号）により回答するものとする。ただし、工事執行機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、回答までの期間を30日まで延長することができる。この場合、工事執行機関の長は、請求者に対し回答期限の延長について書面により通知しなければならない。

(工事成績評定評価委員会)

第11条 工事執行機関の長は、第8条第2項の通知及び前条第2項の回答を行うに当たり、必要に応じて意見を求めるため、環境森林部、農政水産部及び県土整備部並びに各工事執行機関内に、工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会の組織、構成その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要領は、廃止する。

一 宮崎県環境森林部所管工事成績評定要領（昭和58年6月20日定め）

二 宮崎県農政水産部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

三 宮崎県県土整備部所管工事成績評定要領（昭和58年4月1日定め）

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

細目別評定点算出表

項目	細 別	主任監督員	総括監督員	検査員(中間・一部完成)平均	検査員 (完成)	細目別評定点
1 施工体制	施工体制一般	$\times 0.4 + 2.9$ =				/3.3点
	配置技術者	$\times 0.4 + 2.9$ =				/4.1点
2 施工状況	施工管理	$\times 0.4 + 2.9$ =		平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/13.0点
	工程管理	$\times 0.4 + 2.9$ =	$\times 0.2 + 3.2$ =			/8.1点
	安全対策	$\times 0.4 + 2.9$ =	$\times 0.2 + 3.3$ =			/8.8点
	対外関係	$\times 0.4 + 2.9$ =				/3.7点
3 出来形及び 出来ばえ	出来形	$\times 0.4 + 2.8$ =		平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/14.9点
	品質	$\times 0.4 + 2.9$ =		平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/17.4点
	出来ばえ			平均:	$\times 0.4 + 6.5$ =	/8.5点
4 工事特性	施工条件等への 対応		$\times 0.2 + 3.3$ =			/7.3点
5 創意工夫	創意工夫	$\times 0.4 + 2.9$ =				/5.7点
6 社会性等	地域への貢献等		$\times 0.2 + 3.2$ =			/5.2点
7 法令遵守等			$\times 1.0$ =			
8 総合評価技術提案 (履行 不履行 対象外)					総合評定点	0 /100.0点

中間・一部完成検査があった場合は(+ + /2 + /2) = 細目別評定点
(中間・一部完成検査が計2回以上の場合、を平均する)
中間・一部完成検査がなかった場合は(+ +) = 細目別評定点

工事成績採点の調査項目運用表(別紙-1～4)

宮崎県

工事成績採点の審査項目運用表 様式一覽

評定者 検査員	審査項目 3 出来形及び 出来ばえ	細別 品質	工種	様式番号 別紙-3	備考
			21 下水・管工事		
			22 建築工事		
			23 電気設備工事(建築)		建築工事
			24 機械設備工事(建築)	3	建築工事
			25 現場整備工事・整地工・進入路工・暗渠排水工・用排水路工・道路工・2次製品(U字溝・BF・L型・ボックスカルバール)		整地工、道路工、水路工等
			26 農地造成工・テラス・土壌改良・改良山成		
			27 管水路	3	
			28 フィルダム・ため池		
			29 コンクリート2次製品(U字溝類・L字溝類・ボックスカルバート類・ブロック積・L型擁壁工・縁石工・地先境界ブロック・ブロック舗装工)		側溝・ブロック積み工事・L型擁壁工・縁石工・舗装ブロック工等
			30 地すべり防止・抑止杭工	3	
			31 施設機械設備(用排水ポンプ)		
			32 施設機械設備(水門設備・除塵設備)		
			33 水管橋		
			34 魚礁工	3	
			35 山腹工・柵工・筋工・積苗工・伏工工事		
			36 補強土壁工	3	
			37 自然石工鉄線籠工		
			38 暗渠排水工事		
			39 矢板工事	3	
			40 根固・捨石ブロック工事		
			41 撤去・解体・除去等のみの工事(旧橋撤去、流木除去等)		
			42 河川の浚渫工事		
			43 維持工事(路面維持工事、応急処理工事等)	3 (21)	
			44 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)		
			45 上記以外の工事	3 (22)	
			判断基準		品質の評価
	出来ばえ		1 小規模工事	3 (23)	
			2 コンクリート構造物 砂防構造物工事 治山構造物工事 海岸工事 トンネル工事		盛土・築堤工事等
			3 土工工事		
			4 切土工事		
			5 護岸・根固・水制工事		
			6 鋼橋工事		堰・水門等工場製作を含む。
			7 地すべり防止工事	3 (24)	集水井戸工事を含む。
			8 舗装工事		
			9 法面工事		
			10 基礎工事		地盤改良等を含む。
			11 コンクリート橋工事		工場塗装を除く。
			12 塗装工事		
			13 植栽工事		
			14 防護柵(ロックネット)工事		公園施設(遊具)を含む
			15 標識工事		
			16 区画線工事	3 (25)	
			17 港湾築造工事(海岸築造工事を含む)		
			18 港湾築造工事(地盤改良工事を含む)		
			19 機械設備工事(土木)		建築工事に係るものを除く(機械設備工事(可動堰、ポンプ等))

工事成績採点の調査項目運用表 様式一覽

評定者 検査員	調査項目 3 出来形及び 出来ばえ	細別 出来ばえ	工種	様式番号 別紙-3 ㉔	備考 建築工事に係るものを除く(電気設備工事(道路照明設備、情報板等))
			20 電気設備、照明設備工事 その他類似工事(土木)		
			21 維持修繕工事		
			22 電線共同溝工事		
			23 電気通信工事		
			24 受変電設備工事		
			25 その他類似工事(土木)		
			26 下水道・管工事		
			27 建築工事	3 ㉕	建築工事
			28 電気設備工事(建築)		建築工事
			29 機械設備工事(建築)		建築工事
			30 ばっ場整備工		
			31 農地造成工		
			32 管水路工		
			33 フィルダム・ため池	3 ㉖	側溝・ブロック積み工事・L型擁壁工・縁石工・舗装ブロック工等 用排水ポンプ・水門・除塵設備
			34 コンクリート2次製品類		
			35 施設機械設備		
			36 水害橋		
			37 魚礁工	3 ㉗	コンクリート製、鋼製、FRP製
			38 山腹工		
			39 補強土壁工		
			40 暗渠排水工事		
			41 撤去、解体、除去等のみの工事		
			河川の浚渫工事	3 ㉘	
			上記以外の工事		
			判断基準		出来ばえの評価

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

[記入方法] 該当する項目の に		マークを記入する。		主任監督員		
審査項目	細別	A	B	C	D	E
1 施工体制	施工体制一般	適切である [評価対象項目] 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 施工計画書を、工事着手前に提出している。 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 元請が下請の作業成果を検査している。 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 その他()	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である 上記該当事項があれば・・・D 上記該当事項があれば・・・E
		該当項目(評価値)が 90%以上・・・A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・B 該当項目(評価値)が 80%未満・・・C				
	配置技術者 (現場代理人等)	適切である [評価対象項目] [全体を評価する項目] 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 [現場代理人を評価する項目] 現場代理人が、工事全体を把握している。 設計図書と現場との相違が適時及び的確に行っている。 [監理(主任)技術者を評価する項目] 書類を共通様式及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 その他()	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	やや不適切である	不適切である 上記該当事項があれば・・・D 上記該当事項があれば・・・E
		該当項目(評価値)が 90%以上・・・A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満・・・B 該当項目(評価値)が 80%未満・・・C				
		10 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・D				
		11 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・E				
		12 配置技術者に関して、監督員がら文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば・・・D				
		13 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば・・・E				

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

記入方法 該当する項目の 2 施工状況		マークを記入する。		主任監督員	
考査項目	細別	A	B	C	E
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	不適切である
		適切である	ほぼ適切である	他の事項に該当しない	不適切である
2 施工状況	施工管理	<p>「評価対象項目」 1 施工プロセスのチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 2 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 3 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 4 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 5 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 6 現場内の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 7 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 8 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 9 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 10 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 11 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 12 その他()</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が 80%未満 C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 評価値()% = 評価()数 / 対象評価項目()数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>13 施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば . . . D</p> <p>14 施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば . . . E</p>	<p>やや不適切である</p>	<p>不適切である</p>
	工程管理	<p>「評価対象項目」 1 施工プロセスのチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 2 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 3 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 4 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が戻られない。 5 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 6 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 7 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 8 休日の確保を行っている。 9 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 10 その他()</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が 80%未満 C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%)計算の値で評価する。 評価値()% = 評価()数 / 対象評価項目()数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>11 工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば . . . D</p> <p>12 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記該当事項があれば . . . E</p>	<p>やや不適切である</p>	<p>不適切である</p>

工事成績採点の考査項目運用表

考査項目	「記入方法」該当する項目のマークを記入する。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ 出来形	<p>1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p> <p>2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p> <p>3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない。または、出来形管理項目を設定していない。</p>	<p>1 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p>	<p>2 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p>3 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない。または、出来形管理項目を設定していない。</p>	<p>4 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>5 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>
<p>ばらつき</p> <p>出来形の判定は、工事全般を通じて評価するものとする。出来形とは、設計図書に示された工事事務物の形状及び寸法をいう。出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき</p> <p>所定の出来形を確保する管理系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。出来形管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>	<p>ほぼつきの判断は別紙 - 4 参照。</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に値しない</p>	<p>不適切である</p>	<p>12 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>
<p>機械設備工事 (土木)</p>	<p>「評価対象項目」 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫している。 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 不可視部分の出来形を写真撮影している。 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 社内の管理基準に基づき管理している。 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 その他()</p> <p>評価値が80%以上……………A 評価値が60%以上80%未満……………B 評価値が60%未満……………C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価()数 / 対象評価項目()数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>	<p>適切である</p>	<p>適切である</p>	<p>他の評価に値しない</p>	<p>不適切である</p>	<p>13 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>

工事成績採点の考査項目運用表

「記入方法」該当する項目の に		マークを記入する。		主任監督員用		
考査項目	工事種	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ 出来形	電気設備工事・ 通信設備工事・受 変電設備工事 (土木)	適切である 「評価対象項目」 据付に関する測定(試験)結果が、その程度管理図表及び出来形管理表を工夫している。 機器等の測定(試験)結果が、その程度管理図表などに記録され、適切に管理している。 不可視部分の出来形を写真撮影している。 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 設備全般にわたる形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 行先などを表示した各札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 社内の管理基準に基づき管理している。 その他()	ほぼ適切である	他の評価に値しない	13 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	14 契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った。
	建築工事 電気設備(建築) 機械設備(建築)	適切である 「評価対象項目」 承諾図等が、設計図書を満足している。 施工図等が、設計図書を満足している。 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 出来形の管理方法を工夫している。 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 その他()	ほぼ適切である	他の評価に値しない	10 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。	11 契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

主任監督員用

<p>「記入方法」該当する項目の に マークを記入する。</p>					
<p>3 出来形及び出来ばえ</p>	<p>工事種 土木工事</p> <p>ばらつきによる評価(小規模工事、浚渫工事、取り壊し工事以外)</p>				
<p>品質</p>	<p>A 適切である</p>	<p>B ほぼ適切である</p>	<p>C 他の評価に該当しない</p>	<p>D やや不適切である</p>	<p>E 不適切である</p>
<p>1 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。</p>	<p>2 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。</p>	<p>3 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われ、測定値が規格値を満足し、A、Bに該当しない。または、品質管理項目を設定していない。</p>	<p>4 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>5 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>	
<p>ばらつきの判断は別紙 - 4 参照。 品質の評価は、工事全般を通じて評価するものとする。 品質とは、設計図書に示された工事事務目的物の規格である。 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合には、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。 品質管理項目を設定していない工事は「C」評価とする。 工事内容等によりばらつきで評価できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>					
<p>ばらつき評価が適当でない場合(小規模工事、浚渫工事、取り壊し工事等)</p>	<p>A 適切である</p>	<p>B ほぼ適切である</p>	<p>C 他の評価に該当しない</p>	<p>D やや不適切である</p>	<p>E 不適切である</p>
<p>「評価対象項目」 6 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 7 緊急的な作業に対して迅速に対応している。 8 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取組んでいる。 9 施工条件、気象条件を考慮して施工している。 10 材料の品質・形状が証明書等で確認できる。 11 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。 12 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。 13 その他()</p>	<p>14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>15 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>			
<p>判断基準 該当6項目以上・・・A 該当4項目・・・B 該当3項目以下・・・C</p>					

工事成績採点の考査項目運用表

記入方法 3 出来形及び出来ばえ 品質	該当する項目の に		主任監督員用		
	マークを記入する。	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に値しない	D やや不適切である
機械設備工事 (土木)	<p>評価対象項目</p> <p>1 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書の様を満足している。</p> <p>2 設備の機能及び性能を 承諾図書のとおりに確保している。</p> <p>3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。</p> <p>4 設備の品質、機能及び性能が設計図書を満足し、成績書にまとめられている。</p> <p>5 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</p> <p>6 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。</p> <p>7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおりに配置し、操作性にすぐれている。</p> <p>8 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおりに機能している。</p> <p>9 小配管、電気配線、配管が、承諾図書のとおりに敷設している。</p> <p>10 設備の取扱説明書を工夫している。</p> <p>11 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。</p> <p>12 機器の配置が点検しやすいう工夫している。</p> <p>13 設備の構造や機器の配置が、部品の交換作業を容易にできるように工夫している。</p> <p>14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。</p> <p>15 バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。</p> <p>16 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。</p> <p>17 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。</p> <p>18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。</p> <p>19 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。</p> <p>20 その他()</p> <p>判断基準 評価値が80%以上……………A 評価値が60%以上80%未満……………B 評価値が60%未満……………C</p>	<p>21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>22 契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った。</p>		
		電気設備工事・ 通信設備工事 変電設備工事 (土木)	<p>評価対象項目</p> <p>1 製作着工前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。</p> <p>2 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。</p> <p>3 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめられている。</p> <p>4 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおりに配置され、操作性に優れている。</p> <p>5 ケーブル及び配線の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。</p> <p>6 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。</p> <p>7 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。</p> <p>8 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。</p> <p>9 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。</p> <p>10 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造、更新含む)の場合は、修正又は更新)している。</p> <p>11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。</p> <p>12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるように工夫している。</p> <p>13 その他()</p> <p>判断基準 評価値が80%以上……………A 評価値が60%以上80%未満……………B 評価値が60%未満……………C</p>	<p>14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>15 契約書第17条に基づき、監督員が改善請求を行った。</p>

工事成績採点の審査項目運用表

審査項目 3 出来形及び出来ばえ 品質	工種 維持・修繕工事	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に値しない	D やや不適切である	E 不適切である
		<p>「評価対象項目」 適切である</p> <ol style="list-style-type: none"> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 その他() その他() その他() その他() <p>判断基準 該当6項目以上・・・A 該当4項目・・・B 該当3項目以下・・・C</p> <p>注) 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>			<p>9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>主任監督員用 不適切である</p> <p>10 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>
	港湾浚渫工事	<p>「評価対象項目」 (共通)</p> <ol style="list-style-type: none"> 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 一般船舶に十分注意して施工していることが確認できる。 作業船(機械)が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 (浚渫・床掘削関係) 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 浚渫工又は床掘削工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 土砂処分における土質改良が適切に行われている。 土砂の含水比等に配慮し、土砂の処分、仮置を行っている。 浚渫又は床掘土砂に、大物等が混入していた場合、適正に分別処理され施工している。 土砂仮置場における飛砂防止や排水を考慮した対策を講じて施工している。 土捨て場に制限がある場合、必要以上に余堀を行わないなど、精度良く浚渫すること、土砂処分量の縮減に努めた。 <p>評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が80%未満……………C</p> <p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は () し、その内該当項目は () にチェック() する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価() 数 / 対象評価項目() 数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>		<p>12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>13 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。</p>	

工事成績採点の考査項目運用表

考査項目 3 出来形及び出来ばえ 品質	工種 建築工事	A 適切である	B ほぼ適切である	C 他の評価に値しない	D やや不適切である	E 不適切である
		「評価対象項目」 適切である 1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の品質が、良好である。 4 躯体工事における施工の品質が、良好である。 5 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他() 評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が60%以上80%未満……………C 評価値が60%未満……………D	ほぼ適切である 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価()数 / 対象評価項目()数	他の評価に値しない	やや不適切である 8 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	不適切である 9 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
	電気設備工事 (建築)	「評価対象項目」 適切である 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 3 品質確認記録の内容が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他() 評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が60%以上80%未満……………C 評価値が60%未満……………D	ほぼ適切である 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価()数 / 対象評価項目()数	他の評価に値しない	やや不適切である 8 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	不適切である 9 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
	機械設備工事 (建築)	「評価対象項目」 適切である 1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 2 品質確認記録の内容が、適切である。 3 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 4 システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 5 機材及び施工の品質が、良好である。 6 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 7 その他() 評価値が90%以上……………A 評価値が80%以上90%未満……………B 評価値が60%以上80%未満……………C 評価値が60%未満……………D	ほぼ適切である 当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。 対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価()数 / 対象評価項目()数	他の評価に値しない	やや不適切である 8 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	不適切である 9 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

工事成績採点の考查項目運用表(土木工事)

主任監督員用

考查項目	工種	工 夫 事 項	評価対象項目	点数	その他
5 創意工夫	創意工夫 土木工事		<p>【施工】</p> <p>1 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫</p> <p>2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫</p> <p>3 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫</p> <p>4 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫</p> <p>5 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫</p> <p>6 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫</p> <p>7 照明などの視界の確保に関する工夫</p> <p>8 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫</p> <p>9 運搬車両、施工機械等に関する工夫</p> <p>10 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫</p> <p>11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫</p> <p>12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫</p> <p>13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫</p> <p>14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫</p> <p>15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事 本項目は2点の加点とする。</p> <p>16 特殊な工法や材料を用いた工事</p> <p>17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事 (契約後VE対象工事の場合)受注者から宮崎県契約後VE方式実施要領(以下「要領」という。)に規定するVE提案があり、要領第3条に規定する「提案を求める範囲」に該当することが確認でき、要領第5条第1項の技術審査会の審査に諮った場合。(VE提案の採否は関係なし)</p> <p>18 (契約後VE対象工事の場合)上記18の技術審査会の審査を経てVE提案が採用された場合。</p> <p>19 (新技術活用) NETIS及び宮崎県新技術活用促進システムに登録された新技術を受注者からの提案により活用した。</p> <p>20</p> <p>21 【品質】 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫</p> <p>22 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫</p> <p>23 鉄筋、PCケープル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫</p> <p>24 配筋、溶接作業等に関する工夫</p> <p>25 【安全衛生】 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づき安全衛生教育を実施している。 本項目は2点の加点とする。</p> <p>26 安全を確保するための仮設備等に関する工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)</p> <p>27 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫</p> <p>28 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫</p> <p>29 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫</p> <p>30 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫</p> <p>31 厳しい作業環境の改善に関する工夫</p> <p>32 環境保全に関する工夫</p>	33 34 35 36 37 38 39	【その他】 その他() その他() その他() その他() その他() その他() その他()
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)			評 点: 0 点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載

1.特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
2.評価は各項目において1つポイントが付されれば1、2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
3.上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「4 工事特性」の二重評価は行わない。

工事成績採点の審査項目運用表(建築工事)

主任監督員用

審査項目	工種	工夫事項	評価対象項目
5 創意工夫	創意工夫		
	建築工事		
			<p>「評価対象項目」 [準備・後片付け関係] 1 測量・位置出しにおける工夫 2 現地調査方法の工夫 3 その他()</p> <p>[施工関係] 4 施工に伴う器具・工具・装置等の工夫 5 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに 対する積極的な取組み 6 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 7 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 8 電気設備工事等の配線・配管等の工夫 9 暖冷房衛生設備工事等の配管・ダクト等の工夫 10 照明・視界確保等の工夫 11 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 12 運搬車両・施工機械等の工夫 13 型枠・足場・山留め等の仮設関係の工夫 14 施工管理及び品質向上等の工夫 15 プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 16 仮設施工等の工夫 17 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 18 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 19 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 20 その他()</p> <p>[品質関係] 21 集計ソフト等の活用と工夫 22 躯体工事の品質管理の工夫 23 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 24 施工の検査・試験に関する工夫 25 品質記録方法の工夫 26 その他()</p> <p>[安全衛生関係] 27 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺 り、足場等) 28 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する 工夫 29 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫 30 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の 工夫 31 周辺道路等の事故防止または一般交通確保のための工夫 32 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 33 作業時における作業環境改善等の工夫 34 コミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 35 その他()</p>
			<p>(施工管理関係) 出来形の管理等に関する工夫 36 施工計画書または写真記録等に関する工夫 37 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 38 CAD、施工管理ソフト等の活用 39 CALSを活用した施工管理の工夫 40 その他() 41</p> <p>[その他] <新技術活用> 新技術に関する下記3項目での加点は最大4点とする。 42 NETIS登録技術のうち、試行技術を活用した。(2点) 43 活用した試行技術が少業績優良技術もしくは、当該工事において発注者によ る活用効果調査結果の総合評価点が1.0点以上の場合。(2点) 44 NETIS登録技術(試行技術を除く)のうち、「有用とされる技術」を活用するか、 「有用とされる技術」以外の技術を活用した結果、当該工事において発注者に よる活用効果調査の総合評価点が1.0点以上の場合。(4点)</p> <p><その他> 45 その他() 46 その他()</p>
			<p>[創意工夫の詳細評価]工夫の内容及び具体的内容を記載</p> <p>評 点: 0 点</p>

1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
 2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「4 工事特性」との二重評価は行わない。
 4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
 5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果がなかった項目を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

[記入方法] 該当する項目の		マークを記入する。					総括監督員
審査項目	細別	A	B	C	D	E	
2 施工状況	工程管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている	
		<p><配点></p> <p>災害復旧工事及び施工条件の変更等による工期的な制約がある工事における工程管理 工程管理が優れていたため余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮) 工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。 上記のいずれにもあたらぬ。</p> <p>積極的な地元調整による工期内の工事完了 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 地元調整を怠ったことによるトラブルが原因で、工期末の突貫工事等が行われた。 上記のいずれにもあたらぬ。</p> <p>隣接する他の工事等との工程調整 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 隣接する他の工事等との工程調整を怠ったため、工程の遅れが生じ、トラブルが発生した。 上記のいずれにもあたらぬ。</p> <p>工程管理に係る積極的な取り組み 1 配置技術者が真剣かつ積極的に工期や工程について考える姿勢が見られた。 2 -1 配置技術者が工期や工程について真剣に考える姿勢が見られない。 3 0 上記のいずれにもあたらぬ。</p> <p>工程管理に関する地域住民に対する公共工事のイメージアップ 1 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 2 -1 工程管理を怠ったことにより、地域住民に対し公共工事へのイメージダウンを与えた。 3 0 上記のいずれにもあたらぬ。</p> <p>工事施工箇所が広範囲に点在している場合における工程管理 1 工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた(10%以上短縮) 2 -1 工程管理の不備から工期が遅れ、工期末の突貫工事等が行われた。 3 0 上記のいずれにもあたらぬ。</p> <p>~ の該当項目の配点合計が +3以上 A ~ の該当項目の配点合計が +1~+2 B ~ の該当項目の配点合計が ±0 C ~ の該当項目の配点合計が -1~-2 D ~ の該当項目の配点合計が -3以下 E</p>					

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

[記入方法] 該当する項目の に マークを記入する。		総括監督員				
審査項目	細別	A	B	C	D	E
2 施工状況	安全対策	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		< 配点 >				
		建設労働災害、公衆災害の防止				
1	1	建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。				
2	-1	建設労働災害、公衆災害の防止への努力を怠り事故や災害が発生した。				
3	0	上記のいずれにもあたらさない。				
		安全衛生管理体制の確立				
1	1	労働安全衛生法や規則等に基づく安全衛生管理体制(安全衛生管理組織等)を確立し、組織的に取り組んでいる。				
2	-1	労働安全衛生法や規則等に基づく安全衛生管理体制が確立されていない。				
3	0	上記のいずれにもあたらさない。				
		安全管理に関する技術開発や創意工夫				
1	1	安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。				
2	0	上記に該当しない。				
		安全協議会活動への積極的な取り組み				
1	1	安全協議会が設置されている現場で、安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。				
2	-1	安全協議会が設置されている現場で、安全協議会活動に度々欠席したり、活動への取り組み状況が悪い。				
3	0	上記のいずれにもあたらさない。				
		活発な安全衛生管理活動				
1	1	安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。				
2	-1	安全衛生管理活動への取り組みが悪い。				
3	0	上記のいずれにもあたらさない。				
		安全対策への取り組み				
1	1	安全対策に係る取り組みが地域から評価された。				
2	0	上記に該当しない。				
~		の該当項目の配点合計が	+3以上	A	
~		の該当項目の配点合計が	+1 ~ +2	B	
~		の該当項目の配点合計が	±0	C	
~		の該当項目の配点合計が	-1 ~ -2	D	
~		の該当項目の配点合計が	-3以下	E	

工事成績採点の審査項目運用表(建築工事)

[記入方法] 該当する項目の 審査項目	に 細 別	マークを記入する。	技術力キーワード一覧表	[事例] 具体的な評価技術力項目及び工事事例	総括監督員
4 工事特性	<p>建築物への対応</p> <p>1 延べ面積10,000㎡以上の建物</p> <p>2 地上9層以上又は建物高さ31m以上の建物</p> <p>3 大空間のホール等を有する建物</p> <p>4 その他()</p> <p>建築物固有の機能の難しさへの対応</p> <p>5 対象建築物の耐震レベル</p> <p>6 建物機能の特殊性</p> <p>7 その他()</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>建築物固有の施工技術の難しさへの対応</p> <p>8 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 (総合評価における技術提案は除く)</p> <p>9 設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合</p> <p>10 その他()</p> <p>11</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>厳しい自然、地盤条件への対応</p> <p>12 湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時)</p> <p>13 軟弱地盤、支持地盤の影響</p> <p>14 雨・雪・風、気温等の影響</p> <p>15 その他()</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>厳しい周辺環境、社会条件との対応</p> <p>16 地中埋設物等の作業障害</p> <p>17 工事の影響に配慮すべき建築物等の近接物</p> <p>18 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮</p> <p>19 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮</p> <p>20 その他()</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。</p> <p>施工現場での対応</p> <p>21 (長期工事における安全確保への対応) 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 (ただし全面一時中止期間は除く) [災害等での臨機応変の措置]</p> <p>22 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 [施工状況(条件)に配慮した施工・工法等]</p> <p>23 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しい、施工の制限を受けた工事</p> <p>24 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事</p> <p>25 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事</p> <p>26 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事</p> <p>27 特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事</p> <p>28 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事</p> <p>29 特殊な室などで、工程が複雑し困難な調整を要する工事</p> <p>30 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や巡回等に制約を受けた工事</p> <p>31 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事</p> <p>32 その他()</p> <p>上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。</p>	<p>【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築工事で自行施設の総合耐震計画基準において、類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で自行施設の総合耐震計画基準において中類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物 <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット工事、又は特別な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特別な工法及び材料等を採用した工事 ・特別な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管、配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管、配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事 <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を併用する工事 ・冬期施工のため、大規模な雪害冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事 <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要で必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 	<p>【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要で必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 	<p>【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要で必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事 	<p>【事例】 具体的な評価技術力項目及び工事事例</p> <p>【評価技術事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められている工事 ・有線電気通信法による届出が必要で必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
評価	<p>評価</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>	<p>評価</p>
総括監督員	<p>総括監督員</p>	<p>総括監督員</p>	<p>総括監督員</p>	<p>総括監督員</p>	<p>総括監督員</p>

1 工事特性は、最大2.0点の加点評価とする。
 2 主任監督員が評価する「5. 創意工夫」の二重評価は行わない。
 3 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。
 4 レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

工事成績採点の考查項目運用表(土木・建築工事共通)

考查項目 6 社会性等	工 種 地域への貢献 等	A 優れている	A' Bより優れている	B やや優れている	B' Cより優れている	C 他の評価に該当しない	総括監督員用
		<p>「評価対象項目」</p> <p>1 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p>2 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p>3 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>4 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p>5 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p>6 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p>7 その他()</p> <p>8 該当無し</p> <p>該当項目が4項目以上 A</p> <p>該当項目が3項目以上 A'</p> <p>該当項目が2項目以上 B</p> <p>該当項目が1項目以上 B'</p> <p>該当項目がなし C</p>					

工事成績採点の審査項目運用表(土木・建築工事共通)

法令遵守等の該当項目一覧表

7 法令遵守等	審査項目																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="276 73 308 1104">措置内容</th> <th data-bbox="276 1104 308 2022">点数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="308 73 339 1104">1 入札参加資格停止3ヶ月以上</td> <td data-bbox="308 1104 339 2022">- 20点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="339 73 371 1104">2 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td> <td data-bbox="339 1104 371 2022">- 15点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 73 403 1104">3 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td> <td data-bbox="371 1104 403 2022">- 13点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 73 435 1104">4 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満</td> <td data-bbox="403 1104 435 2022">- 10点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 73 467 1104">5 文書注意</td> <td data-bbox="435 1104 467 2022">- 8点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 73 499 1104">6 口頭注意</td> <td data-bbox="467 1104 499 2022">- 5点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="499 73 595 1104">7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合</td> <td data-bbox="499 1104 595 2022">- 3点</td> </tr> <tr> <td data-bbox="595 73 707 1104">8 その他 理由： {</td> <td data-bbox="595 1104 707 2022">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="707 73 786 1104">9 該当無し</td> <td data-bbox="707 1104 786 2022">-</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="810 73 938 2022"> 本審査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適心事例であつた場合に適用する。 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあつて下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8.その他の項目で減ずる措置を行う。 </p> <p data-bbox="986 73 1393 2022"> 【上記で評価する場合の適心事例】 1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。 2 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。 3 使用人に関する労働条件に問題があり法検された。 4 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。 5 当該工事関係者が賄収罪などにより逮捕又は公訴された。 6 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。 7 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。 8 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。 9 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。 10 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。 11 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 12 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。 13 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やカードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 14 安全管理が不適切であつたことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。 </p>	措置内容	点数	1 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点	2 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点	3 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点	4 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点	5 文書注意	- 8点	6 口頭注意	- 5点	7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点	8 その他 理由： {	-	9 該当無し	-
措置内容	点数																				
1 入札参加資格停止3ヶ月以上	- 20点																				
2 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点																				
3 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点																				
4 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点																				
5 文書注意	- 8点																				
6 口頭注意	- 5点																				
7 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点																				
8 その他 理由： {	-																				
9 該当無し	-																				

工事成績採点の考査項目運用表(土木・建築工事共通)

[記入方法] 該当する項目の		に マークを記入する。				検査員
考査項目	細別	A		B		E
		施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	C	D	
2 施工状況	施工管理	他の事項に該当しない		施工管理が不備である		施工管理が不備である
	評価対象項目					
	1	契約款第18条第1項第1号から5号に掛かる設計図書の照査を行い、施工がなされている。				
	2	施工計画書と現場施工方法が一致している。				
	3	施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。				
	4	工事材料、機器材等の資料の整理及び確認がなされ、管理されている。				
	5	品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。				
	6	材料検収、工事施工等において良質な施工がなされたことが伺える記録がなされ整理もよい。				
	7	立会確認等の手続きが事前になされている。				
	8	工事記録の整備が適時、的確になされている。				
	9	リサイクルへの取り組みが適切になされている。				
	10	作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。				
	11	計画内容に変更が生じた場合は、その都度、当該工事着手前に変更計画書を提出している。				
	12	施工計画書と現場の施工体制が一致している。				
	13	社内検査体制が確立され、有効に機能している。				
	14	工事の関係書類及び資料整理がよい。				
	15	その他()				
		該当項目(評価値)が 90%以上 A				
		該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B				
		該当項目(評価値)が 80%未満 C				
		<p>当該「評価対象項目」のうち、評価工事で評価対象となる項目は にチェック()し、その内該当項目は にチェック()する。</p> <p>対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の比率(%) 計算の値で評価する。 評価値() % = 評価()数 / 対象評価項目()数 なお、削除後の評価項目数が2項目以下の場合には100%でも C 評価とする。</p>				
	16	施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。		上記該当があれば . . . D		
	17	施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。		上記該当があれば . . . E		

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック () し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	[評価対象項目] 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 3 現地状況を勘案し、施工方法及び構造についての提案を行うなど積極的に関与していることが確認できる。 4 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 5 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 6 緊急的な作業に対処できる体制を整えていたことが確認できる。 7 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 8 コンクリートの配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 9 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の様を満足していることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 13 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 14 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 15 床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 16 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 17 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 18 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 19 コンクリートブロック等を損傷無(設置していることが確認できる)。 20 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 21 二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 22 対象物に有害なクラック・損傷が無い。 23 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 24 その他()	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
1 小規模工事	[評価対象項目] 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 材料の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 3 現地状況を勘案し、施工方法及び構造についての提案を行うなど積極的に関与していることが確認できる。 4 施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫していることが確認できる。 5 施工条件や気象条件を考慮して施工したことが確認できる。 6 緊急的な作業に対処できる体制を整えていたことが確認できる。 7 施工時期や施工場所について地域や環境への配慮をしたことが確認できる。 8 コンクリートの配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 9 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 10 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 11 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 13 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 14 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 15 床掘箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 16 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 17 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 18 掘削箇所において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 19 コンクリートブロック等を損傷無(設置していることが確認できる)。 20 鋼材の品質が、証明書類で確認できる。 21 二次製品の品質照合の書類(現物照合)が整理されており、設計図書で指定する品質を満足していることが確認できる。 22 対象物に有害なクラック・損傷が無い。 23 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。 24 その他()	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。
2 コンクリート構造物工事	[評価対象項目] 1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び曇中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 9 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 11 コンクリートの養生が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 12 スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶり確保している。 14 有害なクラックが無い。 15 その他()	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が文書で指示を行い改善された。

<小規模工事による評定>
・当初設計金額が500万円未満で、工種が多いなど工種毎に判断できない場合使用。
・小規模工事で評価する場合は、ばらつきの評価はしない。
・ただし、当初設計金額が500万円未満でも工種毎の評価が可能な場合は工種毎に評価する。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

3 出来形及び出来ばえ品質	3 土工事	A	B	C	D	E
		〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。				
		〔評価対象項目〕 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 芝付け及び種子吹付を設計図書で定められた条件で行っていることが確認できる。 構築物周辺の締固めを設計図書で定められた条件で行っていることが確認できる。 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 法面に有害な亀裂がない。 伐採除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 その他()		13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	4 護岸・根固・水制工事	〔評価対象項目〕 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分に行っていることが確認できる。 緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等における材料の組み合わせ又は連結が、裏込材の取出しが無いために行っていることが確認できる。 石積(張)工において、大きさ及び重量が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 根固工、水制工、沈床工、落石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 施工にあたって、床掘箇所等の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 有害なクラックが無い。 その他()		16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
	5 鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準じる) (堰・水門等工場製作の鋼橋造物を含む)	〔評価対象項目〕 〔工場製作関係〕 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 塗料の空管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 その他() 〔架設関係〕 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーション(検定、調整等)を実施していることが確認できる。 高力ボルトの締め付けを中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 高力ボルトの品質が証明書類で確認できる。 支承の据付で、コンクリート面のチップング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 架設に用いる仮設備及び架設用機材について、品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 その他()		22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

「記入方法」品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A、B、C、D、E にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D	E	
3 出来形 及び 出来ばえ 品質	工種	評価対象項目 (共通)			21	22	
6 初防構造 物治山構 造物及び 地すべり防 止工事(集 水井戸工 事を含む)	6 初防構造 物治山構 造物及び 地すべり防 止工事(集 水井戸工 事を含む)	1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。					
		2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。					
		3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。					
		4 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバンプレータの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び曇中コンクリート等を含む)					
		5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。					
		6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。					
		7 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。					
		8 鉄筋または鋼材の品質が証明書類で確認できる。					
		9 コンクリートの養生が設計図書の仕事を確認していることが確認できる。(寒中及び曇中コンクリート等を含む)					
		10 スペーサーの品質及び個数が設計図書の仕事を確認していることが確認できる。					
		11 有害なクラックが無い。					
		12 その他()					
		13 [砂防構造物工事・治山構造物工事に適用]					
	14 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。						
	15 鉄筋の組立及び加工が設計図書の仕事を確認していることが確認できる。						
	16 施工裏面を平滑に仕上げられていることが確認できる。						
	17 ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。						
	18 ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。						
	18 [地すべり対策工事(集水井戸工事)]						
	19 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。						
20 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。							
20 集・排水ボレーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。							
7 舗装工事	7 舗装工事	[評価対象項目]					
1 [路床・路盤工関係]							
2 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。							
3 路床及び路盤工のプルーピングを行っていることが確認できる。							
4 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕事を確認していることが確認できる。							
5 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。							
6 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。							
7 路床盛土において、一層仕上がり厚を20cm以下とし、各層毎に締め固めて施工していることが確認できる。							
8 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締め固めが、タンバ等の小型締め固め機械により施工していることが確認できる。							
9 その他()							
10 [アスファルト舗装工関係]							
11 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は生アス採取要領による承認の書類により確認できる。							
12 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。							
13 フラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。							
14 舗設後の交通解放が、定められた条件を満足していることが確認できる。							
15 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。							
16 縦目地及び横目地の位置、構造物との接地面の処理等が、設計図書の仕事を確認していることが確認できる。							
17 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。							
18 密度管理が設計図書の仕事を確認していることが確認できる。							
19 [コンクリート舗装関係]							
20 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。							
21 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。							
22 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度・スランプ・空気量等の測定結果が確認できる。							
23 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。							
24 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。							
25 チェアー及びタイヤを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。							
26 その他()							
27		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。			27	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	
28		品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。			28	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	

工事成績採点の審査項目運用表

3 出来形及び出来ばえ品質	8 法面工事	A [評価対象項目] [共通]	B A'、B'	C	D	E		
		<p>〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄のA'、B'、C'、D'、E'にそれぞれについて該当するか否かをチェックする。</p> <p>〔評価対象項目〕</p> <p>〔共通〕</p> <p>1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工) 施工に際して、品質に書となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。</p> <p>2 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起これないよう締固めを十分に行っていることが確認できる。</p> <p>3 雨水による崩壊が起これないよう、排水対策を実施していることが確認できる。</p> <p>4 その他()</p> <p>5</p> <p>6 [種子吹付工、容土吹付工、厚層基材吹付工、植生ネット関係]</p> <p>7 土壌試験(硬度、酸度等)を実施し、結果を施工に反映していることが確認できる。</p> <p>8 ネットや金網等の重ね幅が適切に確保されている。</p> <p>9 ネットや金網等が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p>10 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>11 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</p> <p>12 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>13 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>14 その他()</p> <p>15 [コンクリート又はモルタル吹付工関係]</p> <p>16 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>17 金網の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。</p> <p>18 金網が破損を生じていないことが確認できる。</p> <p>19 金網を固定するアンカーピンの施工本数、ピッチ、材質等が適切である。</p> <p>20 吸水性の吹付け面において、事前に給水させてから施工していることが確認できる。</p> <p>21 吹き付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。</p> <p>22 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>23 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p>24 法面の吹付にあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。</p> <p>25 その他()</p> <p>26 [現場打法枠工関係]</p> <p>27 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>28 アンカーを設計図書とありの長さで施工していることが確認できる。</p> <p>29 現場養生が設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。</p> <p>30 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</p> <p>31 枠内に空隙がないことが確認できる。</p> <p>32 層間にはく離がないことが確認できる。</p> <p>33 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。</p> <p>34 その他()</p> <p>35 [アンカー工関係]</p> <p>36 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>37 削孔におけるスライムやアンカーの施工長が、写真等で十分確認できる。</p> <p>38 必要な引っ張り試験等を行い、規格を満足していることが確認できる。</p> <p>39 充填材の注入が適正に行われていることが確認できる。</p> <p>40 アンカーキャップや支柱の施工が良好である。</p> <p>41 その他()</p>			39	品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	40	品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	9 基礎工事 及び地盤改良工事	[評価対象項目] [杭関係(コンクリート鋼管・鋼管井筒、場所打・深礎等)] 1 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。 2 既設杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法等が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。 3 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。 4 水平度、鉛直度等が、設計図書を満たしていることが確認できる。 5 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 支持地盤に達していることが、掘削長さ、掘削土砂等により確認できる。 7 場所打杭について、トレーマー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 8 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が設計図書を満足していることが確認できる。 9 配筋、スベーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書を満足していることが確認できる。 10 ライナープレートの組立にあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。 11 真込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 12 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 13 鋼材、鉄筋等の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 14 鋼材、鉄筋等の保管にあたり、変形及び塗覆面に損傷を与えないように、適切に処理されている。 15 その他()	[評価対象項目] [地盤改良関係] 16 湧り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 17 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが記録で確認できる。 18 改良材の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 19 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 20 セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 21 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。 22 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。 23 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 24 サントドレーン・砕石ドレーン・サントコンパクションパイル及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが、打込記録等により確認できる。 25 ベーバードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが、打込記録等により確認できる。 26 深層混合処理の打込記録等から、仕様書に定められている事項が確認できる。 27 前記以外の改良工法について、記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 28 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが、記録で確認できる。 29 その他()	30 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	31 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
10 海岸工事	[評価対象項目] 1 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 2 運搬、打設、締め固めが、気象条件に適しており、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 4 コンクリートブロックの転置及び仮置にあたって、強度確認を行っている。 5 転倒や崩壊等が無いようコンクリートブロックの仮置を行っていることが確認できる。 6 捨石基礎の均し面を平坦に仕上げていることが確認できる。 7 工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 8 台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び撤退設備の対策を講じていることが確認できる。 9 その他()	10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

記入方法	品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の	A.	B.	C.	D.	E.
3 出来形及び出来ばえ品質	工種	[評価対象項目]				
11 コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)		1 [評価対象項目] 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 5 コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 6 コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 7 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 8 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の様を満足していることが確認できる。 9 コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 10 圧接作業にあたり、作業員の投量確認を行っていることが確認できる。 11 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) 12 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 13 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶり確保している。 14 プレベーム桁のプレプレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 使用する緊張及び機器のキャリブレーション(検査、調整)を事前に実施していることが確認できる。 16 PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 18 コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 19 有害なクラックが無い。 20 その他() 21			22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
12 塗装工事		[評価対象項目] 1 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) 2 ケレンを入念に実施していることが確認できる。 3 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行っていることが確認できる。 4 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状況にしてから使用していることが確認できる。 5 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 6 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 7 塗り残し、ながれ、しわ等が無い。塗装されていることが確認できる。 8 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 9 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 10 その他()			11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
13 トンネル工事		[評価対象項目] 1 配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 3 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 4 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 5 吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種類、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 7 坑内観測調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 9 鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 10 コンクリート打設までの鉄筋等の係留管理が適正であることが確認できる。 11 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 12 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 13 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 14 吹付コンクリートを打継ぎずる場合は、吹付完了面を清掃した上、湿润状態で施工していることが確認できる。 15 ロックボルト挿入前に粉除去の清掃がなされている。 16 ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 17 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 18 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目目が同一線上で施工していないことが確認できる。 19 その他()			20 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C、D、E		A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ 品質	14 植栽工事	[評価対象項目] 1 土壌硬度試験及び土壌試験 (PH) を実施し施工に反映している。 2 活着が促されるように管理していることが確認できる。 3 樹木等に損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 4 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 5 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 6 肥料が直接樹木の根にふれないよう均一に施肥していることが確認できる。 7 植生する樹木に反応して、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 8 添木をくらすつぎがないよう設置していることが確認できる。 9 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 10 その他()			11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	15 防護柵(叩クネット)・公園施設(遊具)・標識・区画線等	[評価対象項目] 1 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の各種設置基準の規定を満足していることが確認できる。 2 材料の品質規格証明書が整備されている。 3 材料等において、共通仕様書記載の規格に従い適切に施工している。 4 材料の受け入れに際し、材料の検収が確実に行われたことが確認できる。 5 現場での材料養生など保管が適正に行われたことが確認できる。 6 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 7 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。 8 基礎設置箇所について、地盤の耐力を把握して施工していることが確認できる。 9 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕事量を満足していることが確認できる。 10 ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えていることが確認できる。 11 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートに定められた強度以上であることが確認できる。 12 ベイネット式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。 13 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕事量を満足していることが確認できる。 14 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 15 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて施工していることが確認できる。 16 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 17 プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 18 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 19 その他() 20			21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	16 電線共同溝工事	[評価対象項目] 1 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 2 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 3 プラント出荷時、現場到着時、鋪設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 4 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるように仕上げられていることが確認できる。 5 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び配行等が無いよう敷設していることが確認できる。 6 埋戻しにおいて、設計図書の仕事量を満足していることが確認できる。 7 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 8 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 9 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 10 その他()			11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

記入方法 審査項目	品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄のA'、B'、C'、D'、E'にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄のA'、B'、C'、D'、E'にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	[評価対象項目] [共通]				
17 港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)		1 瀾り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 2 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 3 航行船舶に影響のないよう十分検討して施工されていることが確認できる。 4 材料等の品質に異常値が想定される場合、品質確認に必要な試験等が行われていることが確認できる。 5 気象、海象を十分調査して施工されていることが確認できる。 6 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 7 作業船が十分管理下におかれ、統率されていることが確認できる。 8 その他()			78 品質関係の測定方法であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	79 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
9 浚渫・床掘削係		9 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 10 設計図書に定められた施工上の注意事項が守られていることが確認できる。 11 潮流及び潮流、波浪等の状況を十分把握して施工されている。 12 土質改良を適切に行っていることが記録で確認できる。 13 土捨て場土量に制約がある場合、適切な土量で、許容範囲に精度良く平坦に仕上がっている。 14 土捨て場に制約がなく、深掘しても周辺構造物に影響がない場合、今後の埋没も考慮し、深く平坦に仕上がっている。 15 土質に対して、適正な船舶、機械を使用して、周辺環境への影響を最小限に抑えている。(大型船による施工で、作業日数短縮等も含む) 16 浚渫・床掘削時に濁り防止に十分注意して、漏出がないように施工していることが確認できる。 17 浚渫工又は床掘削工において、作業現場の土質条件、海象条件、周辺海域の利用状況等を考慮して、効率的作業が可能な作業船を選定していることが確認できる。				
18 土砂運搬係		18 土砂運搬において、施工の効率、周辺海域の利用状況を考慮して、土砂の運搬経路を決定していることが確認できる。 19 床掘削において、底面、法面の施工で出来形の許容範囲を超えた場合、置換材と同等以上の材料で埋め戻しを行っていることが確認できる。 20 置換材の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 21 砲弾等の爆発物が発見された場合、関係機関への報告が速やかになされていることが確認できる。 22 その他()				
23 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。		23 [地盤改良関係] 改良材料の管理記録が整理され、品質管理を適切に行っていることが記録で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 24 浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 25 サンドトレーン・砕石トレーン、サトコバクショバイル及び叩コバクショバイルが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打込記録等により確認でき、ヘッドレールが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したヘッドレールの頭部が保護され、排水効果維持されていることが確認できる。 26 サンドトレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打込記録等により確認できるとともに、打設を完了したヘッドレールの頭部が保護され、排水効果維持されていることが確認できる。 27 深層混合処理の打込記録等から、設計図書に定められている事項が確認できる。 28 前記以外の改良工法について、記録から設計図書に定められている事項が確認できる。 29 盛上り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 30 捨石、被覆石等の石材は、扁平細長でなく、風化凍壊の恐れのないものが使用されていることが確認できる。 31 施工面から浮泥等の品質の悪くなるものを除去してから施工されていることが確認できる。 32 マットの施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 33 捨石、被覆及び根固め石の施工が平滑に仕上げられていることが記録により確認できる。 34 その他()				
35 マット、捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。		35 [マット・捨石及び均し関係] マット、捨石、被覆石など材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 36 マットが破損なく所定の幅で重ねあわせられていることが、写真記録等により確認できる。 37 捨石、被覆及び根固め石がゆるみないように堅固に施工され、記録により確認できる。 38 裏込めが、既設構造物及び防砂目地版の破損なしに施工され、記録により確認できる。 39 その他()				

工事成績採点の審査項目運用表

記入方法	品質の審査項目	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ	17 港湾築造工事(浚渫、海岸築造工事を含む)	<p>鋼材の規格、数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。</p> <p>鋼材の保管に当たり、変形及び錆腐害面に損傷を与えないよう、適切に処置されていることが確認できる。</p> <p>杭及び矢板に損傷及び修補痕が無く施工されていることが確認できる。</p> <p>杭及び矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。</p> <p>腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させていることが確認できる。</p> <p>タイロッドは隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直用に設置されていることが確認できる。</p> <p>溶接及び切断の品質管理に関して設計図書の仕事を確認している。</p> <p>その他()</p>				
		<p>40</p>				
		<p>41</p>				
		<p>42</p>				
		<p>43</p>				
		<p>44</p>				
		<p>45</p>				
		<p>46</p>				
		<p>47</p>				
		<p>48</p>				
		<p>49</p>				
		<p>50</p>				
		<p>51</p>				
		<p>52</p>				
		<p>53</p>				
		<p>54</p>				
		<p>55</p>				
		<p>56</p>				
		<p>57</p>				
		<p>58</p>				
		<p>59</p>				
		<p>60</p>				
		<p>61</p>				
		<p>62</p>				
		<p>63</p>				
		<p>64</p>				
		<p>65</p>				
		<p>66</p>				
		<p>67</p>				
		<p>68</p>				
		<p>69</p>				
		<p>70</p>				
		<p>71</p>				
		<p>72</p>				
		<p>73</p>				
		<p>74</p>				
		<p>75</p>				
		<p>76</p>				
		<p>77</p>				

[本体:ケーソン据え付け、ブロック据付関係]

ケーソン仮置場に先立ち仮置き場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われていることが確認できる。

ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われていることが確認できる。

ケーソン据付等及び中詰において、ケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。

ブロック据付等においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。

ケーソン航においてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されていることが確認できる。

ケーソン航に先立ち、気象・海象等を十分調査し、適切な時期を選定されていることが確認できる。

ケーソン航に先立ち、上蓋、安全ネット又は吊り足場等を設置し、墜落防止の措置を講じていることが確認できる。

ケーソン注水時の隔壁の水頭差が1m以内になるように管理されていることが確認できる。

ケーソン仮置き、据付の時期について、設計図書を満足するよう実施されていることが確認できる。

中詰において海上漏出がないように施工されていることが確認できる。

その他()

[コンクリート関係]

配合試験や品質証明書等により、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。

コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。

圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。

施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)

コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後、型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。

コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。

鉄筋(PC鋼材含む)の品質が、証明書類で確認できる。

鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

コンクリート打設までに、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。

鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

圧接作業に当たり、作業員の投量確認を行っていることが確認できる。

スペーサーを適切に配置し、鉄筋の被りを確保している。

コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

プレキャストのプレフレッシュ管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。

PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。

有害なクラックが無い。

その他()

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	18 機械設備工事(土木)	[評価対象項目] 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)を整理し品質の確認ができる。 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 3 設備の機能及び性能に係る成績書が整理され、品質の確認ができる。 5 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 6 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 7 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性にすぐれていることが確認できる。 8 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能、性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 9 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 10 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書(取扱説明書)に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 12 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 13 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 14 二次コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 15 機器の構造や機器の配置を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 16 ハルブ類の平時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 17 計器類に運転時の適用範囲を表示又は防護を施していることが確認できる。 18 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 19 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 20 その他	21 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
19 電気設備工事・照明設備工事(土木)	[評価対象項目] 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 1 材料、部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 2 材料の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 3 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 4 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 5 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 6 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることも、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 7 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 8 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 9 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)していることが確認できる。 10 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 11 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 12 その他	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
20 通信設備工事・受変電設備工事(土木)	[評価対象項目] 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。 1 材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合確認できる証明書を整備していることが確認できる。 2 材料の品質照合の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 3 設備の品質、機能及び性能が、成績書等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 4 設備、機器の品質、機能及び性能が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 5 ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 6 設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。 7 設備全体において、設備の機能並びに性能及び操作方法が容易に判別できる資料を整備していることが確認できる。 8 完成図書において、単体品の製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。 9 設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。 10 設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。 11 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 12 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。 13 その他	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	15 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

3 審査項目	A	B	C	D	E
[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック () し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	[評価対象項目]				
21 下水・管工事	<p>[共通]</p> <p>1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 使用材料の品質規格証明書が整備されている。 3 管やマンホール等にクラックや変形がない。 4 管やマンホールからの漏水がない。 5 管継ぎ手部、マンホール連結部の仕上げが良好である。 6 マンホールのインバート形状、勾配が適当で、表面仕上げが適切である。 7 マンホールの足掛け金物、鉄蓋等の付属品が適切に設置されている。 8 縁石、標識等の道路付属物の復旧が適切に行われている。 9 その他 ()</p> <p>[開削工事関係]</p> <p>10 土留め工の施工が適切で、周辺地盤への影響が見られない。 11 埋め戻しが適切に行われ、工事終了後の路面沈下がみられない。 12 舗装復旧が適切に行われ、路面の不陸が見られない。</p> <p>[推進工事関係]</p> <p>13 管推進に伴う周辺地盤への影響が見られない。 14 立坑の復旧が適切に行われ、路面の沈下、不陸が見られない。 15 薬液注入に伴う管理が適切で、観測井も適切に復旧されている。 16 有害なクラックがない。</p>		<p>17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>18 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>	
22 建築工事	<p>[評価対象項目]</p> <p>1 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 7 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 8 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 9 その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 10 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 11 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 12 (解体工事)発生材処理の管理方法が明確で品質確保に創意工夫がある。 13 (解体工事)施工計画書に定められた発生材処理計画により管理されている。 14 (解体工事)発生材処理証明(マニフェスト)が適切である。 15 (解体工事)請負者の発生材処理計画による独自の発生材処理管理記録が整備されている。 16 (解体工事)適切なとりこわり手順の施工が確認できる。 17 その他 ()</p>			<p>18 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>19 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>
23 電気設備工事(建築)	<p>[評価対象項目]</p> <p>1 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12 その他 ()</p>			<p>13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。</p>

工事成績採点の考査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の考査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	24 機械設備 工事(建築)	[評価対象項目] 1 機械の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 2 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 3 機械の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 4 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 5 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 6 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、覆れていることが確認できる。 7 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 8 システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 9 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 10 中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 11 運転、点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 12 その他()	[評価対象項目] 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 その他() [整地工] 4 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態を施工している。 5 濁り等の防止に十分留意して施工している。 6 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である。 7 表土が十分確保され、かつ均平度が良好である。 8 石礫や雑物が適正に処理されている。 9 表土剥き取り、基礎切盛、畦畔築立、基礎整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 10 法面に有害な崩壊や損傷部がない。 11 進入路は耕作に支障がないように施工されている。 12 取水口、排水工は耕作に支障がないように施工されている。 13 法面、畦畔等の締固めが適切に施工されている。 [道路工] 14 盛土の締固めが適切に施工されている。 15 法面に有害な崩壊や損傷部がない。 16 敷砂利の厚さが確保されている。 [水路工] 17 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 18 用・排水路の法面のとおりがよい。 19 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 20 用・排水路の縦断勾配等は、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 21 構造物の理の戻り等は、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 22 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 23 2次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 24 2次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。	13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
25 ほぼ整地 工・進入路 工・暗渠排 水工・用排 水路工・道 路工・2次 製品(U字 溝、BF・L 型ボックス カルバー ト・プロック 類)	[評価対象項目] 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 その他() [整地工] 4 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態を施工している。 5 濁り等の防止に十分留意して施工している。 6 基礎切盛が適正に施工され、基礎の均平度が良好である。 7 表土が十分確保され、かつ均平度が良好である。 8 石礫や雑物が適正に処理されている。 9 表土剥き取り、基礎切盛、畦畔築立、基礎整地、表土整地は、仕様書及び設計図書により施工されている。 10 法面に有害な崩壊や損傷部がない。 11 進入路は耕作に支障がないように施工されている。 12 取水口、排水工は耕作に支障がないように施工されている。 13 法面、畦畔等の締固めが適切に施工されている。 [道路工] 14 盛土の締固めが適切に施工されている。 15 法面に有害な崩壊や損傷部がない。 16 敷砂利の厚さが確保されている。 [水路工] 17 用・排水路の施工基面が平滑に仕上げられている。 18 用・排水路の法面のとおりがよい。 19 暗渠排水工は仕様書及び設計図書により施工されている。 20 用・排水路の縦断勾配等は、ほ場面標高等を考慮して施工されている。 21 構造物の理の戻り等は、仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 22 護岸等の根入れが図面どおり実施されていることが確認できる。 23 2次製品との取り付け部コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 24 2次製品の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。	25 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	26 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		
26 農地造成 工・テラス 土壌改良 改良山成	[評価対象項目] 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 地区内の地表水及び地下水を排除しドライの状態を施工している。 4 防災施設が施工計画のとおり施工している。 5 伐根物処理は、関係法令により適切に処理されている。 6 抜根、排根は仕様書及び設計図書により施工されている。 7 基礎造成、法面植生、雑物及び石礫除去、耕起は、仕様書及び設計図書により施工されている。 8 砕土は、適切な耕土の水分状態のときに、土壌改良材との効果的な混合が図られている。 9 その他()	10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ 品質	27 管水路	<p>[評価対象項目]</p> <p>1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 中心線の通りがよい。 4 仕様書等で示す条件により締め固めが実施されている。 5 管の両側面が均等に埋め戻されていることが確認できる。 6 地盤面、基礎面に不陸が生じないことが確認できる。 7 管の吊り込み、据付けの際に常に十分な注意を払っていることが確認できる。 8 仕切り弁等の据付けに十分な注意を払っていることが確認できる。 9 給水栓の設置にきめ細かな施工がうかがえる。 10 コンクリート構造物にきめ細かな施工がうかがえる。 11 その他()</p>			12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	28 フィルダム・ため池	<p>[評価対象項目]</p> <p>1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 基礎処理施工要領及び盛り立て要領書に示された規定に従い適切に実施されている。 4 施工基面及び法面が平滑に仕上げられている。 5 雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。 6 気象条件を考慮した施工が確認できる。 7 鉄筋の組立、継ぎ手部、かぶり厚が工事図面に示されたとおり施工している。 8 コンクリートの供試体が該現場のものであることが確認できる。 9 その他()</p>			10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
	29 コンクリート 2次製品 (U字溝類・ し字溝、ボツ クスカル バート類・ ブロック積・ し型擁壁 工・縁石 工・地先境 界ブロック・ ブロック舗 装工)	<p>[評価対象項目] [共通]</p> <p>1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 JIS規格外品について、仕様書で規定する規格、品質を満足している。 4 基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 5 二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 6 土留め、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 7 その他() [擁壁類(補強土擁壁は除く)] 8 胸込コンクリート、裏込材の充填が十分に空隙が生じてない。 9 基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 10 材料の連結または、かみ合わせが適切である。確認できる。 11 端部における地山とのすすつけが適切である。 12 丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意を払っている。 13 コンクリート板擁壁の施工にあたり、ソイルコンクリートの配合、練混ぜ、打込み、締固め及び養生が適切に行われている。 [用排水施設] 14 位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 15 不平等下防止に配慮して、基礎地盤の締固めが特に入念に行われている。 16 呑口、吐口、集水溝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 17 施設の流末は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 18 不平等下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や継目部からの漏水も見られない。 19 継目部の目地モルタルが適切に施工されている。 20 製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 21 製品の継目部には隙間、スレがなく、適切に施工されている。</p>			22 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	23 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	[評価対象項目] 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 抑止抗に打傷及び補修痕がないことが確認できる。 4 抑止抗の泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 5 抑止抗の偏心管理が確認できる。 6 偏心量が全て管理基準以内で施工されている。 7 溶接の品質管理に関して仕様書等に定められた事項が確認できる。 8 杭の継手溶接あるいは接続が、丁寧に施工されていることが確認できる。 9 グラウト及び泥水処理が、的確に施工されていることが確認できる。 10 グラウト及び中詰めコンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。 11 杭上の梅戻しが、丁寧に施工されている。 12 その他()			13 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	14 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
31 施設機械設備(用排水ポンプ)	[評価対象項目] 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 機械本体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 6 配電盤類の動作試験は正常に動作している。 7 配電盤類の動作試験は正常に動作している。 8 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 9 シーケンスに従い、正常に動作している。 10 ビット内の電線類は、行き先札が取り付けられ整然と配置されている。 11 地中電線路等は、適切な深さ及び間隔で配置されている。 12 設置工事は適切な深さと関係書基準に基づき配置されている。 13 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 14 その他()			16 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	17 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
32 施設機械設備(水門設備・除塵設備)	[評価対象項目] 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 機械本体品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 4 設備の機能が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 5 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 6 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 7 電線類の接続部が適切に処理されている。 8 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 9 その他()			10 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。
33 水管橋	[評価対象項目] 1 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 2 部品の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 3 据付基準線及び基準高は図面通り施工されている。 4 基礎ボルトの締め付けが適切に行われている。 5 溶接施工上の注意事項(共通仕様書)が守られている。 6 その他()			7 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	8 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	[評価対象項目] 34 魚礁工	[評価対象項目] 1 配合試験や品質証明書等により、適切なコンクリートの規格(強度・w/c、最大骨材粒径、塩基総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 2 コンクリート打設時の必要供試体採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 3 コンクリートの打設が気象条件に適した運搬時間、締めめ時のバイブレーターの機種、養生方法等適切に行っている。 4 コンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 5 型枠の取り外し時のコンクリートの強度が適正に管理されている。 6 鉄筋の規格がミルシートで確認できる。 7 鉄筋の引張り強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 8 コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 9 鉄筋の組立・加工が適正であることが確認できる。 10 スペーサーの材質が適正で、品質が確認できる。 11 スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶり確保している。 12 その他() [鋼製] 13 材料等の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 14 材料の工作及び部材組立が適正になされている。 15 溶接材料の選定及び管理が適正になされている。 16 関係の確認及び母材の清掃が確認できる。 17 溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。 18 溶接施工が作業条件に応じて適正になされている。 19 溶接外観検査で基準を満足している。 20 ボルトの締め付けが適切に行われている。 21 その他() [FRP製] 22 材料の品質及び形状が設計図書等との適切性確認ができ、証明書が整備されている。 23 材料等において、共通仕様書等の記載の規格に従い適切に施工している。 24 その他()	25 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	26 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。	
35 山腹工・棚工・筋工・積苗工・伏工工事	[評価対象項目] 1 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 2 材料の品質規定証明書が整備されている。 3 各工種の施工に適した法面整形、階段切付が行われており、障害となる根株、転石等が除去されている。 4 雨水等による崩落を防止するため排水対策が実施されている。 5 端部における地山とのすりつけにきめ細かい注意がうかがえる。 6 端部の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 7 植栽木の損傷や病虫害がなく、植栽、施肥の施工にあたり、苗木の生育に配慮した丁寧な施工がなされている。 8 背面土の流失防止に配慮した施工がなされている。 9 各工種の特徴、要点を理解し、施工に創意工夫が見られる。 10 その他()	11 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。	12 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。		

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D	E	
3 出来形及び出来ばえ品質	36 補強土壁工	[評価対象項目] [共通項目]					
		1 プレキャスト製品・材料等の品質が品質規格証明書等により的確に確認できる。					
		2 材料(補強材・壁面材等)を仮置きする場合は、共通仕様書に従い適切に処理している。					
		3 現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。					
		4 補強材や壁面材の施工に関し、共通仕様書や各マニュアルに基づき適切に施工されている。 (テールアルマ)					
		5 盛土材料の土質が適正である。					
		6 盛土の締固めを適切な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・転圧作業等)で施工されている。					
		7 盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。					
		8 その他() (E P S)					
		9 発泡スチロールを傾斜面上に設置する場合、地山と一体となるような施工がなされている。					
		10 排水対策に十分留意しながら、適切に施工している。					
		11 発泡スチロールの設置にあたり、段差などが生じないように適切に施工している。					
		12 その他() (F C B)					
		13 気泡混合土を傾斜面上に設置する場合、地山と一体となるような施工がなされている。					
		14 気泡混合土を、気泡の破壊や材料分離が生じないように、施工厚と施工方法に留意しながら、適切に施工している。					
		15 気泡混合土を、降雨や地下水に留意して適切に施工している。					
		16 気泡混合土の打ち継ぎに際し、著しいレイタンスや土、ごみなどをささないように適切に施工している。					
		17 その他()					
	18						
37 自然石工 鉄線籠工	37 自然石工 鉄線籠工	[評価対象項目] [自然石積(張)・巨石積(張)]					
		1 石材を現地採取する場合、指定場所から採取している。					
		2 石の粒径が設計図書に示された大きさであり、硬度も十分なものを使用している。					
		3 施工に先立ち、石の洗浄を行い付着物を除去している。					
		4 施工の大きな石を根石部に配置したり、現場状況に応じた石の組合わせで施工されている。					
		5 裏込材、駒込コンクリートの充てんまたは締固めが充分で空隙が生じなく、裏込材の吸い出しのおそれがない。					
		6 石積(張)工の端部や曲線部の処理、強度、水密性が適切である。					
		7 目地材の配置が適切で、設置箇所においてははみ出し等がみられない。					
		8 水抜きパイプは所定の規格のもので施工され、配置、吸い出し防止等についても適切な施工となっている。					
		9 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。					
		10 基礎コンクリート、天端コンクリート、小口止工等の施工、養生が適正に行われている。					
		11 その他() (鉄線籠)					
		12 詰石は綿目よりやや大きめな石を使用し、扁平な石が混入されていない。					
		13 籠の内部に空隙がないよう施工している。					
		14 結束線は内面に向けて折り込んでいる。					
		15 鉄線籠型多段積において、連結が適正に行われている。					
		16 吸い出し防止材を上流側を上面として重ね合わせ、適正に敷設している。					
17 その他()							
	18						
	19						
	20						
38 暗渠排水工	38 暗渠排水工	[評価対象項目] [暗渠排水工関係]					
		1 暗渠排水の施工にあたり、表土と基盤土の混合を防止していることが確認できる。					
		2 暗渠排水の被覆材の厚さを確保し、かつ、管体を十分被覆していることが確認できる。					
		3 暗渠排水が所定の深さ及び勾配で敷設していることが確認できる。					
		4 暗渠排水の配管接合部において、確実に接合されていることが確認できる。					
		5 暗渠排水において、掘削溝低部が凹凸、蛇行のないように施工されていることが確認できる。					
6 その他()							
	7						
	8						
	19						
	20						

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

〔記入方法〕品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にそれぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D	E
3 出来形 及び 出来ばえ 品質	39 矢板工事	[評価対象項目] 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 鋼材の規格・数量がミリシート等(現物照会を含む)で確認されている。 鋼材の保管に当たり、変形及び塗覆表面に損傷を与えないように、適切に処理されている。 矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。 矢板の打止めの施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。 腹起し材を全長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。 タイロッドは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 タイワイヤーは、隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。 溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 その他()			12 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	13 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
	40 根固・捨石 ブロック工 事	[評価対象項目] 型式・支保工の取り外しに関して適切に管理されている。 気象・海象条件に適した運搬、打設、締め固め、据付を行っている。 コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 コンクリート現場養生が、仕様書の規定に従い適切に実施されている。 コンクリートブロックの転置、仮置、運搬、据付に際し、強度確認を行っている。 コンクリートブロックの仮置は、転倒、崩壊等の恐れがない。 捨石基礎の均し面が平坦(設計図書に示された基準内)に仕上げられているのが確認できる。 ブロック据付等において、ブロック及び既設構造物等の破損がなく、所定の精度で施工されている。 海上水上運搬・据付作業を行う場合、台船等の積載能力に応じた積込み個数としている。 その他()			11 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	12 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
	41 撤去、解 体、除去等 のみの工 事(旧橋撤 去・流木除 去等)	[評価対象項目] 〔撤去、解体、除去工関係〕 騒音対策、振動対策、飛散防止対策等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 適切な撤去、解体、除去等の手順が確認できる。 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 施工計画に定められた発生材処理計画により管理され、記録が整理されている。 解体物の転倒、崩落、飛散等の安全を考慮して施工されている。 その他()			7 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	8 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。
	42 河川の浚 渫工事	[評価対象項目] 〔河川の浚渫工関係〕 濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 土砂処分における運搬途中で漏出がないように施工している。 浚渫工又は床掘工について仕様書に定められた施工上の注意事項が守られている。 その他()			6 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、監督員 が文書で指示を行い改 善された。	7 品質関係の測定方法 又は測定値が不適切 であったため、検査員 が修補指示を行った。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の A'、B'、C'、D'、E' にチェックし、それぞれについて該当するか否かをチェックする。	A	B	C	D	E
3 出来形及び出来ばえ品質	[評価対象項目] 43 維持工事 (路面維持工事、心急処理工事等)	[評価対象項目] 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 5 理由: 6 理由: 7 理由: 8 理由:	[評価対象項目] 1 該当項目が6項目以上……A 該当項目が5項目……A' 該当項目が4項目……B 該当項目が3項目……B' 該当項目が2項目以下……C	[判断基準] 該当項目が6項目以上……A 該当項目が5項目……A' 該当項目が4項目……B 該当項目が3項目……B' 該当項目が2項目以下……C	9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。
44 修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	[評価対象項目] 1 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 2 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 3 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 4 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案を行っていることが確認できる。 5 理由: 6 理由: 7 理由: 8 理由:	[評価対象項目] 1 該当項目が6項目以上……A 該当項目が5項目……A' 該当項目が4項目……B 該当項目が3項目……B' 該当項目が2項目以下……C	[判断基準] 該当項目が6項目以上……A 該当項目が5項目……A' 該当項目が4項目……B 該当項目が3項目……B' 該当項目が2項目以下……C	注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。	9 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3	審査項目 出来形及び 出来ばえ 出来ばえ	工種			
		1 小規模工事	1 関係構築物等との取り合いが設計図書を満足するように施工されている。 仕上げが良い。 2 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 3 施工対象物の通りが良い。 4 細部まできめ細やかな施工がされている。 5 全体的な美観がよい。 6 クラック、隙間、がたつきが等がない。 7 総合的な機能がよい。 8 その他() 9		
		2 コンクリート構築物工事 砂防構築物工事 治山構築物 海岸工事 トンネル工事	1 コンクリート構築物の表面状態が良い。 2 コンクリート構築物の通りが良い。 3 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 4 クラックがない。 5 漏水がない。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()		
		3 土工事 (盛土・築堤工事等)	1 仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 構築物へのすりつけ等が良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他()		
		4 切土工事	1 規定された勾配が確保されている。 2 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 3 法面勾配の変化部について、干渉部等を設けるなど適切に施工されている。 4 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 5 関係構築物等との取り合いが設計図書を満足するように施工されている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()		
		5 護岸・根固・水制工事 自然石工・鉄線籠工 根固・捨石ブロック工事	1 通りが良い。 2 材料の組み合わせが良く、クラックがない。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 既設構築物とのすりつけが良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他()		
		6 鋼橋工事 (堰、水門等工場製作を含む)	1 表面に補修箇所が無い。 2 部材表面に傷、錆が無い。 3 溶接に均一性がある。 4 塗装に均一性がある。 5 全体的な美観が良い。 6 その他()		

工事成績採点の調査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の調査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3 考察項目 出来形及び 出来ばえ 出来ばえ	工種				
	7 地すべり防止工事 抑止杭工事	1 地山との取り合いが良い。 2 天端、端部の仕上げが良い。 3 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 4 全体的な美観が良い。 5 その他()			
	8 舗装工事	1 舗装(又は路盤)の平坦性が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 端部処理が良い。 4 構造物へのすりつけ等が良い。 5 雨水処理が良い。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()			
	9 法面工事	1 通りが良い。 2 植生、吹付等の状態が均一である。 3 端部処理が良い。 4 全体的な美観が良い。 5 その他()			
	10 基礎工事(地盤改良等を 含む) 矢板工事	1 土工関係の仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 端部及び天端仕上げが良い。 4 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 5 その他() 6 主たる工種が地盤改良の場合は、C評価とする。			
	11 コンクリート橋上部工事	1 コンクリート構造物の表面状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 支承部の仕上げが良い。 5 クラックがない。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()			
	12 塗装工事(工場塗装を除く)	1 塗装の均一性が良い。 2 細部まできめ細かな施工がされている。 3 補修箇所がない。 4 ケレンの施工状況が良好である。 5 全体的な美観が良い。 6 その他()			
	13 植栽工事	1 樹木の活着状況が良い。 2 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 3 支柱の取り付けが堅固である。 4 全体的な美観が良い。 5 その他()			

工事成績採点の調査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の調査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3 考察項目 出来形及び 出来ばえ 出来ばえ	工種				
14 防護柵(ロックネット)・公園施設(遊具)工事	1	通りが良い。			
	2	端部処理が良い。			
	3	部材表面に傷及び錆が無い。			
	4	既設構造物とのすりつけが良い。			
	5	きめ細やかに施工されている。			
	6	全体的な美観が良い。			
	7	その他()			
15 標識工事	1	設置位置に配慮がある。			
	2	標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。			
	3	標識板の支柱に変色が無い。			
	4	支柱基礎が入念に埋め戻されている。			
	5	全体的な取り扱いがしやすい。			
	6	その他()			
16 区画線工事	1	塗料の塗布が均一である。			
	2	視認性が良い。			
	3	接着状態が良い。			
	4	施工前の清掃が入念に実施されている。			
	5	全体的な美観が良い。			
	6	その他()			
17 港湾築造工事(海岸築造 工事を含む)	1	構造物の通りがよい。			
	2	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
	3	構造物の表面及び端部の仕上げが良い。			
	4	きめ細やかな施工がなされている。			
	5	全体的な美観が良い。			
	6	クラックがない(コンクリート工事が含まれる場合)。			
	7	その他()			
18 港湾築造工事(地盤改良 工事を含む)	1	規定された水深・勾配又は改良深度等が確保されている。			
	2	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。			
	3	施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。			
	4	浚渫及び盛り等の土砂が適切に処理されている。			
	5	その他()			
19 機械設備工事(土木)	1	主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。			
	2	きめ細やかな施工がなされている。			
	3	土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。			
	4	溶接、塗装、組立等にあたって、細部にわたる配慮がなされている。			
	5	全体的な美観が良い。			
	6	その他()			

工事成績採点の調査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の調査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3	考察項目 出来形及び 出来ばえ 出来ばえ	工種			
		20 電気設備工事(土木) 照明設備工事(土木) その他類似工事(土木)	1 きめ細やかな施工がなされている。 2 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 4 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()		
		21 維持修繕工事	1 小構造物等にも細心の注意が払われている。 2 きめ細かな施工がなされている。 3 既設構造物とのすり付けが良い。 4 全体的な美観が良い。 5 その他()		
		22 電線共同溝工事	1 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 2 公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()		
		23 通信設備工事(土木) 受変電設備工事(土木) その他類似工事(土木)	1 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 2 公共物としての安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 3 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 4 当該設備及び関連設備が全体的に協調及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 5 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 全体的な美観が良い。 7 その他()		
		24 下水道・管工事	1 通りがよい。 2 目地、端部の仕上げが良い。 3 既設構造物とのすり付けが良い。 4 埋め戻し、路面復旧の状況がよい。 5 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 6 その他()		
		25 建築工事	1 きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 4 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 5 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 6 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 7 完全に配慮した施工がなされている。 8 (解体工事) 整地、清掃状況が特に良好である。 9 (解体工事) 既存部分や関連設備との調整がなされ良い仕上がりである。 10 その他()		

工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3	審査項目 出来形及び 出来ばえ 出来ばえ	工種			
	26 電気設備工事(建築)	1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他()			
	27 機械設備工事(建築)	1 きめ細やかな施工がなされている。 2 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 3 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 4 環境負荷低減への対策が優れている。 5 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 6 その他()			
	28 ほ場整備工	1 均平度、又は面勾配がよい。 2 石礫、雑物等が良好に処理されている。 3 営農に十分配慮された施工がなされている。 4 土工の仕上げがよい。 5 土工の通りがよい。 6 土工の構造物等へのすりつけがよい。 7 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 8 用・排水路の通りがよい。 9 コンクリート構造物の通りがよい。 10 全体的な美観がよい。 11 その他()			
	29 農地造成工	1 勾配がよい。 2 土工の仕上げがよい。 3 土工の通りがよい。 4 畦畔の仕上げ及び通りがよい。 5 雨水処理がよい。 6 排水路の通りがよい。 7 全体的な美観がよい。 8 その他()			
	30 管水路工	1 管の通りがよい。 2 付帯コンクリート構造物の肌がよい。 3 付帯コンクリート構造物の通りがよい。 4 付帯コンクリート構造物にクラックがない。 5 全体的な美観がよい。 6 その他()			

工事成績採点の調査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の調査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3 調査項目 出来形及び 出来ばえ	工種				
31 フィルダム・ため池	1	土工の仕上げがよい。			
	2	土工の通りがよい。			
	3	土工の構造物等へのすりつけがよい。			
	4	吹き付け(植生、コンクリート等)の状態が均一である。			
	5	コンクリート構造物の肌がよい。			
	6	コンクリート構造物の通りがよい。			
	7	天端仕上げ、端部仕上げ等がよい。			
	8	付帯コンクリート構造物にクラックがない。			
	9	漏水がない。			
	10	施設の通りがよい。			
	11	全体的な美観がよい。			
	12	その他()			
32 コンクリート2次製品	1	構造物の通りがよい。			
	2	材料の連結、かみ合わせがよい。			
	3	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
	4	クラックがない。			
	5	漏水がない。			
	6	土工の仕上げが良い。			
	7	全体的な美観が良い			
	8	その他()			
33 施設機械設備・用排水ポンプ・水門 除塵設備	1	主設備、関連施設等にきめ細かな施工がなされている。			
	2	溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。			
	3	製作上の補修痕跡がない。			
	4	全体的な取り扱いがしやすい。			
	5	その他()			
34 水管橋	1	表面に傷、錆、補修箇所がない。			
	2	溶接、塗装、組み立ての均一性がよい。			
	3	管の通りがよい。			
	4	付帯コンクリート構造物の肌が良い。			
	5	付帯コンクリート構造物の通りが良い。			
	6	付帯コンクリート構造物にクラックがない。			
	7	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。			
	8	全体的な美観がよい。			
	9	その他()			

工事成績採点の調査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の調査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
3 調査項目 出来形及び 出来ばえ	工種				
出来ばえ	35 魚礁工	1	[コンクリート製] 構造物の肌が良い。		
		2	構造物の通りが良い。		
		3	構造物にクラックがない。		
		4	全体的な美観が良い。		
		5	その他()		
			[鋼製]		
		6	表面に補修箇所がない。		
		7	部材表面に傷、錆がない。		
		8	溶接に均一性がある。		
		9	全体的な美観が良い。		
		10	その他()		
			[FRP製]		
		11	通りが良い。		
		12	端部処理が良い。		
		13	部材表面に傷、錆がない。		
		14	既設構造物とのすり付けが良い。		
		15	きめ細かな施工がなされている。		
16	全体的な美観が良い。				
17	その他()				
出来ばえ	36 山腹工	1	通りが良い。		
		2	材料の連結、かみ合わせがよい。		
		3	端部処理がよい		
		4	地山とのすり付けがよい		
		5	全体的な美観が良い。		
		6	その他()		
出来ばえ	37 補強土壁工	1	壁面材(コンクリート製品)の割れ、カケがない。		
		2	基礎上面の平坦性が良い。		
		3	天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。		
		4	壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りが良い。		
		5	全体的な美観が良い。		
		6	その他()		
出来ばえ	38 暗渠排水工事	1	仕上げが良い。		
		2	埋め戻しの状態が良い。		
		3	通りが良い。		
		4	暗渠排水の機能が発揮されている。		
		5	構造物とのすり付けが良い。		
		6	その他()		
出来ばえ	39 撤去、解体、除去工事	1	きめ細やかな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。		
		2	整地、清掃状況が常に良好である。		
		3	既存部分や関連施設との調整がなされ、良い仕上りの状況である。		
		4	その他()		

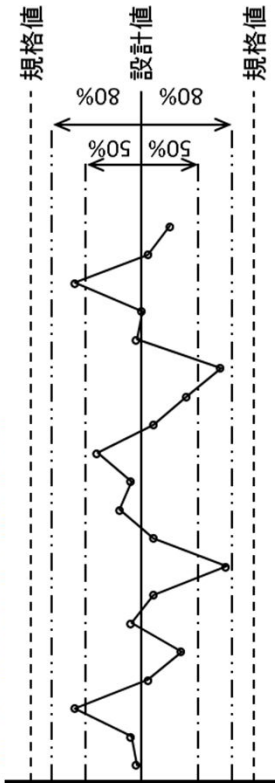
工事成績採点の審査項目運用表

検査員

[記入方法] 品質の審査項目において、主な工種として評価する工種欄の にチェック()し、それぞれについて該当するか否かをチェックする。		A	B	C	D
審査項目 出来形及び 出来ばえ	工種				
出来ばえ	40 河川の浚渫工事	1	規定された水深・勾配が確保されている。		
		2	施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		
		3	施工後の表面及び底面等の全体的な仕上げが良い。		
		4	浚渫及び盛り等の土砂が適切に処理されている。		
		5	残土等は適切に処理されている。		
		6	その他()		
	41 上記以外の工事 工種:	1	理由:		
		2	理由:		
		3	理由:		
		4	理由:		
		5	理由:		
		該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。			
	判断基準	<p><評価対象項目が5項目以上の場合> 評価対象工種(工種欄の にチェック()した工種)において、評価対象となる項目は にチェック()し、 その内該当項目は にチェック()する。 該当工種(工種欄の にチェック()した工種)における対象評価項目数を母数(評価対象項目数)として、評価項目の 比率(%)計算の値で評価する。 評価値(%) = 評価()数 / 対象評価項目()数</p> <p>該当項目(評価値)が 90%以上 A 該当項目(評価値)が 80%以上90%未満 B 該当項目(評価値)が 60%以上80%未満 C 該当項目(評価値)が 60%未満 D</p> <p><評価対象項目が4項目の場合> 該当項目が4項目 A 該当項目が3項目 B 該当項目が2項目 C 該当項目が1項目以下 D</p> <p><評価対象項目が3項目の場合> 該当項目が3項目 A 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D</p> <p><評価対象項目が2項目の場合> 該当項目が2項目 B 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D</p> <p><評価対象項目が1項目の場合> 該当項目が1項目 C 該当項目が0項目 D</p>			

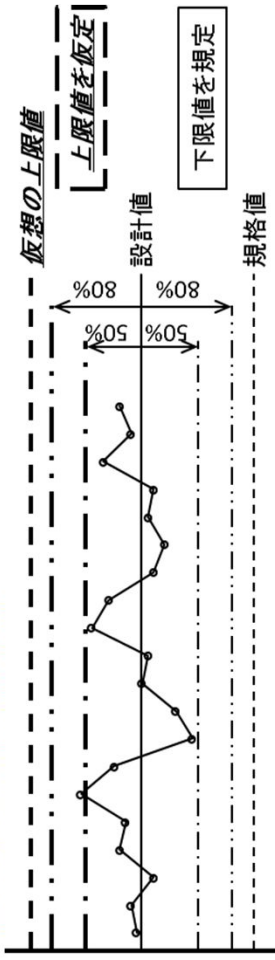
- 1 出来形及び品質のばらつきを考え方
 [工程能力図の場合]
 (1) 上・下限値がある場合

① ばらつきが50%以下と判断される例

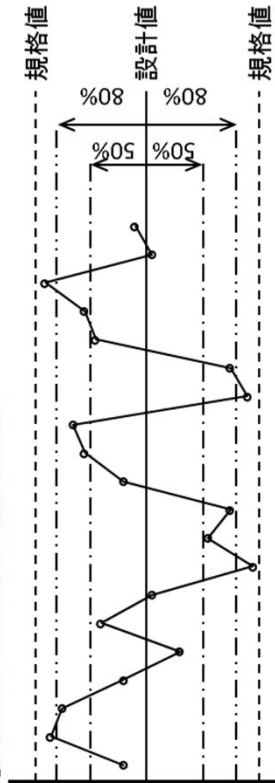


- (2) 下限値の上限値のみの場合
 [注] 仮想の上限値は、プラス側に規格値(マイナス)と同値を設定する。

② ばらつきが50%以下と判断される例

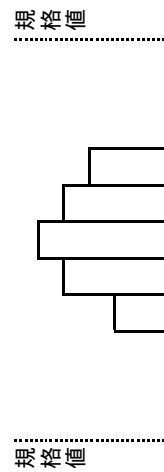


② ばらつきが80%以下と判断される場合

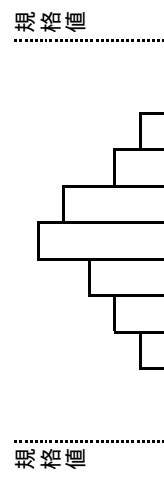


[度数表またはヒストグラムの場合]

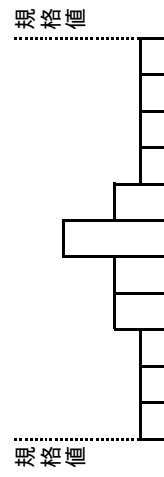
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



- 2 多工種複合工事の取扱い

- (1) 工事に占める割合(直接工事費の割合でよい。)が概ね50%を超える工種がある場合は、主たる一つの工種で評定する。
 (2) 工事に占める割合が50%を下回る工種の場合は、複数の工種で評価することとするが、工事に占める割合が概ね30%以上の工種とし、最大3工種までとする。
 (3) 上記に該当する工種がない場合は、「上記以外の工事」欄を活用する。
 (4) 工場で製作される構造物も評価の対象とする(例:プレテンション桁はコンクリート橋工事で評価)。

- 3 その他

- (1) 「施工プロセス」のチェックリスト(案)を活用して評定を行う。
 (2) 「5 創意工夫」及び「6 社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行う。

「施工プロセス」のチェックリスト

1 工事名 平成 年度交付建設第 - - x号 工区 道路改良工事
 2 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
 3 受注業者 建設(株) 主任監督員 職氏名:主任技師

主任監督員は、工事毎に「施工プロセス」を確認することとし、完成検査時にその結果(チェックリスト)を検査員に提出する。
 「施工プロセス」のチェックリストは、当初設計金額500万円以上の工事を実施し、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを確認する。
 チェック欄では、その内容に不備があった場合にレマークを記入し、その月日を記入する。
 なお、不備があった場合は、備考欄に改善指示及びその是正状況等を記入する。
 用語の定義については、契約後:当初契約後、変更後:工期内に行う契約変更後(変更指示書含む)とする。

(1/2)

検査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期			備考(指示・改善状況)		
				着手前	施工中	完成時			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 契約工程表	・契約締結の14日以内に、契約工程表または請負代金内訳書(契約で定められた場合)が提出された。(契約後)	(/)				
			2 工事カルテ 工事請負代金500万円以上が対象	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内に登録機関に申請した。(契約後、変更後、完成時)	(/)	(/)	(/)		
			3 建設業退職金 共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。(契約後)	(/)				
			4	・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識(ステッカー)や建設業許可標識、労災保険関係の項目が、現場の見やすい場所に掲示されている。(施工時)		(/)			
			5	・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。(施工時)		(/)			
			6	・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。(施工時)		(/)			
			7	7 施工体制台帳、 施工体制図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(施工時の当初、変更時)		(/)		
			8		・施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。(施工時の当初、変更時)		(/)		
			9		・施工体制台帳に、下請負金額を記入している。(施工時の当初、変更時)		(/)		
			10		・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。(施工時の当初、変更時)		(/)		
			11		・施工体系図に記載のない業者が作業していない。(施工時1回/月程度)		(/)		
			12		・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。(施工時の当初、変更時)		(/)		
			13		・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。(施工時の当初、変更時)		(/)		
			14	建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者(主任技術者)を正しく記載している。(施工時)		(/)		
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25	15 現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。(施工時)		(/)			
			16	・現場代理人は、監督員との連絡調整及び対応を書面で行っている。(施工時)		(/)			
			17	17 作業主任者の 選任	・作業主任者を選任し、配置している。(施工計画時、施工時)	(/)	(/)		
			18	18 専門技術者の 配置	・専門技術者を専任し、配置している。(施工計画時、施工時)	(/)	(/)		
			19	19 潜水作業従事 者の配置	・港湾工事等潜水作業従事者を適正に配置している。(施工計画時、施工時)	(/)	(/)		
			20	20 海上起重作業 船団長の配置	・港湾工事等海上起重作業船団長を適正に配置している。(施工計画時、施工時)	(/)	(/)		
			21	21 監理技術者(主 任技術者)の専任 制	・監理技術者の資格者証の内容を確認した。(監理技術者の場合、施工時)	(/)			
			22	・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。(着手前)	(/)				
			23	・現場に常駐していた。(現場代理人と別の場合、施工時)		(/)			
			24	・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。(施工時、打合せ時)		(/)			
			25	・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。(施工時適宜)		(/)			

(1) 環境森林部

別記様式第1号

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

環境森林部長	総括次長	技術次長	自然環境課長	課長補佐	担当リター-	担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (完成検査)

発注番号																															
所属コード	所 属 名	発注年度	債務区分	科 目 (節)			工 事 番 号																								
県 事 業 名		工 事 の 分 野		工 事 の 種 類		主任監督員		総括監督員																							
工 事 名																															
施 工 場 所					路 河 港 等 名																										
契 約 業 者					現 場 代 理 人		主任 (監 理) 技 術 者																								
代 表 者 名					主任 (監 理) 技 術 者		主任 (監 理) 技 術 者																								
当 初 変更後 (最新)	設 計 額 (円)		契 約 額 (円)		契 着 工 約		完 工 成		期 間																						
	設 計 概 要 当 初 変 更 後 (最 新)																														
1					1																										
2					2																										
3					3																										
4					4																										
5					5																										
6					6																										
7					7																										
8					8																										
9					9																										
10					10																										
実 完 成		検 査 実 施		検 査 員		立 会 人																									
年 月 日		年 月 日		初 検																											
評 定	項 目	細 別	A	A'	B	B'	C	D	E	検査員所見 1. 工事完成確認 2. 口頭又は指示書による手直し事項 <table border="1"> <tr> <th colspan="3">手 直 し 処 置 事 項</th> </tr> <tr> <th>該当</th> <th>CD事項</th> <th>処置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A1 構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A2 設計書・仕様書と相違</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3 構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1 出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2 許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1 特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </table>	手 直 し 処 置 事 項			該当	CD事項	処置		A1 構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査		A2 設計書・仕様書と相違		A3 構造物等の全面的損壊		B1 出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認		B2 許容値超過が小範囲、少数		C1 特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
	手 直 し 処 置 事 項																														
	該当	CD事項	処置																												
		A1 構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																												
		A2 設計書・仕様書と相違																													
		A3 構造物等の全面的損壊																													
		B1 出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																												
		B2 許容値超過が小範囲、少数																													
		C1 特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																												
	1 施工体制	施工体制一般																													
	配置技術者																														
2 施工状況	施工管理																														
	工程管理																														
	安全対策																														
	対外関係																														
3 出来形及び出来ばえ	出来形																														
	品質																														
	出来ばえ																														
4 工事特性	施工条件等への対応																														
5 創意工夫	創意工夫								評 定 点																						
6 社会性等	地域への貢献等																														

(2) 農政水産部

別記様式第1号

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

農政水産部長	総括次長	技術次長	農村計画課長	課長補佐	担当リター-	担当
主管課長	課長補佐	工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (完成検査)

発注番号																															
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目 (節)			工事番号																								
県事業名		工事の分野		工事の種類		主任監督員	総括監督員																								
工事名																															
施工場所					路河港等名																										
契約業者					現場代理人		主任(監理)技術者																								
代表者名					主任(監理)技術者		主任(監理)技術者																								
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契着工		約完工		期間																						
設計概要 当初 変更後(最新)																															
1					1																										
2					2																										
3					3																										
4					4																										
5					5																										
6					6																										
7					7																										
8					8																										
9					9																										
10					10																										
実年	完月	成日	初検	検査年	実月	施日	検査員		立会人																						
評 定	項目	細別	A	A'	B	B'	C	D	E	検査員所見 1. 工事完成確認 2. 口頭又は指示書による手直し事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">手直し処置事項</th> </tr> <tr> <th>該当</th> <th>CD事項</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書と相違</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </tbody> </table>	手直し処置事項			該当	CD事項	処置	A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査	A2	設計書・仕様書と相違	A3	構造物等の全面的損壊	B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認	B2	許容値超過が小範囲、少数	C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
	手直し処置事項																														
	該当	CD事項	処置																												
	A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																												
	A2	設計書・仕様書と相違																													
	A3	構造物等の全面的損壊																													
	B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																												
	B2	許容値超過が小範囲、少数																													
	C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																												
	1	施工体制	施工体制一般																												
		配置技術者																													
2	施工状況	施工管理																													
		工程管理																													
		安全対策																													
		対外関係																													
3	出来形及び出来ばえ	出来形																													
		品質																													
		出来ばえ																													
4	工事特性	施工条件等への対応																													
5	創意工夫	創意工夫							評定点																						
6	社会性等	地域への貢献等																													

(3) 県土整備部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

別記様式第1号

県土整備部長	総括次長	技術次長	技術企画課長	課長補佐	担当リター-	担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (完成検査)

発注番号																															
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目 (節)			工事番号																								
県事業名		工事の分野		工事の種類		主任監督員	総括監督員																								
工事名																															
施工場所					路河港等名																										
契約業者					現場代理人		主任(監理)技術者																								
代表者名					主任(監理)技術者		主任(監理)技術者																								
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契約着工		完成		期間																						
	設計概要 当初 変更後(最新)																														
1					1																										
2					2																										
3					3																										
4					4																										
5					5																										
6					6																										
7					7																										
8					8																										
9					9																										
10					10																										
実完成 年月日		検査実 初年月日		施工 年月日		検査員		立会人																							
評 定	項目	細別	A	A'	B	B'	C	D	E	検査員所見 1. 工事完成確認 2. 口頭又は指示書による手直し事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">手直し処置事項</th> </tr> <tr> <th>該当</th> <th>CD事項</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書と相違</td> </tr> <tr> <td>A3</td> <td>構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </tbody> </table>	手直し処置事項			該当	CD事項	処置	A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査	A2	設計書・仕様書と相違	A3	構造物等の全面的損壊	B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認	B2	許容値超過が小範囲、少数	C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
	手直し処置事項																														
	該当	CD事項	処置																												
	A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																												
	A2	設計書・仕様書と相違																													
	A3	構造物等の全面的損壊																													
	B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																												
	B2	許容値超過が小範囲、少数																													
	C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																												
	1	施工体制	施工体制一般																												
		配置技術者																													
2	施工状況	施工管理																													
		工程管理																													
		安全対策																													
		対外関係																													
3	出来形 及び 出来ばえ	出来形																													
		品質																													
		出来ばえ																													
4	工事特性	施工条件等への対応																													
5	創意工夫	創意工夫							評定点																						
6	社会性等	地域への貢献等																													

(1) 環境森林部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

別記様式第 2 号

環境森林部長	総括次長	技術次長	自然環境課長	課長補佐	担当リター-	担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (中間・一部完成検査)

発注番号																																			
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目 (節)			工事番号																												
県事業名		工事の分野		工事の種類		主任監督員	総括監督員																												
工事名																																			
施工場所				路河港等名																															
契約業者				現場代理人		主任 (監理) 技術者																													
代表者名				主任 (監理) 技術者		主任 (監理) 技術者																													
当 変 更 後 (最 新)	設計額 (円)		契約額 (円)		契 約 工 約		工 完 成		期 間																										
	設計概要																																		
当 初					変 更 後 (最 新)																														
1					1																														
2					2																														
3					3																														
4					4																														
5					5																														
6					6																														
7					7																														
8					8																														
9					9																														
10					10																														
実 年		完 月		成 日		初 年		施 月		日																									
実 年		完 月		成 日		初 年		施 月		日																									
評 定	項 目	細 別	A	A'	B	B'	C	D	E	検査員所見 1. 中間・一部完成確認 2. 口頭又は指示書による手直し事項 手直し処置事項 <table border="1"> <tr> <th>該当</th> <th>CD</th> <th>事項</th> <th>処置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書と相違</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3</td> <td>構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </table>	該当	CD	事項	処置		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査		A2	設計書・仕様書と相違		A3	構造物等の全面的損壊		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認		B2	許容値超過が小範囲、少数		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
	該当	CD	事項	処置																															
		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																															
		A2	設計書・仕様書と相違																																
		A3	構造物等の全面的損壊																																
		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																															
		B2	許容値超過が小範囲、少数																																
		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																															
	1	施工体制	施工体制一般																																
			配置技術者																																
2	施工状況	施工管理																																	
		工程管理																																	
		安全対策																																	
		対外関係																																	
3	出来形及び出来ばえ	出来形																																	
		品質																																	
		出来ばえ																																	
4	工事特性	施工条件等への対応																																	
5	創意工夫																																		
6	社会性等	地域への貢献等																																	
評 定 点																																			

(2) 農政水産部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

別記様式第 2 号

農政水産部長	総括次長	技術次長	農村計画課長	課長補佐	担当リター-	担当
主管課長	課長補佐	工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (中間・一部完成検査)

発注番号																																			
所属コード	所 属 名	発注年度	債務区分	科 目 (節)			工 事 番 号																												
県	事業名	工事の分野		工事の種類		主任監督員	総括監督員																												
工 事 名																																			
施 工 場 所				路 河 港 等 名																															
契 約 業 者				現 場 代 理 人		主任 (監理) 技術者																													
代 表 者 名				主任 (監理) 技術者		主任 (監理) 技術者																													
当 変 更 後 (最 新)	設 計 額 (円)		契 約 額 (円)		契 約 完 工 期 間																														
設 計 概 要																																			
当 初					変 更 後 (最 新)																														
1					1																														
2					2																														
3					3																														
4					4																														
5					5																														
6					6																														
7					7																														
8					8																														
9					9																														
10					10																														
実 完 成 日		初 年 月 日		施 日		検 査 員		立 会 人																											
年 月 日		年 月 日		年 月 日																															
評 定	項 目	細 別	A	A'	B	B'	C	D	E	検査員所見 1. 中間・一部完成確認 2. 口頭又は指示書による手直し事項 手直し処置事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当</th> <th>CD</th> <th>事項</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書と相違</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3</td> <td>構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </tbody> </table>	該当	CD	事項	処置		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査		A2	設計書・仕様書と相違		A3	構造物等の全面的損壊		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認		B2	許容値超過が小範囲、少数		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
	該当	CD	事項	処置																															
		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																															
		A2	設計書・仕様書と相違																																
		A3	構造物等の全面的損壊																																
		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																															
		B2	許容値超過が小範囲、少数																																
		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																															
	1 施工体制	施工体制一般																																	
		配置技術者																																	
2 施工状況	施工管理																																		
	工程管理																																		
	安全対策																																		
	対外関係																																		
3 出来形及び出来ばえ	出来形																																		
	品質																																		
	出来ばえ																																		
4 工事特性	施工条件等への対応																																		
5 創意工夫																																			
6 社会性等	地域への貢献等																																		
評 定 点																																			

(3) 県土整備部

(工事執行機関の長へ提出するものは、その機関の決裁区分による)

別記様式第2号

県土整備部長	総括次長	技術次長	技術企画課長	課長補佐	担当リター-	担当
		工事検査課長	工事検査監	課長補佐	工事検査専門員	検査員

工事検査結果復命書兼工事成績評定書 (中間・一部完成検査)

発注番号																																			
所属コード	所属名			発注年度	債務区分	科目 (節)			工事番号																										
県事業名		工事の分野		工事の種類		主任監督員		総括監督員																											
工事名																																			
施工場所					路河港等名																														
契約業者					現場代理人		主任(監理)技術者																												
代表者名					主任(監理)技術者		主任(監理)技術者																												
当初 変更後(最新)	設計額(円)		契約額(円)		契約 着工		完工		期間																										
	設計概要 当初 変更後(最新)																																		
1					1																														
2					2																														
3					3																														
4					4																														
5					5																														
6					6																														
7					7																														
8					8																														
9					9																														
10					10																														
実 完 成 日			初 検			検査員		立 会 人																											
年	月	日	年	月	日																														
評 定	項 目	細 別	A	A'	B	B'	C	D	E	検査員所見 1. 中間・一部完成確認 2. 口頭又は指示書による手直し事項 手直し処置事項 <table border="1"> <thead> <tr> <th>該当</th> <th>CD</th> <th>事項</th> <th>処置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>A1</td> <td>構造物等の品質粗悪</td> <td rowspan="3">手直完了後再検査</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A2</td> <td>設計書・仕様書と相違</td> </tr> <tr> <td></td> <td>A3</td> <td>構造物等の全面的損壊</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B1</td> <td>出来形過不足、品質等</td> <td rowspan="2">手直後に工事執行機関の長が確認</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B2</td> <td>許容値超過が小範囲、少数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C1</td> <td>特に軽易な場合</td> <td>手直後に監督員による確認</td> </tr> </tbody> </table>	該当	CD	事項	処置		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査		A2	設計書・仕様書と相違		A3	構造物等の全面的損壊		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認		B2	許容値超過が小範囲、少数		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認
	該当	CD	事項	処置																															
		A1	構造物等の品質粗悪	手直完了後再検査																															
		A2	設計書・仕様書と相違																																
		A3	構造物等の全面的損壊																																
		B1	出来形過不足、品質等	手直後に工事執行機関の長が確認																															
		B2	許容値超過が小範囲、少数																																
		C1	特に軽易な場合	手直後に監督員による確認																															
	1 施工体制	施工体制一般																																	
		配置技術者																																	
2 施工状況	施工管理																																		
	工程管理																																		
	安全対策																																		
	対外関係																																		
3 出来形 及び 出来ばえ	出来形																																		
	品質																																		
	出来ばえ																																		
4 工事特性	施工条件等への対応																																		
5 創意工夫																																			
6 社会性等	地域への貢献等																																		
評 定 点																																			

執行機関の長	総括次長	技術次長	総務課長	主管課長	担当リ-タ-	総括監督員

工事成績評定書（総括監督員）

発注No										
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目（節）	工事番号					
県事業名	工事の分野	工事の種類		主任監督員	総括監督員					
工事名										
施工場所			路河港等名							
契約業者			現場代理人	主任（監理）技術者						
代表者名			主任（監理）技術者	主任（監理）技術者						
当初 変更後（最新）	設計額（円）	契約額（円）	契約着工	約完成	期間					
	設計概要		変更後（最新）							
1		1								
2		2								
3		3								
4		4								
5		5								
6		6								
7		7								
8		8								
9		9								
10		10								
総括監督員										
評 定	項目	細別	A	A'	B	B'	C	D	E	法令順守等 - 点 該当措置内容 入札参加資格停止3ヶ月以上 入札参加資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満 入札参加資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満 入札参加資格停止2週間以上1ヶ月未満 文書注意 口頭注意 口頭注意以上の処分が行われなかった場合 その他 理由： 総合評価技術提案
	1	施工体制	施工体制一般							
			配置技術者							
		2	施工状況	施工管理						
				工程管理						
				安全対策						
			対外関係							
	3	出来形 及び 出来ばえ	出来形							
			品質							
			出来ばえ							
	4	工事特性	施工条件等への対応		+			点		
	5	創意工夫	創意工夫							
	6	社会性等	地域への貢献等							
評定点										

執行機関の長	総括次長	技術次長	総務課長	主管課長	担当リター	主任監督員

工事成績評定書（主任監督員）

発注No								
所属コード	所属名	発注年度	債務区分	科目（節）	工事番号			
県事業名	工事の分野	工事の種類		主任監督員	総括監督員			
工事名								
施工場所			路河港等名					
契約業者			現場代理人	主任（監理）技術者				
代表者名			主任（監理）技術者	主任（監理）技術者				
当初 変更後（最新）	設計額（円）	契約額（円）		契約着工	完工	期間		
	設計概要 当初 変更後（最新）							
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
主任監督員								
評 定	項目	細別	A	B	C	D	E	
	1 施工体制	施工体制一般						
		配置技術者						
	2 施工状況	施工管理						
		工程管理						
		安全対策						
		対外関係						
	3 出来形 及び 出来ばえ	出来形						
		品質						
		出来ばえ						
4 工事特性	施工条件等 への対応							
5 創意工夫	創意工夫	+ 点					評定点	
6 社会性等	地域への 貢献等							

執行機関の長	次 長	課 長	担当リーダー	担 当

工 事 成 績 評 定 表

下記のとおり、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を、工事成績評定通知書（別記様式第6号）により通知してよろしいか。

記

1 工 事 名	平成 年度 第 号 工事
2 工 期	着 工 平成 年 月 日 完 成 平成 年 月 日
3 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
4 完成検査年月日	平成 年 月 日
5 受注者名称 代表者氏名	
6 主任監督員氏名・評定点	点
7 総括監督員氏名・評定点	点
8 中間検査員氏名・ 評定点（平均点）	点
	(1回) (2回) (3回) (4回) (5回)
9 完成検査員氏名・評定点	点
10 法令遵守等	-
11 総合評定点	点
	（項目別評定点は別紙のとおり）

（注）中間検査の回数が6回以上になる場合は、適宜補正して使用する。

(公表用)

様式第6号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

(受注者)

商号又は名称

代表者氏名

殿

(工事執行機関の長)

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例第2条に規定する休日を除く。）以内に、書面（請求年月日、請負者名、工事名及び疑問の内容を記載）により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問に対する説明は書面により回答します。

記

1 工事名	平成 年度 第 号 工 事
2 工 期	着 工 平成 年 月 日 完 成 平成 年 月 日
3 完 成 年 月 日	平成 年 月 日
4 完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日
5 総合評定点 (修正評定点)	点 (項目別評定点は別紙のとおり) (点)【総合評定点が修正された場合のみ】

(受注者用)

様式第6号

平成 年 月 日

(受注者)
商号又は名称
代表者氏名

殿

(工事執行機関の長)

印

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、宮崎県工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定結果に疑問があるときは、通知を受けた日の翌日から起算して10日（宮崎県の休日を定める条例第2条に規定する休日を除く。）以内に、書面（請求年月日、請負者名、工事名及び疑問の内容を記載）により、工事執行機関の長に対して、評定の内容について説明を求めることができます。

疑問に対する説明は書面により回答します。

記

1 工事名	平成 年度 第 号 工事	
2 工期	着工 平成 年 月 日	
	完成 平成 年 月 日	
3 完成年月日	平成 年 月 日	
4 完成検査年月日	平成 年 月 日	
5 総合評定点 (修正評定点)	点 (項目別評定点は別紙のとおり) (点)【総合評定点が修正された場合のみ】	
6 業種		
7 配置技術者	現場代理人	主任(監理)技術者
	主任(監理)技術者	主任(監理)技術者

工事の完成時点における配置技術者を表示。

別紙

項目別評定点表

工事名

評価項目	細別	評定点/満点
1 施工体制	施工体制一般	/3.3点
	配置技術者	/4.1点
2 施工状況	施工管理	/13.0点
	工程管理	/8.1点
	安全対策	/8.8点
	対外関係	/3.7点
3 出来形及び出来ばえ	出来形	/14.9点
	品質	/17.4点
	出来ばえ	/8.5点
4 工事特性	施工条件等への対応	/7.3点
5 創意工夫	創意工夫	/5.7点
6 社会性等	地域への貢献等	/5.2点
7 法令遵守等		
総合評定点		/100点

総合評定点は四捨五入し整数とする。

様式第7号

文 書 番 号
平 成 年 月 日

(受 注 者)

商号又は名称

代表者氏名

殿

(工事執行機関の長)

印

工事成績評定に係る説明書(回答)

平成 年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、下記のとおり回答します。

記

1 工事名 第 号 工事

2 疑問に対する回答

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名		受注者名
項目	細別	提案内容
創意工夫	施工	
	新技術活用	
	品質	
	安全衛生	
社会性等	地域への貢献等	

- 1 該当する項目の にレマ - クを記入。
- 2 具体的内容の説明として、写真、ポンチ絵等を説明資料に整理。

説明資料

創意工夫・社会性等に関する実施状況

工事名			/
項目		細別	
提案内容			
(説明)			

工事成績評定の基本的な解釈と運用について

1 基本的な解釈

宮崎県工事請負契約約款第1条第1項において、「発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、入札公告及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。」と規定しており、契約約款、設計図書、法令に基づく契約の履行を義務付けています。

工事成績評定の評価項目は、契約書、共通仕様書等に基づくものが殆どです。つまり、評価項目の殆どは契約事項であるということです。契約事項は、それを実施しなければ契約不履行（契約違反）ということになります。

契約事項は、受注者は自らの責任において（発注者の指導や助言なしに）履行しなければなりません。当然に自ら遂行しない場合は評価できないこととなります。

2 評定の運用

成績評定は、工事を受注してから完成までの過程で、監督員の指導や助言なしに契約を履行することができたかどうか、言い換えると、監督員がどの程度指導や助言をしなければならなかったのかを確認して評価を行うこととなります。当然のことながら、指導や助言の回数が多くなれば評価は低くなります。

しかし、多岐にわたる契約事項の全てを自ら遂行するには相当の困難を伴うため、中には監督員の指導や助言を必要とする受注者も見受けられます。

宮崎県では、このことを踏まえて、次のとおり運用します。

「工事成績採点の考査項目運用表」における「評価対象項目」を評価する場合は、当該項目に関する業務を受注者が自主的に実施し、その結果が合格水準以上である場合とします。

監督員の指導や助言があった場合は、その結果が合格水準に達していても「評価項目」を評価することはできません。

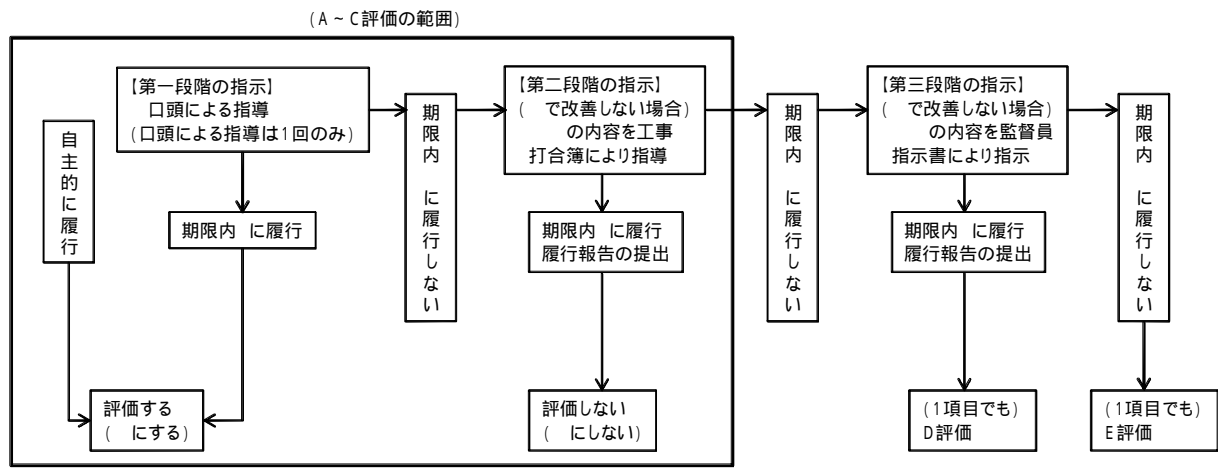
ただし、初回の一回に限り、監督員からの口頭による指導に対して期限内に改善した場合は、評価することとします。

受注者が契約不履行に至る可能性がある場合は、それを指摘し、改善させることとなります。監督員からの「第一段階の口頭による指導」に対して期限内に改善されれば評価することとします。

期限内に改善されない場合は、「第二段階の工事打合簿による指導」を行いますが、この場合は期限内に改善しても評価しません。

「第二段階の工事打合簿による指導」によっても期限内に改善されなければ、更に「第三段階の監督員指示書による改善指示」を行いますが、この場合、期限内に改善されても「D評価」、期限内に改善されない場合は、「E評価」とします。（図参照）

なお、条件付一般競争入札（総合評価落札方式）による入札公告で技術的所見を求め提案された工事において、その提案は契約事項であるため、提案内容が「評価対象項目」と同じである場合は、その項目は評価対象から外すこととし、評価しないこととします。



期限内: 監督員が指示する期間とする。指示がない場合は、原則として7日以内(閉庁日も含む)とする。

図 契約の履行と評定の基本的な考え方

宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱

平成16年4月1日
総務部 財政課
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）において、下請契約の適正化及び下請負人の保護並びに適正な施工体制の確立に関する遵守事項その他必要な事項について定めることにより、元請負人と下請負人の関係の適正化等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 元請負人 県工事に係るすべての下請契約における注文者をいう。
- 二 下請負人 県工事に係るすべての下請契約における請負人をいう。

(下請負人の選定)

第3条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 その建設工事の施工に関して建設業法（昭和24年法律第100号）の規定を満たす者であること。
- 二 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）第10条の規定による入札参加資格停止を受けている者でないこと。
- 三 過去における工事成績が優良であること。
- 四 その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- 五 その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- 六 その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- 七 その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- 八 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- 九 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- 十 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 十一 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- 十二 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- 十三 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- 十四 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 十五 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

(下請契約の締結及び履行)

第4条 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。また、当該下請契約の変更についても同様とする。

- 一 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（昭和52年4月26日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請負人と下請契約を締結すること。

- 二 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。
 - 三 下請契約を締結する前に、下請負人に対し、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、建設業法第20条に基づき、下請負人が見積を行うために必要な期間を確保すること。
 - 四 請負金額の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。
 - 五 正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。
- 2 元請負人は、下請契約（変更後の下請契約を含む。以下同じ。）の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
 - 二 建設工事を施工するために必要な工程の細目及び作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞くこと。
 - 三 下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
 - 四 前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。
- 3 元請負人及び下請負人は、建設機械又は仮設機材の賃貸等に当たっては、県内業者を積極的に使用するよう努めるものとする。

（請負代金等の支払）

- 第5条 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 請求書提出日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
 - 二 元請負人が県又は注文者から請負代金の支払を受けたときは、当該支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請契約に係る請負代金を支払うこと。
 - 三 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあっては支払額に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
 - 四 手形期間は120日以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。
 - 五 元請負人が前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入及び労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うよう適切な配慮をすること。
- 2 元請負人が特定建設業者であるときは、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、下請負人が特定建設業者又は資本金額が4千万円以上の法人である場合を除き、前項各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 請負代金の支払は、前条第2項第4号に規定する建設工事の完成の通知を受けた日（以下「完成通知日」という。）から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に行うこと。
 - 二 手形払を利用する場合にあっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
 - 三 請負代金の全部又は一部の支払が完成通知日から50日を超過して行われたときは、当該超過支払額について、当該超過日数に応じ、年14.6パーセント（閏年にあつては年14.64パーセント）の割合で計算した金額を遅延利息として支払うこと。
- 3 元請負人及び下請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対する代金の支払に当たっては、前2項の規定を適用するものとする。

(適正な施工体制の確立)

第6条 元請負人及び下請負人は、適正な施工体制の確立を図るため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 一括下請負については、いかなる方法をもってするを問わずこれを行わないこと。
- 二 不必要な重層下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、下請負人の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること及び発注者である県の信頼に反するものであること等種々の弊害を有することからこれを行わないこと。

(技術者の適正な配置)

第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が2千5百万円以上（建築一式工事にあつては5千万円以上）の建設工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。

2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が3千万円以上（建築一式工事にあつては4千5百万円以上）となる場合にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。

(建設労働者の雇用条件等の改善)

第8条 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- 一 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- 二 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- 三 賃金は毎月1回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- 四 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- 五 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- 六 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。
- 七 災害が発生した場合は、直接の元請負人及び直接施工者に報告すること。
- 八 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- 九 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- 十 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。
- 十一 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- 十二 建設労働者のための宿舎を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- 十三 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、直接施工者は、これに努めること。
- 十四 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等、教育訓練に努めること。

十五 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

十六 建設労働者の募集は適法に行うこと。

十七 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。

十八 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

2 直接施工者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、すべての下請負人が前項各号に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

（発注機関への報告）

第9条 直接施工者は、当初の契約に係る請負金額が1千万円を超える県工事について、県から完成払を受けた日から1月以内に、下請工事に関する状況報告書（別記様式第1号）を発注機関の長に提出するものとする。

2 直接施工者は、その直接の下請負人が県外に営業上の本店を置く者である場合は、下請負人選定理由書（別記様式第2号）により、当該下請負人を選定した理由を発注機関の長に報告するものとする。

（県の指導及び助言等）

第10条 発注機関の長は、この要綱の適正な施行を確保するため、直接施工者に対する必要な指導又は助言を行うものとする。

2 発注機関の長は、前号に規定するほか、元請負人又は下請負人がこの要綱に定める事項に違反し、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認めるときは、直接施工者に対して、調査又は是正その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

（下請苦情相談窓口の設置）

第11条 元請負人と下請負人との間に生じた紛争等の解決を図るため、県土整備部管理課、西臼杵支庁及び各土木事務所に下請苦情相談窓口を置く。

2 下請苦情相談窓口の開設時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）とする。

3 管理課長は、下請苦情相談窓口で受付けた苦情又は相談に関し、この要綱の目的を達成する範囲内において、発注機関の長に対して指導及び助言を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

下請工事に関する状況報告書

許可番号
主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

当社が受注した県工事について、下記のとおり報告します。

1 元請工事の概要

工事名	
請負金額（最終契約額）	千円
工期（契約工期）	年 月 日 ~ 年 月 日

2-1 下請に出した工事の概要

許可番号	商号	県内・県外の別	施工部分の内容	下請代金 千円	部下請通知書の提出	契約方式(※)
					有・無	
		県内・県外			有・無	
		県内・県外			有・無	
		県内・県外			有・無	
		県内・県外			有・無	
合 計		県内件数	県内			
		県外件数	県外			

※ 契約方式（次から選択し、番号を記入してください）

- 1 基本契約 2 個別契約 3 注文書、請書 4 口頭契約

2-2 下請代金等の処理状況

(1) 元請業者の受入状況

前 払 金		出来形払		完 成 払	
受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日
		受入額	千円		
		受入年月日	年 月 日		
受入額	千円	受入額	千円	受入額	千円
		受入年月日	年 月 日		
		受入額	千円		

(2) 下請業者への支払状況

許可番号	商号	前 払 金			出来形払			完 成 払		
		支払額 千円	うち手形払 千円	期間	支払額 千円	うち手形払 千円	期間	支払額 千円	うち手形払 千円	期間
合 計										

3 建設資材等の状況

資材名	利用先業者名	県内・県外の別	支払額 千円	うち手形払 千円	期間
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
合 計	県内件数	県内			
	県外件数	県外			

- 備考 1 この報告書は、当初契約額が1千万円以上の場合に提出すること。
2 完成払いを受けた日から1か月以内に提出すること。
3 記入欄が不足するときは、欄を適宜追加すること。

(発注機関の長) 殿

請負者 主たる営業所の所在地
 商号又は名称
 代表者氏名

印

下請負人選定理由書

県外に営業上の本店を置く建設業者を下請負人に選定した理由について、下記のとおり報告します。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 契約年月日
- 4 工 期 自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日
- 5 請 負 代 金 円

6 下請負の内容

工事の種類	
工事の内容	
下請予定額	円

7 選定理由

下請負人の商号又は名称	
主たる営業所の所在地	
建設業許可番号	国土交通大臣 知事許可(一)第 号
資格要綱に基づく等級	土()建()ほ()管()電()
下請負人に選定した理由	

- 備考
- 1 この理由書は、一部下請通知書と併せて提出すること。
 - 2 不要な項目は消すこと。
 - 3 下請負人に選定した理由欄には、他社との相見積の状況、特殊工法に関する施工能力、特殊機械の保有状況等を具体的に記載すること。

土木工事用骨材の規格試験実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、土木工事用骨材の規格試験（以下「試験」という。）が土木構造物の品質を確保するうえで極めて重要であることに鑑み、試験を円滑かつ的確に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(試験の義務)

第2条 土木工事用骨材が宮崎県土木工事共通仕様書に定められた規格に適合するか確認するため、毎年1回、試験を実施するものとする。

ただし、骨材の採取地の変更又は品質の変化が生じたと認められる場合には、その都度、試験を実施するものとする。

(試験の方法)

第3条 試験は原則として、宮崎県建設技術センター（以下「センター」という。）において行うものとする。

ただし、セメントコンクリート用骨材に係る試験については、宮崎県生コンクリート工業組合共同試験場及び県北生コン協同組合共同試験場（以下「共同試験場」という。）においても、全国生コンクリート工業組合連合会が認定した試験項目に限り行うことができるものとし、道路路盤材のうち下層路盤用骨材（クラッシャーラン、切込砂利、シラス等）に係る試験については、原則として県が指定する民間の試験機関（以下「民間試験機関」という。）において行うものとする。

2 試験に供する試料については、工事執行機関の職員又はその指名する者（以下「立会人」という。）の立会いのもとに採取し、立会人の作成する立会証明書（別記様式）を添付するものとする。

(試験の実施時期及び試験結果の有効期間)

第4条 センターにおいては原則として、地区ごとに試験実施時期を定めて対応するものとし、下表のとおりとする。ただし、第2条ただし書の規定による試験は、随時行うものとする。

地 区	試験実施時期	有効期間
都城土木事務所管内	4月、5月	翌年の6月末日
日向・高岡土木事務所管内	6月、7月	〃 8月末日
西臼杵支庁	8月	〃 9月末日
串間土木事務所管内	9月	〃 10月末日
宮崎・小林土木事務所管内	10月	〃 11月末日
西都土木事務所管内	11月	〃 12月末日
延岡土木事務所管内	1月	〃 2月末日
高鍋・日南土木事務所管内	2月	〃 3月末日

2 共同試験場及び民間試験機関においては、随時試験を行うものとし、試験結果は試験完了の日から起算して1年間有効とする。

(結果の報告)

第5条 センター、共同試験場及び民間試験機関は、試験を終了したときは、速やかに試験結果報告書をもって、試験依頼者、関係工事執行機関の長並びに技術検査課長に報告するものとする。

附 則

1. この要領は、平成10年4月1日から施行する。
2. センターで平成9年度に実施した試験の有効期限については、平成10年3月25日付け279-446による。

下層路盤用骨材に係る試験のできる民間試験機関

(昭和57年4月1日宮崎県土木部制定「土木工事用骨材の規格試験実施要領」第3)

指定番号	指定年月日	指定機関 名称・代表者	指定機関所在地	備 考
県土指第1号	昭和58年4月7日	宮崎県地質調査協同組合 理事長 中村 繁	宮崎市大字本郷北方字平田 2043番地	
県土指第2号	昭和58年4月21日	株式会社都城技建コンサルタント 代表取締役 田上 尚穂	都城市中原町6街区7号	
県土指第3号	昭和58年4月21日	株式会社国土開発コンサルタント 代表取締役 志多 克彦	宮崎市大工3丁目155番地	
県土指第4号	昭和58年4月26日	株式会社阪神コンサルタンツ 南九州支店 支店長 吉岡 成美	延岡市大武町1,420-4	
県土指第5号	昭和58年5月11日	有限会社双葉工務店 取締役社長 難波江 満	延岡市永池町1丁目4の9	

アスファルト混合物取扱要領

1 使用できるアスファルト混合物

宮崎県所管の舗装工事等で使用することができるアスファルト混合物は、この要領に基づき県が承認したアスファルトプラントで製造される加熱アスファルト混合物と再生加熱アスファルト混合物とする。

2 アスファルトプラントの承認

- (1) アスファルトプラントの承認を得ようとする者は、アスファルトプラント承認願（様式－１）を、所轄の土木事務所長へ提出するものとする。
- (2) 土木事務所長は、アスファルトプラント承認願を受理した時は、意見を付して県土整備部長（主管課、技術企画課）へ進達しなければならない。
- (3) 県土整備部長は、現地調査等を行い、別に定めるアスファルトプラント承認基準に適合するものについて、承認するものとする。
- (4) アスファルトプラントの承認を得た者（以下「アスファルトプラント業者」という。）は、承認後、承認願の内容に変更を生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。
- (5) アスファルトプラント業者は、県土整備部長が命じた職員が、アスファルトプラントに立ち入って検査、指導等行うことについて異議なく協力するものとする。
- (6) 県土整備部長は、アスファルトプラント業者が、次の各号の１に該当する場合には、承認を取り消すことができる。
 - ① アスファルト混合物の品質規格を逸脱して不良製品を供給したとき。
 - ② 正当な理由がなく、この要領の規定に違反し、措置を講じないとき。
 - ③ 承認を得てから１年以内に営業を開始せず又引続き１年以上営業を休止したとき。
 - ④ 廃業したと認められるとき。

3 アスファルト混合物の配合設計の承認

- (1) アスファルトプラント業者は、表 1 - 1 及び表 1 - 2 に示すアスファルト混合物の種類について、その配合設計を作成し、アスファルト混合物配合設計承認願（様式 - 2）を建設技術センター所長へ提出し承認を得るものとする。
- (2) 表 1 - 1 及び表 1 - 2 以外のアスファルト混合物を使用する場合についても、3 (1) によるものとする。
- (3) 承認を得た配合に変更が生じた場合には、速やかに変更の承認を得なければならない。
- (4) 加熱アスファルト混合物配合設計の承認は、材料、品質、配合等内容に変更のない限り、向う 1 年間有効とする。ただし、再生加熱アスファルト混合物は、6 ヶ月間有効とする。
- (5) アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者（使用者）に対して、アスファルト混合物を供給するときに、アスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書（様式 - 3）並びにアスファルト混合物配合設計書（様式 - 5）（各種試験成績表を添付）を交付しなければならない。

4 アスファルト混合物の使用報告

アスファルト混合物を使用する者（施工業者）は、使用する前に、アスファルト混合物使用報告書（様式 - 4）を 3 (5) のアスファルト混合物配合設計承認の写し及びアスファルト混合物配合報告書（様式 - 3）並びにアスファルト混合物配合設計書（様式 - 5）（各種試験成績表を添付）を添えて、工事発注者へ提出しなければならない。

5 アスファルト混合物の種類

アスファルト混合物の種類は、表 1 - 1 及び表 1 - 2 のとおりとする。

表1-1 加熱アスファルト混合物の種類（標準混合物・耐流動混合物）

項目 \ 種類	瀝青安定処理	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物	ポーラスアスファルト混合物
最大粒径	40・30・20	20	20・13	13	13	13	20・13
標準アスファルト量	4.0～6.0	4.5～6.0	5.0～7.0	6.0～8.0	4.5～6.5	3.5～5.5	4.0～6.0
アスファルトの種類	ストレートアスファルト 60～80	ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型	ストレートアスファルト 60～80 ポリマー改質 I・II型	ポリマー改質 H型

[注1] 標準混合物とはストレートアスファルト、耐流動混合物とは改質アスファルトをいう。

[注2] 開粒度アスファルト混合物は、一般に空隙率の大きな混合物の総称であるが、本要領では次の区分とする。

- ・開粒度アスファルト混合物（13）：すべり止め舗装や歩道の透水性舗装などに用いる混合物
- ・ポーラスアスファルト混合物（20・13）：排水性舗装や低騒音舗装、車道の透水性舗装に用いる混合物

表1-2 再生加熱アスファルト混合物の種類（標準混合物）

項目 \ 種類	再生瀝青安定処理	再生粗粒度アスファルト混合物	再生密粒度アスファルト混合物	再生細粒度アスファルト混合物	再生開粒度アスファルト混合物
最大粒径	40・30・20	20	20・13	13	13
標準アスファルト量	4.0～6.0	4.5～6.0	5.0～7.0	6.0～8.0	3.5～5.5
アスファルトの種類	再生アスファルト	再生アスファルト	再生アスファルト	再生アスファルト	再生アスファルト

[注1] アスファルト再生骨材配合率は、30%以下とする。（「再生資源の利用基準」（平成12年8月1日 宮崎県土木部）

[注2] アスファルト再生骨材の品質は、再生骨材製造日ごとに1回実施する等、「舗装再生便覧」を参考に適切に確認すること。

[注3] 宮崎県における再生加熱アスファルト混合物の設計針入度は70程度、設計圧裂係数は0.60～0.90MPa/mmを標準とする。

[注4] 再生アスファルトは、旧アスファルトに、新アスファルトおよび再生用添加剤を加えたアスファルトのことであり、「舗装再生便覧」を参考に品質を確保すること。

[注5] 再生アスファルトの品質は、定期的に年2回以上の頻度で確認する。また、再生骨材の品質に変化が見られた場合には、そのつど確認する必要がある。

[注6] 再生加熱アスファルト混合物は、ギャップ舗装、排水性舗装等の特殊な機能や構造をもつ舗装には使用しないものとする。（「再生資源の利用基準」（平成12年8月1日 宮崎県土木部））

6 品質管理

アスファルトプラント業者は、アスファルト混合物の注文者にアスファルト舗装の材料の試験結果や試験成績表及び品質を証明する資料等関係資料を提供するものとする。

附 則

この要領は、昭和56年9月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(様式－1)

平成 年 月 日

宮崎県県土整備部長 殿

(申請者) 会社名

代表者名

印

アスファルトプラント承認願

アスファルト混合物を製造する機能を有したアスファルトプラント工場として下記のとおり必要図書を添えて提出しますので、御承認願います。

記

1 アスファルトプラント調査表

2 添付図書

- (1) アスファルトプラント位置図 (S = 1 / 50,000以上)
- (2) アスファルトプラント全体平面図 (S = 1 / 以上)
- (3) 全景写真 (カラーキャビネ版)
- (4) 材料置場・試験室等の部分写真 (カラー手札版)
- (5) その他必要な図面、資料等

(様式-1) - 2

文書番号

平成 年 月 日

殿

宮崎県県土整備部長

アスファルトプラント承認書

平成 年 月 日付で提出されたアスファルトプラント承認願いに
ついて、調査の結果、下記により承認する。

なお、条件及び指導事項については早急に改善されたい。

記

アスファルトプラント名	
所在地	

1 条件

2 指導事項

(様式－２)

平成 年 月 日

宮崎県建設技術センター所長 殿

住 所

アスファルトプラント名

代 表 者 名

アスファルト混合物配合設計承認願ひ

当会社において製造される下記のアスファルト混合物の配合設計は、別添
(様式－５) のとおりでありますので御承認願ひます。

記

1 アスファルト混合物名

(様式-3)

アスファルト混合物配合報告書										
					平成 年 月 日					
工 事 名 称										
位 置										
搬 入 予 定 時 期										
本配合の適用時期										
配 合 の 設 計 条 件										
標準、耐流動、 その他の区分	アスファルト 混合物の種類	突固め 回数	アスファルト量	最大粒径	アスファルトの 種類					
特筆事項					再生骨材配合率					
使用材料 (配合設計に用いた値)										
種別	製造会社名	軟化点	針入度	比 重						
新アスファルト										
再生アスファルト										
				再生加熱アスファルト混合物の圧裂係数			MPa/mm			
アスファルト 再生骨材	供給元	最大密度	旧アスファルト含有量	旧アスファルト針入度	骨材の微粒分量					
再生用 添加剤	製造会社名	動粘度	引火点	密 度						
粗骨材	呼び名	産 地	表乾比重	見掛比重	吸水量	すりへり減量	安定性	石 質		
	号									
細骨材	呼び名	産 地	表乾比重	見掛比重	吸水量	安定性	そ の 他			
フィラー	産 地		比 重			そ の 他				
配 合 表										
アスファルト量	密 度	骨材合成粒度 (通過重量百分率)								
		26.5m/m	19	13.2	4.75	2.36	0.6	0.3	0.15	75 μ m
%	g/cm ³									
新AS	-----%	理論密度	空隙率	飽和度	安定度	フロー値	動的安定度	透水係数		
旧AS	-----%									
アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果										
点検日			有効期限				判 定			
平成 年 月 日			平成 年 月 日							
[注1] 再生加熱アスファルト混合物の配合設計について、設計針入度への調整を行う方法では軟化点、針入度、比重を記入、設計圧裂係数への調整を行う方法では再生加熱アスファルト混合物の圧裂係数を記入する。 [注2] 再生骨材配合率を10%以下とする場合は設計針入度の調整及び設計圧裂係数の調整を省略してもよい。 [注3] アスファルト混合物出荷温度計定期点検結果の記入は任意とする。有効期限はアスファルト混合物の搬入予定時期を満足するものとする。判定は、合格又は不合格のいずれかを記入する。										

(様式－４)

平成 年 月 日

土木事務所長 殿

受注者住所

氏 名

印

アスファルト混合物使用報告書

次の工事について下記のとおり使用するのので報告します。

工事番号

工 事 名

路 線 名

箇 所

請負金額

記

1 使用するアスファルトプラント名

2 アスファルト混合物の種類

アスファルト混合物 の種類	アスファルトの種類	アスファルト量	最大粒径	使用数量

3 添付図書

(1) アスファルト混合物配合設計承認の写し

(2) アスファルト混合物配合報告書（様式－３）

(3) アスファルト混合物配合設計書（様式－５）（各種試験成績表を添付）

(様式－5)

アスファルト混合物配合設計書

混合物種類

報告年月日 平成 年 月 日

会 社 名

添 付 図 書 各種試験成績表を添付

(別紙-1)

アスファルトプラント調査表

工事所在地

会社名 _____
工事名 _____
設置箇所 _____
工事責任者名 _____
人員構成 (別紙に役職、氏名を入れ系統図を作成のこと) _____

アスファルトプラント

敷地面積 _____ m²
能力 _____ /バッチ kg /時間 t /H
設置年月日 _____
常設仮設の別 _____
アスファルトプラント製造会社名 _____
アスファルトプラントの製造年月日 _____
形式 _____
種類 全自動 半自動 手動

- 1 次のアスファルトプラント運転に関して公に認定されている常駐の技術者の氏名を記せ（免許の写し要）

公害防止管理者（種類も要） _____

危険物取扱責任者 _____

電気主任技術者 _____

（業務を委託している場合は会社名）

乾燥設備作業主任 _____

特殊運転免許者 _____

- 2 材料の品質、規格と貯蔵

各材料の成分、品質の試験表を提出すること。

- (1) アスファルト

貯蔵方法 _____

加熱保温方法 _____

- (2) 骨材

貯蔵方法 _____

雨覆の方法 _____

貯蔵量 _____ t _____ 基

- (3) 石粉

貯蔵方法 _____

貯蔵量 _____ t _____ 基

(4) 燃料タンク

使用燃料の種類 _____

貯蔵方法 _____

貯蔵量 _____ t _____ 基

油漏対策 _____

(5) 使用材料の産地及び会社名を記せ

3 アスファルトプラントの機構及び設備

(1) 骨材供給引出設備（コールドフィーダ）

コールドビン数 _____ 基

コールドビンへの骨材供給方法 _____ 種類 _____ 台数

フィーダ型式、能力、制御方法 _____

コールドフィーダの流出量の点検を行った成績表及びキャリブレーションを行った関係図を提出のこと。

(2) 骨材乾燥設備

コールドエレベーター型式、能力 (t/hr) _____

バーナー型式、能力 (t/hr) _____

自動調整の有無 _____

(3) 集じん設備（ダストコレクター）と回収ダスト処理設備

集じん装置名 _____ 一次 _____ 二次

回収ダストの処理方法 _____

回収ダストを合材に使用する場合は計量方法 _____

汚水処理方法 _____

沈殿地の容積 _____

(4) ふるい分け設備（ホットスクリーン）

フィル型式、能力（t/hr）_____

オーバーサイズのフローパイプの有無 _____

(5) ホットビンおよび計量設備

ホットビン

No.	粒 度	容 積	ビン内残量検知有無	オーバーフローパイプ

加熱骨材採取設置の有無 _____

計量器の型式 _____

計量器の精度 _____

材 料	最 大 目 盛	最 小 目 盛	計 量 方 法	落差補正の有無
骨 材				
石 粒				
アスファルト				

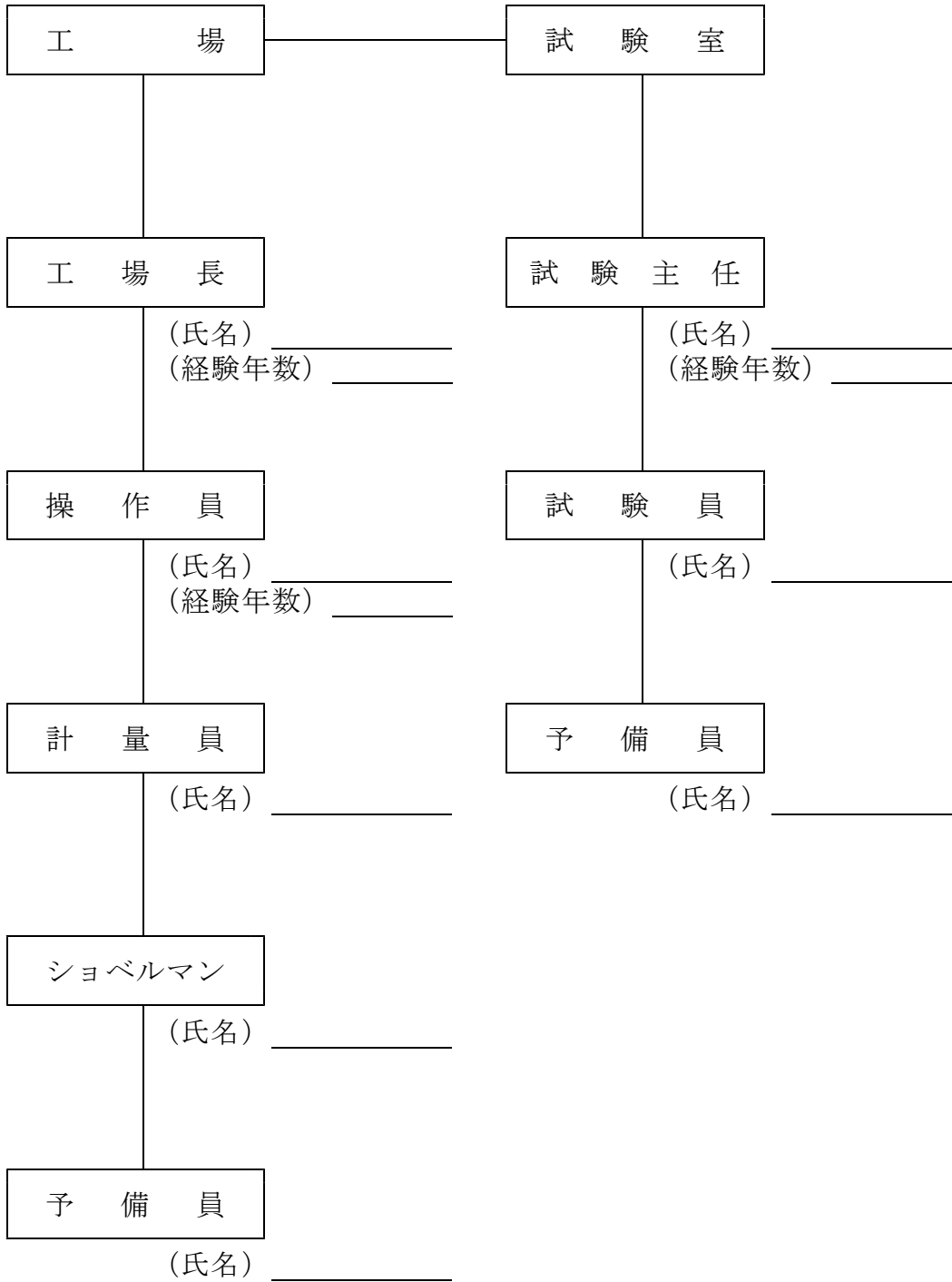
計量記録計の有無 _____

計量器の定期点検の検定書を提出のこと

(6) 混合設備

ミキサー製造会社 _____ 型式 _____ 能力 _____

6 次の職種の氏名および経験年数を記入せよ。



(別 紙)

試験器具名、試験項目、頻度調べ

試 験 器 具 名	数 量	試 験 項 目	頻 度

(別紙－ 2)

アスファルトプラント承認基準

- 1 アスファルトプラント運転に関して公に認定されている次の技術者が常駐していなければならない。
 - (1) 公害防止管理者（公害対策基本法、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法）
 - (2) 危険物取扱責任者（消防法）
 - (3) 電気主任技術者（電気事業法、保安遂行することが困難な場合は業務を委託することができる。）
 - (4) 乾燥設備作業主任（労働安全衛生法）
 - (5) 特殊運転免許者（労働安全衛生法）

- 2 材料の品質、規格と貯蔵

（材料はアスファルト舗装要綱の品質、規格に合格したものでなければならない。）

 - (1) アスファルト
 - ① アスファルトタンクはプラント能力に応じ、作業に支障のない容量を貯蔵できるものでなければならない。
 - ② アスファルトタンクは、アスファルトをセイボルトフロー75～150秒（約150℃～160℃）に加熱貯蔵できるもので温度を一定に保つよう温度調整装置の付いているものでなければならない。
 - ③ アスファルト貯蔵装置又は供給管内の適当な位置に自記温度計をタンクの外部に内容量が確認できるような検尺装置を設置していなければならない。
 - ④ 温度計及びアスファルト検尺装置は年2回の点検を定期的に行わなければならない。（成績表－基準値調査方法は、アスファルト混合所便覧による。）

(2) 骨 材

- ① 骨材の貯蔵量は、プラント能力に応じ、出荷量の5日分程度確保しておかなければならない。ただし、供給システムを確立している場合は3日分程度確保できればよい。
- ② 貯蔵方式は、各サイズごとに区分され、他のサイズのものとは交り合わないようにならなければならない。
- ③ 骨材は屋根を設けるか、常設の覆いをかけなければならない。

(3) 石 粉

石粉の貯蔵は湿気を防ぐ密閉式の構造でプラント能力に応じ、出荷量の2日分程度確保しておかなければならない。

(4) 燃料タンク

- ① プラント能力に応じた十分な容量を確保できるものでなければならない。
- ② 燃料タンクは、消防法で定められた規定を守り所定の位置に設置し、タンクの周りに油分が外へ流出しないような処置をしなければならない。

3 プラント機構及び設置

(1) 骨材受入

骨材の受入に当たっては、数量を確認し品質について観察評価を行い、異常を認めた場合は、必要に応じた試験を行わなければならない。
(ふるい分け試験・比重吸水量)

(2) 骨材供給引出設備（コールドフィーダ）

- ① コールドフィーダのホッパーは、正しく作られ、各サイズ等に分離して取り扱わなければならない。
- ② コールドフィーダのゲートの開き、モーター回転数など正しくセットされ必要量を供給できる構造が望ましい。
また、ゲートの開き及びモーターの回転数と骨材吐出量の関係を作成しておかなければならない。
- ③ 骨材供給装置の流出量は年2回の点検を定期的に行わなければならない。(成績表－基準値調査方法はアスファルト混合所便覧による。)

(3) 骨材乾燥設備

- ① コールドエレベータは、コールドフィーダから送られる骨材をドライヤに送り込むのに十分な構造であり、ドライヤ投入口は、骨材の付着防止および、シュート外への落下装置を設けなければならない。
- ② ドライヤは送られてくる骨材を十分に加熱乾燥拡散する構造で骨材の含水量や供給量の変動による加熱骨材の温度変化を少なくするためドライヤバーナの燃焼状態を自動的に調整できるものでなければならない。
- ③ ドライヤの吐出口付近に自記温度計を設置し、骨材温度を測定できるようにしていなければならない。なお、温度計は、年2回の点検を定期的に行わなければならない。

(成績表－基準値、調査方法は、アスファルト混合所便覧による。)

(4) 集じん設備（ダストコレクター）回収ダクト処理装置

ダストコレクターはプラントより排出される公害対策基本法の対象となる粉じん、硫黄酸化物等が、排出基準値以下となる構造でなければならない。また、回収ダクトは、適切な方法により処理しなければならない。

(5) ふるい分け設備（ホットスクリーン）

- ① ホットエレベータより送られた骨材を粒度別に完全にふるい分ける装置でなければならない。なお、オーバーサイズのものプラント外に排出されるパイプが取り付けられていなければならない。
- ② スクリーンのすり減り、破れ、目詰り等の点検を定期的に行わなければならない。

(6) ホットビン及び計量設備

- ① ホットビンは各ビンに一定量以上になったらビンの外に骨材を排出するオーバーフローパイプが取り付けられ、ふるい分けた骨材が混じらないようになっていなければならない。
- ② 各ビンには骨材の残量を検知できる装置を備えることが望ましい。
- ③ ビン内に貯蔵した骨材のふるい分け試験用の試料採取口を設けていなければならない。
- ④ 骨材計量装置は各サイズの骨材を累積計量することができ落差補正

が付いていなければならない。また、石粉ビンは5バッチ分以上の容積を必要とし、計量スクリーンズ石粉計量そうへ送るものとし、アスファルト計量器はミキサ容量の12%以上の容積を持っていなければならない。

- ⑤ 計量器は年2回の点検を定期的に行わなければならない。

(検定書－基準値、調査方法は、アスファルト混合所便覧による。)

(7) 混合設備

- ① ミキサー内側に取りつけられたライナと羽根先端との間隔は20mm以上おいてはならない。また、排出口は、混合物を分離しないよう速やかに排出できる構造のものでなければならない。

- ② アスファルト放出装置は、散布終了後のアスファルトのあとだれ防止を十分配慮した構造のスプレーバでなくてはならない。

また、アスファルト吐出装置は年2回の点検を定期的に行わなければならない。(成績表－基準値、調査方法はアスファルト混合所便覧による。)

(8) トラックスケール

混合物等の入荷、出荷管理を行うためトラックスケールを設置しなければならない。なお、年2回の点検を定期的に行わなければならない。

(検定書－基準値、調査方法はアスファルト混合所便覧による。)

4 運 搬

トラックは、トラック底を清掃して、付着防止材を塗布し、カバーシートをかけて運搬するものとし、運搬時間は、往路2時間以内の範囲でなければならない。しかし、諸事情によって長時間あるいは、長距離の運搬を余儀なくされる場合は、混合物の保温および運搬上の安全に対し適切な処理を行わなければならない。

5 混合所の品質管理と検査

- (1) アスファルトプラント設置場所に試験室および試験設備を完備していなければならない。

- (2) 試験設備として、最低次のものを整備していなければならない。

- ① 骨材のふるい分け試験器具一式
 - ふるい一式 (26.5mm~75 μ m)
 - はかり (容量2~20kg)
 - ふるい振とう機
 - 乾燥炉
- ② マーシャル安定度試験器具一式
 - マーシャル供試体用タンパー一式及びモールド
 - マーシャル安定度試験器具一式
 - 密度測定器具一式 (容量5kg程度のはかり、恒温水槽)
- ③ 抽出試験器具一式 (ソックスレー)
 - 3~6組
 - ふるい一式 (26.5mm~75 μ m)
 - はかり (容量5kg程度、感量0.5g以下)
- ④ 骨材の比重及び吸水量試験器具一式

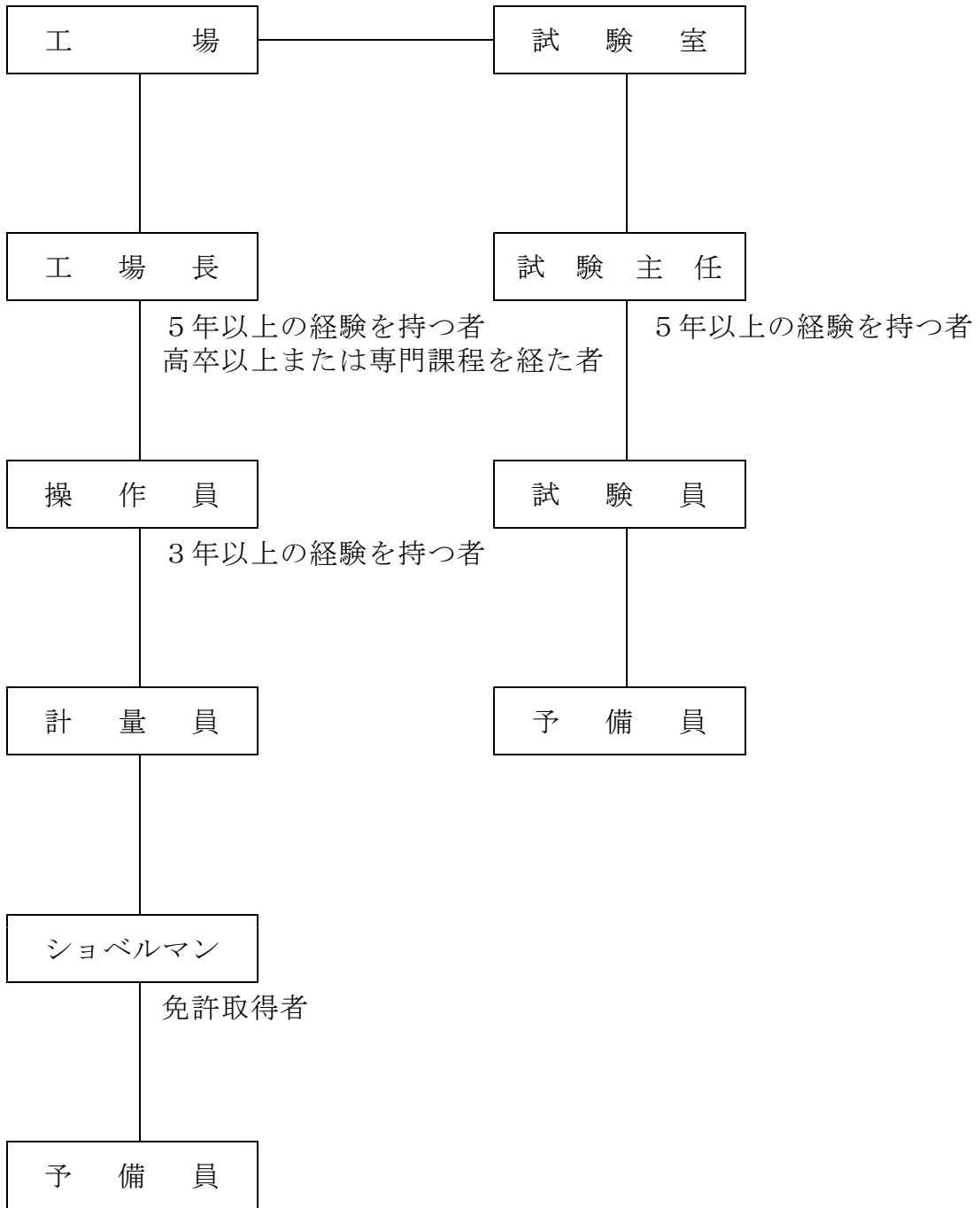
(3) 試験室には試験に必要な人員を確保していなければならない。

(4) アスファルトプラントの品質保証又は、品質管理として、定期的に点検を行い、次の書類を整備していなければならない。

- | | |
|----------------------------|------|
| ① アスファルトプラント (設備、性能) 仕様調査書 | 1回/年 |
| ② アスファルトプラント機能検査成績表 | 1回/年 |
| ③ 全種出荷混合物の配合設計書 | 2回/年 |
| ④ 全種出荷混合物の試験練り結果報告書 | 2回/年 |
| ⑤ 出荷混合物の基準密度測定結果 | 2回/年 |
| ⑥ 品質保証解析結果 | 2回/年 |

6 アスファルトプラントの運転には、次の資格を持っていないといけない。

アスファルトプラント組織表



建設工事における建設副産物の適正処理の確保
及び再生資源の利用の促進に関する基本方針

平成12年4月3日
宮崎県土木部

第1 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の規定に基づき、資源の有効利用の確保及び廃棄物の発生の抑制並びに環境の保全に資するため、宮崎県土木部が所管する建設工事（以下「工事」という。）において、「宮崎県建設リサイクル推進計画」の各種施策を強力に推進していく。

第2 基本方針

発注者及び施工者は、次の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- (1) 建設副産物の発生の抑制に努めること
- (2) 発生した建設副産物については、再利用に努めること
- (3) 再利用できないものについては、関係法令を遵守し適正な処理を行うこと

第3 リサイクル原則化ルール

建設副産物の再利用を促進するため、以下の運用を経済性にかかわらず実施するものとする。

- (1) 建設副産物の工事現場からの搬出
工事現場から次の範囲内に再資源化施設または他の建設工事がある場合は、当該施設等へ搬出する。
 - ① コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材
40kmの範囲内の再資源化施設
 - ② 建設発生土
50kmの範囲内の他の建設工事
- (2) 再生資材等の利用
工事目的に要求される品質等を考慮した上で、工事現場から次の範囲内に再資源化施設及び建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合には、再生資材及び建設発生土を利用する。

① 再生骨材等

40 kmの範囲内の再資源化施設

② 再生加熱アスファルト混合物

40 km及び運搬時間1.5時間の範囲内の再資源化施設

③ 建設発生土

50 kmの範囲内の他の建設工事

(注) 「経済性にかかわらず実施」とは、「建設副産物を最終処分場等に搬出する」場合よりも、コストが割高になる場合であっても「再資源化施設等に搬出する」こと、または「建設資材として新材を使用する」場合よりもコストが割高になる場合であっても、「再生資材等を使用する」ことをいう。

第4 実施要領等

この基本方針に従い、次の各号に掲げる実施要領等(以下「実施要領等」という。)を別に定める。

- (1) 建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領
- (2) 再生資源の利用基準
- (3) 再生資材の規格試験実施要領

第5 用語の定義

この基本方針及び実施要領等において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られた物品をいう。

(2) 建設廃棄物

建設副産物のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下、廃棄物処理法という。)に規定する廃棄物に該当するものをいう。

(3) 建設発生土

建設工事に伴い副次的に得られた土砂であり、廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しない。

(4) 再生資源

建設副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することのできるものまたはその可能性のあるもの(放射性物質及びこれに汚染されたものを

除く)をいう。

(5)再資源化施設

建設工事に係る再生資源を利用するために必要な加工を行う施設をいう。

(6)再生資材

再生資源のうち再資源化施設等で製造された資材をいう。

(7)再生骨材

コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材又は当該骨材に補足材料(骨材の品質を改善するために加える砕石、砂等をいう)を加え、混合したものをいう。

(8)再生加熱アスファルト混合物

アスファルト・コンクリート再生骨材に、必要に応じて再生用添加剤、新アスファルトや補足材を加えて製造した加熱アスファルト混合物をいい、道路舗装の表層・基層に用いる混合物のことをいう。

(9)産業廃棄物処理業者

産業廃棄物収集運搬業の許可を受けて産業廃棄物の収集運搬を行う者及び産業廃棄物処分量の許可を受けて産業廃棄物の処分を行う者をいう。

(10)中間処理施設

廃棄物を原材料として利用するための破砕や、減量化のための焼却等を行う施設。

(11)最終処分場

廃棄物を埋立処分する処分場のことをいう。処分可能な廃棄物の種類により、安定型最終処分場、管理型最終処分場、遮断型最終処分場の3種類がある。

(12)安定型最終処分場

安定型産業廃棄物(建設廃材、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等)を埋立処分できる施設。

(13)管理型最終処分場

遮断型及び安定型以外の産業廃棄物を埋立処分できる施設。建設汚泥、木くず、紙くず、無害な燃えがら、ばいじん等が対象となる。

(14)遮断型最終処分場

遮断型産業廃棄物(有害な産業廃棄物)を埋立処分できる施設。

建設副産物適正処理及び再生資源利用実施要領

平成12年4月3日
宮崎県土木部

第1 総 則

1 目 的

建設リサイクルの推進に関しては、宮崎県建設リサイクル推進計画に基づき各種施策の具体的実施を図ることとしているが、リサイクル率の目標値を達成するためには、事業の初期の段階から、実施の各段階において公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本実施要領において、宮崎県土木部が所管する建設事業における計画から設計、積算、完了の各執行段階における具体的な実施事項について定めるものとする。

2 適用基準等

- (1) 建設副産物適正処理推進要綱 (建設省)
- (2) 建設廃棄物処理指針 (監修：厚生省)
- (3) 建設発生土利用技術マニュアル (監修：建設省)
- (4) プラント再生舗装技術指針 (日本道路協会)
- (5) 土木工事標準仕様書 (宮崎県土木部)

3 条件明示

採用する工法・資材、発生する建設副産物の処理方法・処分先・受け入れ条件、使用する再生資材の規格・使用箇所等について、設計図書（特記仕様書を含む。）に明示し契約事項とするものとする。

第2 リサイクル計画書等の取りまとめ

工事の発注者はリサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

1 リサイクル計画書

(1) 目的

建設副産物の発生・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

(2) 作成時期及び作成者

- ①設計業務（概略設計、予備設計、詳細設計）の実施時点（別添1、別添2）

業務成果として、設計者（設計業務の受注者）が作成する。

（設計業務の発注者は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。）

- ②設計図書案の作成時点（積算段階）（別添3）

当該工事の積算担当者が作成する。

2 リサイクル阻害要因説明書（別添4）

(1) 目的

建設副産物のリサイクル率が目標値*に達しない場合にその原因等を把握する。

(2) 作成時期及び作成者

- ・設計図書案の作成時点
- ・積算担当者が作成する。
- ・工事実施時のリサイクル率が積算段階と比較して下がった場合には、工事完了段階において再度作成する。

※目標値：宮崎県建設リサイクル推進計画（平成12年3月）の目標値

3 再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）
（様式1、様式2）

(1) 目的

建設資材を搬入または建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

- 〔建設資材を搬入する場合：再生資源利用計画書（実施書）〕
- 〔建設副産物を搬出する場合：再生資源利用促進計画書（実施書）〕

(2) 作成対象工事

建設資材を搬入または建設副産物を搬出するすべての建設工事

(2) 作成時期及び作成者

- ・工事の着手時及び完成時
- ・直接工事を請け負った建設工事業業者（元請業者）が作成する。
〔工事の発注者は元請業者に対し、再生資源利用〔促進〕計画書（工事着手時）を施工計画書に含めて提出させるものとする。〕

4 リサイクル計画書等のチェック

(1) 計画案（計画・設計方針）の策定時点

- ・リサイクル計画書を基に発生抑制、減量化、再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
- ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。

(2) 設計図書案の作成時点

- ・各発注機関の長は、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書についてチェックを行い、リサイクル原則化ルールの徹底が不十分と判断した場合は、当該工事の積算担当者に対し、改善を指示することができる。

(3) 工事完了時点

- ・監督員は、請負業者から提出される再生資源利用〔促進〕計画の実施報告（再生資源利用〔促進〕実施書）をチェックし、「再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）入力システム」に入力後、技術検査課にFDを提出する。

第3 建設廃棄物ごとの留意事項

1 発生の抑制

建設廃棄物の発生抑制を推進するためには、発注者が計画・設計段階で取

り組むことが、まず第一に重要である。

また、施工に当たっては、発注者及び施工者がそれぞれ、発生抑制に資する工法等を検討するとともに、発生した廃棄物の現場内再利用等の可能性を検討することが望ましい。

2 再利用及び適正処理

(1) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

基本方針

資源の有効利用の観点から、より付加価値の高い建設資材として利用するため、再資源化施設に搬出し再生骨材、再生加熱アスファルト混合物等として再資源化することを原則とする。

- ① 工事現場から40km（運搬距離）の範囲内に再資源化施設がある場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な再資源化施設に搬出する。
- ② ①以外で同一現場内及び排出事業者（元請業者）が同じ他工事での利用が可能な場合は、移動式破砕機等により再資源化した後、裏込め材、基礎材等として利用する。
〔排出事業者が異なる他工事で利用する場合は、利用工事の請負者は、あらかじめ知事（宮崎市においては市長）から再生利用制度の個別指定を受ける必要がある。〕
- ③ ①②以外の場合は、運搬費＋処分費が最も経済的な再資源化施設または最終処分場に搬出する。

(2) 建設発生木材

基本方針

破砕処理を行う再資源化施設に搬出し、チップ化、肥料化等の再資源化を行うことを原則とする。

ただし、防蟻剤等の有害物質が残留しているものについては、中間処理施設において焼却処理を行い減量化を行う。

- ① 工事現場から40km（運搬距離）の範囲内に破砕処理を行う施設がある場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な破砕処理施設に搬出する。
- ② ①以外の場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な破砕処理施設または焼却処理施設に搬出する。

(3) 建設汚泥

基本方針

現場内においてセメント・石灰等の固化材による安定処理を行い、有償売却可能な改良土とした後、土質材料として盛土等に再利用することを原則とする。

- ① 「建設汚泥の再利用に係る指針」（平成11年12月6日 環境対策推進課）に基づき、公共事業における土質材料として再利用する。

排出事業者が異なる他工事で利用する場合は、利用工事の請負者は、あらかじめ知事（宮崎市においては市長）から再生利用制度の個別指定を受ける必要がある。

- ② ①以外の場合は、運搬費＋処理費が最も経済的な管理型最終処分場に搬出する。

（４）建設混合廃棄物

基本方針

現場内での分別を徹底的に行い、再生資源化が可能なものについては再資源化施設での処理を行うことによって、再利用を促進する。

建設混合廃棄物は、主に建築物の解体工事や新築工事に伴い、建設発生木材、廃プラスチック、金属くず、紙くず等が混合し、排出されるものである。

その処理については、現場での分別を行うことにより再資源化を図るとともに、廃棄物の種類に応じた適正な埋立処分を行うことが必要である。

（５）その他の廃棄物

① 廃石膏ボード等

石膏ボードは、石膏と紙との複合製品であるため、紙と分離された石膏については安定型最終処分場で処分することができるが、紙を分離できない場合は、安定型最終処分場に埋立処分することはできない。

そのため、解体工事の際には、分別解体し管理型最終処分場で処分される廃棄物の減量化及び再資源化に努める必要がある。

② 特別管理産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト廃棄物）、PCB含有廃棄物等の特別管理産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、特に厳しい基準により適正に処理を行うことが必要である。

③ 特殊な廃棄物

木材の防腐及び防蟻のため、CCA（クロム、銅、ヒ素化合物系木材防腐剤）を注入したCCA処理木材は、適切な設備を有する産業廃棄物焼却施設で焼却または管理型処分場で埋立処分する。

ガスボンベや塗料等の付着したペンキ缶などのように、廃棄に当たって処理が困難なものについては、メーカーや専門の処理業者に委託を行い適正に処理する必要がある。

その他の特殊な廃棄物を処理する場合は、主管課あるいは技術検査課と協議を行うこと。

3 留意事項

（１）搬出先とする産業廃棄物処理施設

廃棄物処理法第14条に基づき、知事（宮崎市においては市長）から処理業の許可、又は廃棄物処理法第15条に基づき知事（宮崎市においては市長）から設置許可を受けている者の所有する施設とする。

なお、産業廃棄物処理施設とは、再資源化施設及び最終処分場をいう。

(2) 産業廃棄物処理施設の変更

建設工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により当初指定した産業廃棄物処理施設に受け入れられない場合は、請負者と監督員が協議し適切に処理するものとする。

(3) 請負者の所有する産業廃棄物処理施設での処理

建設工事発注後、請負者から自社の所有する産業廃棄物処理施設での処分の申し入れがあった場合は次によるものとする。

① 当該産業廃棄物処理施設が最終処分場であり、工事現場から40km（運搬距離）の範囲内に再資源化施設がある場合は、原則として施設の変更は認めない。

② ①以外の場合であって、当該請負業者が関係法令等に基づき知事（宮崎市においては市長）から処分業または産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合は、施設を変更することができる。

(4) 委託処理における産業廃棄物管理票（マニフェスト）の発行

請負業者が建設廃棄物の処理を産業廃棄物収集運搬業者または産業廃棄物処分業者に委託する場合は、運搬車両ごとにマニフェストを発行するよう義務付けること。（特記仕様書に明示）

(4) 工事中の確認

監督員は、工事中、建設廃棄物の処理が適正に行われているか注意を払い、発生量が多い場合や請負者が所有する許可対象外の産業廃棄物処理施設で処分する場合は、処理場所に立会い、確認状況を写真に収めるものとする。

(5) 工事完了後の確認

監督員は、工事が完了したときは、再生資源利用〔促進〕実施書、マニフェスト伝票のA票・B2票・D票の写し及び積込・運搬・搬入・処理状況の判る写真（運搬車の車両番号が確認できること）等を請負者に提出させ、建設廃棄物の処理数量及び処理状況について確認するとともに、工事現場に建設廃棄物が放置されていないか確認するものとする。

第4 建設発生土の留意事項

1 発生の抑制

可能な限り切土、盛土の土工量のバランスのとれた計画を行うことを基本とし、現場内での利用の促進や発生量を削減できる適切な工法の採用により搬出量の抑制に務める。

例えば、掘削土を現場で改良し、埋戻し材や盛土材として使用すること等は発生の抑制につながる。

2 建設発生土情報システムの活用

建設発生土の情報の収集・交換により、迅速で的確なリサイクルを行うため、各土木事務所等に設置した「建設発生土情報システム」を有効に活用する。

3 再利用及び適正処理

(1) 他の建設現場の建設発生土を利用する場合

- ・工事現場から50km（運搬距離）の範囲内に、建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合は、受入時期及び土質等を考慮したうえで、原則として、建設発生土を利用する。
- ・実施に当たっては、品質等が適正なものであるか十分注意を払うものとする。なお、適正な品質が確保されておらず、購入土を使用せざるを得ない場合は、設計変更により対応するものとする。

(2) 現場外へ搬出する場合

- ・工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として50km（運搬距離）の範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。
- ・受入時期及び土質等の調整が困難である場合には、他の受入地に搬出すること。その際には、関係法令に基づく必要な手続のほか、受入地の関係者と打ち合わせを行い、建設発生土の崩壊や降雨による流出等により公衆災害が生じないよう適切な措置を講ずること。

(3) 運搬費の計上

- ・再利用先までの運搬費は、発生工事及び利用工事間において協議し、運搬することとなった側が直接工事費に計上する。

4 建設発生土受入れ型工事の施工

同一工事内の切盛土量の均衡を図るだけでなく、地域及び地形等を考慮のうえ、盛土及び築山等が可能な場合は、他の公共工事からの建設発生土を積極的に受け入れるよう努めること。

5 スtockヤードの利用

建設発生土の利用時期の調整を行い、利用促進を図るため、建設発生土を保管する場所（ストックヤード）の確保に努め利用を図るものとする。

附 則

この要領は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
事業(工事)名	
事業(工事)施工場所	
事業(工事)概要等	
事業(工事)着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 新材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑥×100)	備考
建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	
取りこわし建物	件						

※地図、航空写真、踏査等から検討する。

※利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リサイクル計画書 (詳細設計)

1. 設計概要

発注機関名	
委託場所	
履行場	
設計概要等	
工事着手予定時期	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用 可能量	③ 再生材利用 可能量	④ 再生材利用 可能量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合には記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用 可能量	⑧ 他工事への 搬出可能量	⑨ 再資源化施設 への搬出可能量	⑩ 最終処分量	⑪ 現場内利用率 (⑦/⑩×100)	備考
第1種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
第2種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
第3種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
第4種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
泥土(浚渫土)	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
合計	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

- ① 第1種建設発生土…砂、礫及びこれらに準ずるもの。
- ② 第2種建設発生土…砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。
- ③ 第3種建設発生土…通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。
- ④ 第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。(第3種建設発生土を除く)
- ⑤ 泥土(浚渫土) …浚渫土のうちコーン指数が概ね200kN/m²以下のもの。

※建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。

※利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。

※建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

リ サ イ ク ル 計 画 書 (積算段階)

1. 事業(工事)概要

発注機関名	
工事名	
施工場所	
工事概要等	
工期(予定)	

2. 建設資材利用計画

建設資材	① 利用量	② 現場内利用量	③ 再生材利用量	④ 新材利用量	⑤ 再生資源利用率 (②+③)/①×100	備考
土砂	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	
砕石	トン	トン	トン	トン	%	
アスファルト混合物	トン	トン	トン	トン	%	
	トン	トン	トン	トン	%	

※最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。

3. 建設副産物搬出計画

指定副産物の種類	⑥ 発生量	⑦ 現場内利用量 (減量化量)	⑧ 他工事への搬出量	⑨ 再資源化施設への搬出量	⑩ ストックヤードへの搬出量	⑪ 現場内利用率 ⑦/⑥×100	⑫ 有効利用率 (⑦+⑧+⑨)/⑥×100	備考
建設発生土 第1種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 第2種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 第3種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 第4種建設発生土	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
建設発生土 泥土(浚渫土)	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	地 ³ lm	%	%	
コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
アスファルト・コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設汚泥	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	
建設発生木材	トン	トン	トン	トン	トン	%	%	

※建設発生土の区分(既存資料から判断するものとする)

①第1種建設発生土:砂、礫質土及びこれらに準ずるもの。
 ②第2種建設発生土:砂質土、施工の根材及び剪定材を含む。
 ③第3種建設発生土:通常の根材及び剪定材を含む。
 ※建設発生土・建設発生土の搬出量は、「⑦現場内利用量」に再利用率を記入する。
 ※「⑩ストックヤード」には、民間工事や、民間工事も含む。
 ※「他工事」には、他機関の公共工事や、民間工事も含む。

④第4種建設発生土…粘性土及びこれらに準ずるもの。
 ⑤泥土(浚渫土) …浚渫土のうちコーン指数が概ね200kN/m²以下のもの。

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工事名	
工事概要	

I 建設資材利用計画

[]内;目標値、()内;達成値	土 砂 { % }	砕 石 { % }	アスファルト混合物 { % }
再生資源利用率の目標値(100%)を達成できない理由			
再生材の供給場所がない			
再生材の規格が仕様に適合しない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

[]

II 建設副産物搬出計画・実績

1 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

[]内;目標値、()内;達成値	建設発生土 { % }	コンクリート塊 { % }	アスファルト・コンクリート塊 { % }
有効利用率の目標値を達成できない理由			
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

[]

2 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

[]内;目標値、()内;達成値	建設汚泥 { % }	建設発生木材 { % }	建設混合廃棄物 { % }
有効利用率の目標値を達成できない理由			
他に再利用できる現場がない			
再利用できる現場の要求する規格に適合しない			
有害物質が混入している			
再資源化施設がない			
その他 (下の括弧内に記入)			

その他

[]

注) それぞれの品目で再生資源利用率及び有効利用率がそれぞれの目標値に達しない場合は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に○印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

再生資源の利用基準

平成12年8月1日
宮崎県土木部

第1条 趣旨

この基準は、建設工事の施工に伴って発生する再生資源の利用の確保を図るため、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針第3の規定に基づき、宮崎県土木部が所管する建設工事における再生資源の利用に関する基準を定めるものとする。

第2条 再生資材の利用

- 1 コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊（以下、「アスファルト塊」という。）を再生資材として利用する場合は、それぞれ表1及び表2の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。
- 2 その他の再生資材の利用については、技術検査課及び事業主管課と協議するものとする。

表1 コンクリート塊の主な利用用途

再生資材	主な利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材

表2 アスファルト塊の主な利用用途

再生資材	主な利用用途
再生クラッシャーラン	道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料 土木構造物の裏込材及び基礎材 建築物の基礎材
再生加熱アスファルト混合物	道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料（ただし、ギャップ舗装、排水性舗装等の特殊な機能や構造をもつ舗装には使用しない。）

備考 1 「その他舗装」とは、歩道及び駐車場等の舗装並びに建築物等の敷地内の舗装をいう。

2 道路舗装に利用する場合においては、再生骨材の強度、耐久性等の品質を特に確認のうえ利用するものとする。

第3条 再生資材の品質規格

1 再生クラッシャーラン

(1) 道路舗装及びその他舗装の下層路盤材料、土木構造物の裏込材及び基礎材、建築物の基礎材として利用する再生クラッシャーランは、発生段階で分別・破碎されたコンクリート塊及びアスファルト塊から製造した再生骨材とし、ごみ、どろ、木片、金属片等の有害物を含んでいてはならない。

(2) 再生クラッシャーランの粒度範囲及び品質は表3及び表4に掲げる規格を満足するものとする。

表3 再生クラッシャーランの粒度範囲

ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)							
	53	37.5	31.5	26.5	19	13.2	4.75	2.36
粒度範囲 (mm)								
(RC-40)	100	95~			50~		15~	5~
40~0		100	—	—	80	—	40	25
(RC-30)		100	95~		55~		15~	5~
30~0			100	—	85		45	30

注) 再生クラッシャーランの粒度は、モルタル粒等を含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表4 再生クラッシャーランの品質

適 用 項 目	修正CBR % 注1)	P.I 塑性指数 注2)	すりへり減量 % 注3)
簡易舗装	10以上 [20以上]	9 以下	50 以下
アスファルト舗装	20以上 [30以上]	6 以下	
セメントコンクリート舗装	20以上 [30以上]	6 以下	

注1) アスファルト塊から製造した再生骨材を含む場合で、上層路盤及び基層・表層の合計厚が40cmよりも小さい場合には、修正CBRの規格値は [] 内の数値を適用する。

注2) セメントコンクリート舗装に再生クラッシャーランを用いる場合、試験路盤により支持力が確認できるときや過去の実例で経験的に耐久性が確認されているときは、425 μ mふるい通過分のP.Iを10以下としてもよい。この場合で、425 μ mふるい通過量が10%以下の材料では、P.Iが15のものまで用いることができる。

注3) コンクリート塊から製造した再生骨材について適用し、試験方法はロサンゼルスすりへり減量試験 [粒度は道路用碎石S-13 (1.3~5mm)のもの] とする。

2 再生加熱アスファルト混合物

- (1) 道路舗装及びその他舗装の基層用材料及び表層用材料として利用する再生加熱アスファルト混合物における再生アスファルトコンクリート再生骨材は、発生段階で分別・破碎されたアスファルト塊から製造した再生骨材とし、ごみ、どろ、木片、金属片等の有害物質を含んでいてはならない。
- (2) 再生加熱アスファルト混合物における再生骨材配合率は30%以下とする。
- (3) アスファルトコンクリート再生骨材の品質は表7に掲げる規格を満足するものとする。

表7 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

項 目	旧アスファルト含有率 (%)	旧アスファルトの針入度 25℃ (1/10mm)	洗い試験で失われ る量 (%)
規 格 値	3.8以上	20以上	5以下

第4条 構造設計

アスファルト舗装構造設計に用いる再生資材の等値換算係数は、第8条第1項第3号に準ずるものとする。

第5条 施 工

再生資材の施工方法は、第8条第1項第1号及び第3号によるものとする。

第6条 品質管理

再生資材の品質管理は、第8条第1項第1号及び第3号による。

第7条 建設発生土の利用

- 1 建設発生土を利用する場合は、表8の左欄に掲げる区分に応じ、主として右欄に掲げる用途に利用するものとする。
- 2 用途別の品質については別途考慮のするものとする。

表8 建設発生土利用基準

区 分	用 途
第1種建設発生土 砂、れき及びこれらに準ずるものをいう。	工作物の埋戻材料 土木構造物の裏込材 道路盛土材料 宅地造成用材料
第2種建設発生土 砂質土、れき質土及びこれらに準ずるものをいう。	土木構造物の裏込材 道路盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料
第3種建設発生土 通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるものをいう。	土木構造物の裏込材 道路路体用盛土材料 河川築堤材料 宅地造成用材料 水面埋立て用材料
第4種建設発生土 粘性土及びこれに準ずるもの（第3種建設発生土を除く。）をいう。	水面埋立て用材料

注) 「これ(ら)に準ずるもの」とは、土質改良を行うことにより建設発生土の性質が変化した土を指す。また、ロームやシルトは第3種又は第4種の「これに準ずるもの」に該当する。

第8条 その他

- 1 この基準に規定していない事項は、次の各号による。
- (1) 土木工事共通仕様書 (宮崎県土木部)
 - (2) アスファルト舗装要綱 (社団法人 日本道路協会)
 - (3) プラント再生舗装技術指針 (")

2 この基準により難しい場合は、技術検査課及び事業主管課と協議するものとする。

附則

この基準は、平成5年7月15日から施行する。

附則

この基準は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この基準は、平成10年1月5日から施行する。

附則

この基準は、平成12年4月3日から施行する。

附則

この基準は、平成12年8月1日から施行する。

再生資材の規格試験実施要領

平成12年4月3日

宮崎県土木部

(趣旨)

第1条 この要領は、再生資材の品質の確保を図るため、建設工事における建設副産物の適正処理の確保及び再生資源の利用の促進に関する基本方針第3の規定に基づき、宮崎県土木部が所管する建設工事に使用する再生骨材の規格試験（以下、「試験」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(試験の実施)

第2条 再生骨材が別途定める再生資源の利用基準第3条に規定する品質規格を満足することを確認するため、再生骨材を納入しようとする者からの依頼に基づき、原則として年2回試験を実施するものとする。

2 前項に規定する試験の結果は、原則として試験の日から起算して6カ月間有効とする。ただし、品質の変化が生じたと認められる場合には、その都度、試験を実施するものとする。

(試験の方法)

第3条 試験は、原則として宮崎県建設技術センター又は土木工事用骨材の規格試験実施要領（昭和57年4月1日宮崎県土木部定め）第3の規定に基づき県が指定した民間の試験機関（以下「民間試験機関」という。）において実施するものとする。

- 2 所轄の土木事務所（西臼杵支庁管内にあっては、西臼杵支庁、以下、「土木事務所等」という。）の職員（以下、「立会人」という。）は、試験依頼者の行う試料採取に立会い、立会証明書（別記様式）を交付するものとする。
- 3 宮崎県建設技術センター所長又は民間試験機関の長は、前条に規定する試験を行うに当たって、試料が立会人の立会いのもとに採取されたことを確認するため、試験依頼者に前項の立会証明書の提出を求めるものとする。

（試験の実施時期）

第4条 試験の実施時期は、原則として下表のとおりとする。

再生クラッシャーラン

試験機関	試験実施時期
宮崎県建設技術センター	随時

再生切込砕石

試験機関	試験実施時期
宮崎県建設技術センター	随時
民間試験機関	随時

注1) 粒度試験は年2回（6カ月間有効）行うが、それ以外の試験（修正CBR、PI、すりへり減量）の試験は年1回（12カ月間）とする。

注2) 粒度試験の際には、試験前の半年間の自主管理資料（ふるい分け試験による品質管理表、試験状況写真--それぞれ1回/月以上）を提出する。各試験機関は自主管理資料が規格を満足している事を、確認したのち試験を行う。

(試験結果の報告)

第5条 宮崎県建設技術センター所長又は民間試験機関の長は、試験を終了したときは、速やかに試験結果報告書を、試験依頼者及び土木事務所等の長並びに技術検査課長に送付するものとする。

附則

この要領は、平成5年7月15日から施行する。

附則

この要領は、平成7年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成10年1月5日から施行する。

附則

この要領は、平成12年4月3日から施行する。

別記様式(第3条関係)

立会証明書

会社名			
試料採取場所 (採取状況)			
採取年月日	平成 年 月 日	天候	
試料の種類			

この試料については、上記のとおり立会いのうえ採取したことを証明します。

平成 年 月 日

立会人 所 属

氏 名

